

平成24年10月24日

平成24年10月25日

標 茶 町 議 会
平成23年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号（10月24日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について	4
認定第2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	4
認定第3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	4
認定第4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	4
認定第5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	4
認定第6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について	4
認定第7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について	4
決算審査意見書補足説明	26
内容質疑	32
散会の宣告	51
第2号（10月25日）	
開議の宣告	55
付議事件	
認定第1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について	55
認定第2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	55
認定第3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	55
認定第4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	55
認定第5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	55
認定第6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について	55
認定第7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について	55
内容質疑	55
総括質疑	
深見 迪 君	65
菊地 誠道 君	71
本多 耕平 君	75
後藤 勲 君	84
舘田 賢治 君	88
閉会の宣告	111

平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成24年10月24日（水曜日） 午前10時45分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について
- 認定第 2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
- 認定第 3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第 4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
- 認定第 5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第 6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について
- 認定第 7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について

○出席委員（10名）

委員長	黒沼俊幸君	副委員長	後藤勲君
委員	松下哲也君	委員	長尾式宮君
〃	菊地誠道君	〃	本多耕平君
〃	林博君	〃	舘田賢治君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君

○欠席委員（2名）

委員 田中敏文君 委員 川村多美男君

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君

平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

育成牧場長	類 瀬 光 信 君
病院事務長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
監 査 委 員	田 中 俊 彦 君
監 査 委 員	鈴 木 裕 美 君
監査事務局長	玉 手 美 男 君 (議会事務局長兼務)
会計管理者	今 敏 明 君
兼出納室長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議事係長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時45分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名、欠席2名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

林君。

○委員(林 博君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願いたいと思います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま林委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、林委員からの指名推選に決定いたしました。

林委員。

○委員(林 博君) 委員長には、黒沼君を指名しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま林委員から、委員長に黒沼の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

林委員。

○委員（林 博君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま林委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、林委員からの指名推選に決定いたしました。

林委員。

○委員（林 博君） 副委員長には、後藤君を推薦しますので、よろしくお取り計らいを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま林委員から、副委員長に後藤君の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には後藤委員が当選しました。

休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

認定7案について説明を求めます。

企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 初めに、認定第1号から第5号までの平成23年度標茶町一般会計、4つの特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。

まず、本町を取り巻く経済情勢であります。東日本大震災の復旧・復興のスピード感が上がらず、先行き不透明感による消費の落ち込み、求人や投資の低迷が続く、北海道、そして本町においても依然として厳しい状況下に置かれ、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっています。このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもとに協働のまちづくりを推し進めてきたところでありますし、より安全な、より便利な、より快適な暮らしの実現に向けた施策を

着実に実施してきたところであります。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著でありますし、その依存財源の主であります地方交付税については、地域主権型社会を目指す国の姿勢が見受けられますが、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、扶助費の増加や他会計への繰り出し、公共施設の耐震化対策など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革に取り組んでまいりまして、一般職給与で申しますと、対前年度比で1,620万2,000円の削減を行ったところであります。

決算数値等の子細につきましては、後ほど資料により説明させていただきますが、一般会計の歳入決算額は110億408万2,773円、歳出決算額は109億4,887万1,494円、歳入歳出差し引き5,521万1,279円で決算を終えたところであります。

なお、歳入の町税であります。課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みなど、納税者の皆さんの理解を求めながら対応してまいりまして、現年、滞繰合わせての収納率は91.6%と対前年度比2.2ポイントの増となったところであります。

歳出につきましては、当初予算可決後、8回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってきたところであります。その結果、平成23年度の財政指数につきましては、財政力指数が0.195と対前年度比0.006ポイントの低下、経常収支比率は83.7%で対前年度比2.3ポイントの増となりましたが、実質公債費比率は13.3%、将来負担比率は64.6%と前年度より改善したところであります。

なお、後ほど報告させていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第5号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書につきましてご説明申し上げます。

まず、決算資料をごらんください。

1ページ、各会計歳入歳出決算総括表であります。一般会計、歳入決算額110億408万2,773円、歳出決算額109億4,887万1,494円で、差し引き額は5,521万1,279円であります。

続きまして、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額11億4,627万9,081円、歳出決算額11億3,480万3,010円で、差し引き額は1,147万6,071円であります。

下水道事業特別会計は、歳入決算額8億4,147万9,016円、歳出決算額8億3,950万9,966円で、差し引き額は196万9,050円であります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、まず保険事業勘定は、歳入決算額8億3,210万1,564円、歳出決算額8億1,377万7,195円で、差し引き額は1,832万4,369円となり、サービス事業勘定では歳入決算額4億9,564万8,634円、歳出決算額4億8,873万9,025円で、差し引き額は690万9,609円であります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額8,362万8,066円、歳出決算額は8,287万6,138円で、差し引き額は75万1,928円となりました。

企業会計を除く全会計合計では、歳入決算額144億321万9,134円で、歳出決算額は143億857万6,828円、差し引き額で9,464万2,306円となりました。

平成22年度の歳出決算額と比較いたしますと、16億2,384万5,683円、率では10.2%の減少となりました。

次に、2ページをごらんください。

一般会計歳入決算内訳であります。1款町税から21款町債までの合計で申し上げますが、調定額は113億8,841万4,318円で、収入済額は110億408万2,773円となり、不納欠損額は607万565円、収入未済額は3億7,826万980円で、収納率は96.6%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が31.5%と対前年度比4.1ポイント高くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額110億7,902万5,000円に對しまして、支出済額は109億4,887万1,494円で、翌年度繰越額7,265万9,000円、不用額は5,749万4,506円で、執行率は98.8%であります。

次、4ページをお開きください。

一般会計歳出性質別決算内訳につきましては、主なもののみご説明申し上げます。

人件費の一般職給与については、平成22年度9億4,878万8,000円に對しまして、平成23年度9億3,258万6,000円で、金額では1,620万2,000円の減、率では1.7%の減となりました。

物件費は、平成22年度14億1,920万円に對し、平成23年度14億8,366万円で、金額では6,446万円の増加、率では4.5%の増となりました。

補助費は、平成22年度24億3,133万4,000円に對し、平成23年度25億4,352万7,000円で、金額では1億1,219万3,000円の増、率では4.6%の増となりました。

普通建設事業費は、平成22年度36億2,294万2,000円に對し、平成23年度21億6,110万3,000円で、金額では14億6,183万9,000円の減、率では40.3%の減となりました。

公債費は、平成22年度13億49万5,000円に對し、平成23年度12億3,084万7,000円で、金額では6,964万8,000円の減、率では5.4%の減となりました。

出資金につきましては、1億7,900万円の皆減であります。

繰出金は、平成22年度6億1,658万1,000円に對し、平成23年度6億5,525万8,000円で、金額では3,867万7,000円の増、率では6.3%の増となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいまご説明いたしました歳入と歳出及び歳出の性質別につきまして、平成19年度を基準とし、趨勢比較を行っております。

まず、5ページであります。一般会計年度別歳入比較であります。特徴的な部分で申し上げますと、9款地方特例交付金は、平成22年度から子ども手当特例交付金により増加をしております。14款国庫支出金につきましては、負担金と補助金に区分されますが、うち補助金につきましては一般的に普通建設事業費との比例関係となります。

なお、6ページの一般会計年度別歳出比較表及び7ページの一般会計年度別歳出性質別比較表につきましては、説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

8ページは国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入は、1款国民健康保険税、調定額は4億3,367万6,045円、収入済額は3億3,264万1,589円、

不納欠損額は823万8,781円で、収納率は76.7%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額12億4,757万2,537円、収入済額は11億4,627万9,081円で、不納欠損額823万8,781円、収入未済額は9,305万4,675円で、収納率は91.9%となりました。

歳出につきましては、1款総務費から12款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額12億5,531万8,000円に対しまして、支出済額は11億3,480万3,010円、不用額は1億2,051万4,990円で、執行率は90.4%となりました。

なお、本決算資料の後段に添付しております国民健康保険事業決算の参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、9ページでございますが、下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

歳入、1款分担金及び負担金は、調定額2,644万680円、収入済額1,909万120円、不納欠損額472万4,880円で、収納未済額は262万5,680円、収納率は72.2%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,431万7,550円、収入済額は7,685万650円、不納欠損額13万9,570円で、収入未済額は732万7,330円、収納率は91.1%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額8億5,629万6,476円、収入済額は8億4,147万9,016円で、不納欠損額486万4,450円、収入未済額は995万3,010円で、収納率は98.3%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額8億5,600万2,000円に対しまして、支出済額8億3,950万9,966円、不用額は1,649万2,034円で、執行率は98.1%となりました。

10ページをお開きください。

介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算であります。歳入、1款保険料は、調定額1億2,777万300円、収入済額は1億2,168万8,872円、収入未済額は608万1,428円で、収納率は95.2%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額8億3,818万2,992円、収入済額は8億3,210万1,564円で、収入未済額は608万1,428円で、収納率は99.3%となりました。

歳出は、1款総務費から7款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額8億3,040万1,000円に対しまして、支出済額8億1,377万7,195円、不用額は1,662万3,805円で、執行率は98%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定であります。歳入、1款サービス収入は、調定額4億4,470万4,829円、収入済額は4億4,319万5,929円、収入未済額150万8,900円で、収納率は99.7%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額4億9,715万7,534円、収入済額は4億9,564万8,634円で、収入未済額は150万8,900円で、収納率は99.7%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額4億9,869万円に対しまして、支出済額4億8,873万9,025円、不用額は995万975円で、執行率は98%となりました。

12ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。歳入の1款後期高齢者医療保険料は、

調定額5,646万3,700円、収入済額は5,590万371円、不納欠損額3,200円、収入未済額は56万129円で、収納率は99%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額8,419万1,395円、収入済額は8,362万8,066円、不納欠損額3,200円、収入未済額56万129円で、収納率は99.3%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額9,217万円に對しまして、支出済額8,287万6,138円、不用額は929万3,862円で、執行率は89.9%となりました。

以上で平成23年度決算資料についての説明は終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明申し上げます。

初めに、1ページでございます。

産業の振興であります。基幹産業であります酪農情勢につきましては、生乳生産量は15万9,000トン、対前年比97.9%にとどまりましたが、良質自給飼料の確保に努めました。

また、環境と調和した生産に向け、家畜ふん尿の適正処理と有効利用を促すとともに、家畜疾病予防対策に取り組みました。

中山間地域等直接支払交付金制度につきましては、集落協定参加377件、協定面積2万5,373ヘクタール、交付金額は3億9,933万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げています。

一方、消費については、学校給食などに待望のしべちゃ牛乳の提供が始まり、よき理解者の増加等に効果を上げています。

育成牧場は、良質な粗飼料生産と放牧を基軸とする強い牛の育成に力を注いできました。

林業の振興につきましては、2ページになりますが、造林事業の積極的な展開と林道網の整備を行いました。森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、延べ210件の参加により森林4,502ヘクタールの協定を締結し、適切な管理がなされました。

なお、エゾシカの食害対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊を組織するとともに、新たな捕獲方法の実証試験に協力し、わな免許取得を促す取り組みを進めました。

水産業の振興につきましては、内水面漁業の主軸でありますワカサギの増殖事業の支援を行いました。

商工業の振興につきましては、商工会への支援を行うとともに、地域経済活性化等を目的とした事業への支援と、新たな起業に対する支援により、地域循環を促進しました。

労働対策につきましては、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興につきましては、都市部における観光物産PRや町内イベントへの支援を行うとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてであります。安心して暮らせるまちづくりとして、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道につきましては、町内各地域で整備を進め、平成23年度末道路現況では508路線、729キロメートル、改良延長393キロメートル、舗装延長355キロメートルとなり、改良率は54%、舗装率は48.7%となりました。

冬期の道路維持管理につきましては、直営及び委託業者18社により交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園につきましては、駒ヶ丘公園木道の改修を実施し、公営住宅につきましては、麻生団地で2棟8戸の建てかえを進めました。

上水道事業につきましては、釧路川横断管の布設がえを了し、下水道事業につきましては、磯分内地区の一部供用を開始しました。

4ページをごらんください。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。

社会福祉を取り巻く環境が複雑多様化している中、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療、また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉につきましては、各種福祉事業を円滑に進めるとともに、高齢者グループホームのスプリンクラー整備を支援いたしました。

障害者福祉につきましては、安心して暮らせる地域社会の充実を図り、児童福祉につきましては、ゼロ歳児保育を継続するとともに、子育て応援チケットによる子育て支援に努めました。

住民の健康増進につきましては、国保人間ドックや総合健診の実施による疾病の早期発見に努めるとともに、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営につきましては、職員のスキルアップと患者の立場に立った医療サービスの提供に努めるとともに、利用しやすい施設づくりに取り組みました。

廃棄物の処理につきましては、住民の協力のもと、減量化、資源化に努めるとともに、自然の番人宣言に基づく清掃活動を行いました。

また、火葬場につきましては、名称も新たに改築いたしました。

安全・安心な暮らしの施策につきましては、防災意識の高揚のために防災の日に合わせて、総合防災訓練を実施しました。また、教育施設を初め、公共施設の耐震化を進めました。

交通安全運動につきましては、関係団体や地域会等と連携し、取り組みを進めるとともに、安心なまちづくりとして各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めたところであります。

学校教育につきましては、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した知・徳・体の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上につきましては、指導と評価の一体化による指導の工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努め、標茶小学校と塘路小中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

6ページをお開きください。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校、いじめ防止にかかわる一校一運動の取り組みを進めました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図ると

ともに、各種検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、標茶小学校と標茶中学校に支援員を配置し、また校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通しての指導力の向上に努めました。

通学路等の安全確保につきましては、防犯教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備につきましては、虹別中学校屋体の耐震化を進め、中茶安別小中学校給油施設の改修を行ったところであります。

また、学校器材として4校分のパソコンを更新するとともに、スクールバス、給食配送車各1台を更新しました。

なお、幼稚園については、保育園との合築に着手いたしました。

学校給食につきましては、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図りつつ、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めるとともに、地場産品利用によるふるさと給食を実施しました。

遠距離通学につきましては、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図りました。社会教育につきましては、幼少年から高齢者までの各期にわたり、学習機会の提供やライフスタイル、地域課題に即した学習支援を展開し、成果が日常生活や地域づくりに生かされるよう努めました。

7ページであります。

幼少年教育につきましては、アドベンチャースクール、地域子ども教室、子どもの夢を育てるまつり等を開催し、また家庭教育支援として、公民館において親子を対象とした各事業を開催し、家庭と地域の教育力の向上を目指しました。

青年教育につきましては、成人式前夜祭をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりや青年の社会的役割の自覚を促す働きかけを行いました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心として地域課題解決のための学習や各種教室、講座の開催を行いました。

また、女性の活動では、女性のつどいなど、自主的で多彩な活動が展開されております。

高齢者教育につきましては、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに取り組みました。

文化振興につきましては、各種助成、補助制度を通じた団体の育成や文化バスの運行など、文化意識の涵養を図りました。

8ページでございますが、スポーツの振興につきましては、各スポーツ団体の活動支援を図るとともに、ウォーキングマップの作成、配布を行いました。また、健康づくり運動指導員及び専門員などが保健部門との連携を通じた健康づくり、健康増進に取り組みました。

図書館につきましては、図書資料の充実に努めるとともに、広大なエリアをカバーする移動図書館バスの更新に努めました。

郷土館につきましては、館内の移動展示に力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。

次に、地域活動の振興についてであります。地域の特性や魅力を生かしながら、個性あ

る自律したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のために必要な措置を講じるとともに、地域との任務分担を図りながら、よりよい地域づくりに努めてきました。

次に、10ページからの予算執行の実績につきましては、主なもののみ説明をさせていただきます。

2款総務費でございますが、町有施設の整備では、決算額4,619万8,000円、執行率はおおむね100%でありまして、施設の長寿命化を図りました。

町営バスの運行では、決算額4,673万9,000円、執行率は99.8%でありまして、6路線の運行により地域交通の確保を図ったところであります。

地域振興事業では、決算額1,278万8,000円、執行率はおおむね100%でありまして、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じ、コミュニティーの形成に努めました。

また、きめ細かな臨時対策事業及び住民生活に光をそそぐ臨時対策事業では、町道の補修や移動図書館バスの更新など、国の交付金を活用し、合わせて16事業を行ったところであります。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では最終予算額及び決算額は、ともに1億8,907万1,000円でありまして、社会福祉協議会を初めとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ホットライフ制度として低所得世帯への生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億3,378万8,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定を図ったところであります。

12ページでございますが、高齢者福祉の増進では、決算額2,633万円、執行率は99%でありまして、1、敬老会助成から15、徘徊高齢者等位置情報検索システム運営までの事業を実施し、記載の成果を得たところであります。また、特別事業として高齢者グループホームスプリングラー整備の助成を行いました。

心身障害者福祉の向上では、決算額2億4,086万円、執行率はおおむね100%でありまして、1、福祉団体活動助成から14ページの14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

15ページと16ページの児童福祉の増進では、決算額1億979万1,000円、執行率は99.7%でありまして、1、学童保育所の運営から5、子育て応援チケットまでの事業を実施、記載の成果を得るとともに、さくら保育園の改築事業に着手いたしました。

次に、17ページの4款衛生費であります。保健衛生及び予防対策では、決算額4,753万円、執行率は99.4%でありまして、18ページの13、予防事業では任意の予防接種であるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンを接種費用無料で実施いたしました。

病院事業会計補助金につきましては、負担金として3億6,417万4,000円、補助金として1億1,917万円、合わせて4億8,334万4,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図ったところであります。

墓地、火葬場運営事業では、決算額2億2,503万1,000円、執行率は99.9%でありまして、火葬場の改築などを行いました。

じんかい処理事業では、決算額1億4,315万1,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処

理組合運営費を負担し、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集の委託などを実施し、廃棄物の適正処理など記載の成果をおさめたところです。

20ページですが、5款労働費、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行いました。

次に、6款農林水産業費であります。農業基盤の整備では、決算額4億1,678万3,000円、執行率は92.4%であり、施策の成果として、農道7本の整備や畜産担い手総合整備事業で4地区の事業などを行いました。

農業経営の振興では、決算額4億2,885万2,000円、執行率は99.8%でありまして、施策の成果では、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、学校給食牛乳供給支援事業により消費者との交流の活性化が図られるなど、記載の成果をおさめたところであります。

22ページであります。

畜産の振興では、家畜の疾病予防対策への支援等を行いました。

育成牧場運営事業では、決算額3億5,066万7,000円、執行率はおおむね100%でありまして、育成と哺育の受託により、酪農経営の安定と後継牛の確保に貢献したところであり、また牧野衛生対策を実施しました。

23ページ、林業の振興では、決算額1億129万5,000円、執行率は99.8%でありまして、施策の成果では、森林整備地域活動支援事業により、不在村森林所有者の植林及び保育等の促進と維持管理の徹底が図られたとともに、各事業による植栽や除間伐により森林機能の高度発揮が図られました。また、有害鳥獣駆除、特にエゾシカの個体数削減に積極的に取り組んだところであります。

水産業の振興では、最終予算額及び決算額はともに75万6,000円でありまして、ワカサギふ化増殖事業等に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図ったところであります。

次に、7款商工費、商工業の振興についてであります。決算額は2億505万円で、執行率は99.6%でありまして、施策の成果では、中小企業への融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、新たな起業へのチャレンジや買い物不便地域への出前商店街への支援を行い、地域経済の活性化を図ったところであります。

観光の振興では、決算額2,099万5,000円、執行率は97.5%でありまして、産業まつりの支援、各観光施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費であります。町道の整備では、決算額6億6,919万5,000円、執行率は93.5%でありまして、虹別斜線防雪柵の新設、標茶中茶安別線等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

25ページであります。都市公園整備事業では、決算額2,974万7,000円、執行率は97.3%でありまして、各公園の維持管理に努めるとともに、平和公園の整備工事を行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額1億2,058万2,000円、執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果では、麻生団地において除却と2棟8戸の建てかえを行ったところであります。

9款消防費であります。釧路北部消防事務組合に対する負担を行ったところであります。

10款教育費であります。26ページになりますが、小学校教育では、決算額3億1,018万

3,000円、執行率は99.9%でありまして、施策の成果では、パソコンの整備、標茶小学校校舎の改築、スクールバスの更新を行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載の成果を得たところであります。

中学校教育では、決算額9,633万5,000円、執行率は95%でありまして、施策の成果では、虹別中学校屋体の耐震改修と外構整備を行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、小学校教育と同様、父母負担の軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載の成果を得たところであります。

27ページの社会教育では、決算額580万円、執行率は98.4%でありまして、1、幼少年教育から7、文化財の保護まで、それぞれ記載の成果を得たところでございます。

29ページでございます。

郷土館の機能充実では、決算額830万5,000円、執行率は97.5%でありまして、緊急雇用創出推進事業を活用した埋蔵文化財資料等の整理を進めたところであります。

30ページでございます。

学校給食の充実では、給食配送車1台の更新等を行いました。

学校教育施設整備であります。決算額は1,043万3,000円で、教育環境の充実に努めました。

13款諸支出金の下水道事業の決算額は2億9,470万1,000円で、それぞれ記載の成果をおさめたところであります。

以上が平成23年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。説明を割愛させていただきました項目につきましては、お目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成23年度基金の運用状況についてをご説明申し上げます。

1ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は21件で195万2,200円、貸し付けは新規2件、継続5件の計7件で、金額は新規48万円、継続で150万円、貸付合計で198万円となっております。本年度末現在高につきましては、現金または預金で1,357万6,700円、貸し付けで44件、2,092万5,800円となっております。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金であります。当該年度について運用実績はございませんでした。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は300万円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は5件で21万9,790円、貸し付けは新規6件で30万9,560円となっております。本年度末現在高は、現金または預金で291万230円、貸し付けで1件8万9,770円となっております。

4ページをお開きください。

土地開発基金の運用状況調書であります。基金の額は3億1,616万8,241円で、本年度運用状況につきましては、利子積み立てが3万6,390円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金または預金1億6,140万7,824円、土地で1億5,476万417円となっております。

次に、平成23年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1ページ、総括であります。

公有財産、（１）、土地及び建物であります。決算年度中に増減のありました項目のみについてご説明いたします。

まず、土地についてであります。公共用財産、その他の施設で8,225平方メートルの増、その他で1万3,251平方メートルの減、合計で5,026平方メートルの減となり、決算年度末現在高は9,683万7,118平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で申し上げます。公共用財産、学校で4,121平方メートルの減、公営住宅で240平方メートルの減、公園で3平方メートルの増、その他の施設で307平方メートルの増、その他で124平方メートルの減、合計で4,175平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万8,363平方メートルとなりました。

次に、（２）、山林であります。面積に決算年度中増減はなく、立木の推定蓄積量では所有量で1万8,806立方メートルの増、分収量で668立方メートルの増、合計で1万9,474立方メートルの増となり、決算年度末現在高は62万4,060立方メートルとなりました。

（３）、有価証券であります。決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末現在高は1,834万円であります。

次に、２ページ、出資による権利であります。決算年度中の増減はありませんでした。決算年度末現在高合計は3,473万3,500円であります。

次に、３ページ、物品であります。増減のあった区分のみご説明申し上げます。

１、乗用車は1台の減、10番図書館車は1台の増、27番オートバイは2台の増で13台となりました。

次に、４ページ、基金についてであります。

まず、（１）、育英資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末現在高は3,450万2,500円あります。

（２）、財政調整基金につきましては、元金積み立て3億9,293万7,000円に対し、利子積み立て6万3,816円を加えた額から取り崩し4億円を差し引いた699万9,184円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は10億6万8,395円となりました。

（３）、土地開発基金につきましては、土地面積の増減はございませんが、現金につきましては、利子積み立て3万6,390円が決算年度中の増となり、決算年度末現在高は1億6,140万7,824円となりました。

（４）、医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円あります。

５ページ、（５）、国民健康保険財政調整基金につきましても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は10万399円あります。

（６）、減債基金につきましては、元金積立金1億9,553万1,000円に利子積み立て5万259円を加えた額から取り崩し1億9,056万5,000円を差し引いた501万6,259円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は4億9,563万2,703円となりました。

（７）、福祉基金につきましては、利子積み立て2,938円から取り崩し18万6,000円を差し引いた18万3,062円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億7,999万4,931円となりました。

（８）、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て4,119万9,000円に利子積み立て

6万3,552円を加えた額から取り崩し456万7,500円を差し引いた3,669万5,052円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は4億7,342万944円となりました。

6ページをお開きください。

(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て3,777万7,000円から取り崩し3,955万4,286円を差し引いた177万7,286円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億7,472万4,045円となりました。

(10)、介護給付費準備基金につきましては、元金積み立て57万3,699円に利子積み立て1,808円を加えた額から取り崩し500万円を差し引いた442万4,493円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は385万7,817円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て3,000万円に利子積み立て1万9,212円を加えた額から取り崩し1,043万3,235円を差し引いた1,958万5,977円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億488万9,898円となりました。

(12)、地域交通対策基金につきましては、元金積み立て574万4,400円に利子積み立て483円を加えた額から取り崩し1,195万4,487円を差し引いた620万9,604円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億2,604万8,325円となりました。

(13)、地域文化振興基金につきましては、元金積み立て66万7,000円から取り崩し111万640円を差し引いた44万3,640円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億511万3,999円となりました。

(14)、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、決算年度中に残高156万5,793円を全額取り崩し、決算年度末現在高は0円で基金を廃止しました。

次に、8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、前段の総括公有財産と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成23年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で全体計画の年割額では平成22年度3,400万円、平成23年度1億5,470万6,000円、合計で1億8,870万6,000円、財源内訳の計では国道支出金1億3,209万4,000円、地方債5,660万円、一般財源1万2,000円でありまして、実績につきましては、全て全体計画と同額となっております。

続いて、10款教育費、2項小学校費、事業名、標茶小学校校舎防音事業は全体計画の年割額で平成21年度1億1,312万6,000円、平成22年度8億5,120万円、平成23年度2億5,597万9,000円、合計で12億2,030万5,000円、財源内訳の計では国道支出金7億7,597万円、地方債3億6,930万円、一般財源7,503万5,000円で、実績につきましては、平成22年度支出済額で10万円の減、その財源内訳は地方債100万円の減、一般財源90万円の増で、比較の計も同額であります。

次に、平成23年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生しておりませんので比率は出てまいりません。実質公債費比率は13.3%で、対前年比0.8ポイントの減、将来負担比率は64.6%で、対前年比5.2ポイントの減となり、法律に規定する4指標全てが括弧内に記載しております早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率につきましても、資金不足が生じておりませんので、比率は発生せず、括弧内に記載しております経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第5号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 認定第6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

まず、附属資料からご説明をいたします。7ページをお開きください。

平成23年度標茶町病院事業報告書、1、概況、（1）、総括事項であります。平成23年度における町立病院の運営につきましては、病院長以下全職員が一丸となって鋭意努力をしてきたところであります。

平成16年4月に医師の臨床研修制度がスタートしてから7年が経過しましたが、依然として町立病院の医師派遣元である道内3医大関係医局の医師不足が続いており、町立病院の医師の増員はもとより、現状の4名の常勤医師を確保していくことさえ厳しい状況下に置かれております。

しかしながら、自治体病院は地域住民のために中核病院としての役割を持ち、良質な医療サービスの提供が期待されているところであり、町内唯一の医療機関である当病院も救急指定病院として24時間体制をとり、日夜懸命の努力をしてきたところであります。

医業収益全体につきましては、前年度に比較して10.7%上回る6,434万8,000円の増収となりました。主な要因としては、入院収益は患者数が前年度比650人減少したものの、入院基本料の10対1の維持により前年度比4,603万3,000円の増及び外来収益が387万2,000円の増のほか、各種予防接種手数料など公衆衛生活動収益が1,446万6,000円の増収となったことが挙げられます。

一方、医業費用ですが、給与費は助産師等の採用による給料の増のほか、外科医の2カ月間の月交替派遣から週交替派遣に変更となったことによる報酬の増など、前年度比較では4,317万8,000円の増、材料費は薬品費等の増による前年度比1,224万9,000円の増、経費は燃料費等の増による前年度比923万9,000円の増となり、総体では前年度に比べ6,442万円の支出増となりました。最終的に医業収支では4億1,400万4,000円の損失となりましたが、医業外収益では一般会計より4億8,334万4,000円の繰入金を受け、1,561万5,000円の純利益を計上

しました。この結果、累積欠損金は同額減額したことにより、年度末において1,214万7,000円になったわけであります。

資本的収支につきましては、建設改良費として4,540万7,000円を投入して超音波診断装置等医療器械の整備を行ったほか、企業債として8,483万3,000円を償還し、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、診療体制につきましては、在任医師並びに北海道大学、札幌医科大学当局のご厚意、ご尽力により、昨年同様、内科医2名、外科医1名、産婦人科医1名の常勤体制で臨み、小児科は旭川医科大学のご配慮により週1回の医師派遣体制で診療の充実を図っています。また、北海道大学医学部第1外科からは毎週末のほか、年末年始及びゴールデンウィークにおける当直医の派遣をいただき、常勤医師のさらなる負担軽減につながりました。

自治体病院を取り巻く医療環境はまことに厳しい状況下にあります。こうした実情を十分踏まえて、医師の確保等住民の医療確保に万全を期し、今後も経営健全化に向けて一層の努力をする所存であります。

次に、8ページへ参ります。

(2)の議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

その下の(3)の職員に関する事項、イの職員数については、前年度に比べて増減のあった部分でご説明いたしますと、看護部の正看は看護師採用で2名の増及び准看は臨時職員退職で1名の減、助産師は臨時職員1名を含む3名採用による3名の増、補助員は臨時職員退職による1名の減、事務局は臨時職員採用による1名の増で、計の差し引き増減は4名の増となっております。

次ページへ参ります。

2、工事等、(1)の器械・器具等ではありますが、全自動血圧計の19万7,925円から伝票・ラベルプリンターの252万円まで計12件で、総額4,767万6,825円を投入し、整備を図りました。

次ページへ参ります。

3、業務、(1)、患者取扱状況ではありますが、23年度における入院につきましては1万4,593人で、前年度比650人の減、外来につきましては3万8,514人で、昨年度比330人の減となり、計では5万3,107人で、前年度比980人の減となりました。1日当たり患者数では、入院39.9人、外来157.8人で、前年度比は入院で1.9人の減、外来で2.1人の減となっております。患者1人1日当たり診療収入では、入院で2万6,271円、前年度比4,140円の増、外来で5,637円、前年度比148円の増となっております。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入ですが、医業収益は6億6,304万7,327円、前年度比6,434万8,075円の増となっており、うち入院収益につきましては3億8,337万7,329円で、前年度比4,603万2,921円の増、外来収益は2億1,710万269円で、前年度比387万1,775円の増、その他医業収益につきましては6,256万9,729円で、前年度比1,444万3,379円の増であります。

医業外収益につきましては4億9,576万7,551円で、前年度比2,837万8,096円の減となっており、うち受取利息配当金は630万3,000円で、前年度比9万5,000円の増、他会計補助金は1億1,917万円で、前年度比7,830万2,000円の減、他会計負担金は3億6,417万4,000円で、前年

度比4,913万6,000円の増、患者外給食収益は212万6,181円で、前年度比11万1,057円の増、その他医業外収益は399万4,370円で、前年度比67万3,847円の増、補助金はゼロ円で、前年度比9万2,000円の減となっております。

収益的収入の合計は11億5,881万4,878円で、前年度比3,596万9,979円の増となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次ページへ参ります。

支出につきましては、医業費用は10億7,705万1,251円で、前年度比6,448万9,450円の増で、うち給与費は7億3,783万1,014円で、前年度比4,317万7,964円の増、材料費は1億1,307万3,704円で、前年度比1,224万8,932円の増、経費は1億4,512万8,725円で、前年度比923万9,247円の増、減価償却費は7,573万2,763円で、前年度比44万7,904円の増、資産減耗費は130万6,250円で、超音波診断装置等5件の廃棄処分によるもので、前年度比37万8,050円の減、研究研修費は397万8,795円で、前年度比24万6,547円の減であります。

次に、医業外費用は6,614万8,436円で、うち支払利息及び企業債取扱諸費5,033万7,550円、患者外給食材料費185万6,190円、消費税150万2,000円となっております。雑損失1,245万2,696円で、医業外費用総体の前年度比は156万9,151円の減となっております。なお、雑損失につきましては、本収支が税抜きのため、収益的支出の仮払消費税及び仮払地方消費税の1,318万6,415円と器械・器具等消費税227万325円を合計した中から収益的収入の仮受消費税及び仮受地方消費税300万4,044円を差し引いた額を計上しております。

次に、特別損失の過年度損益修正損はゼロ円で、前年度比2,752万1,226円の減、構成比、収入に対する割合は記載のとおりでございます。

収益的支出の合計は11億4,319万9,687円で、前年度決算額11億780万614円に対し、3,539万9,073円の増となっております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、固定資産売却代金はございません。投資は一般会計貸付金償還金で1億円、補助金はゼロ円で、資本的収入の合計は1億円で、前年度比9,784万円の増であります。

支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費は全自動血圧計等12件の購入で4,540万6,500円で、前年度比2,720万8,100円の増、企業債償還金は8,483万3,055円で、前年度比284万746円の増、その他固定負債償還金は19年度防災資機材譲渡事業で購入いたしました器械・器具等6件の代金償還金で320万2,000円で、前年度比682万円の減、支出合計は1億3,344万1,555円で、前年度比2,322万8,846円の増となっており、不足する財源といたしましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をして決算を終えたところであります。

次に、12ページへ参ります。

4、会計、(1)、企業債の概況であります。17ページをお開きください。一番下の段の企業債明細書でございますが、平成23年度における企業債の発行額はありません。発行総額は7件で22億2,150万円、当年度償還高8,483万3,055円、償還高の累計は8億2,082万9,121円、未償還残高は14億67万879円となっております。

次に、13ページをお開きください。

13ページから16ページまでの平成23年度標茶町病院事業会計収益費用明細書につきましては、先ほど説明しました収益的収入及び支出を細分化したものでございますので、説明を省

略させていただきます。

次に、再び17ページへ参ります。

上の固定資産明細書であります、(1)、有形固定資産明細書、土地以下車両までの年度当初の現在高の合計は31億6,177万6,958円、当年度増加額は建物で154万円、器械・備品で4,540万6,500円、全自動血圧計等12件購入による増、合計4,694万6,500円であります。当年度減少額は、器械・備品で超音波診断装置等5件の廃棄処分による1,932万5,000円でございます。年度末現在高の合計は31億8,939万8,458円。減価償却累計額のうち当年度増加額合計は7,573万2,763円、当年度減少額につきましては1,801万8,750円であります。累計の合計は12億611万3,386円、年度末償却未済額合計は19億8,328万5,072円となっております。

次に、(2)、無形固定資産明細書であります、電話加入権で年度当初の現在高は38万8,032円で、年度中の増減、減価償却を含めて異動がありませんので、年度末現在高も同額でございます。

(3)の投資明細書ですが、一般会計等への長期貸付金で、年度当初の現在高が5億円で、当年度減少額が1億円、年度末現在高は4億円でございます。

次に、3ページの財務諸表についてご説明いたします。平成23年度標茶町病院事業損益計算書でありまして、1、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして6億6,304万7,327円。2の医業費用につきましては、(1)、給与費から(6)、研究研修費まで合わせまして10億7,705万1,251円であり、医業損失は4億1,400万3,924円となっております。3の医業外収益につきましては、(1)の受取利息配当金から(5)のその他医業外収益まで合わせて4億9,576万7,551円であり、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(4)の雑損失まで合わせて6,614万8,436円で、医業外収益合計から医業外費用合計額の差し引き額は4億2,961万9,115円となり、その額から医業損失を差し引いた額1,561万5,191円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。前年度繰越欠損金は2,776万2,578円でありますので、その額から当年度純利益を差し引きますと、当年度未処理欠損金は1,214万7,387円計上されることになりました。

次に、4ページへ参ります。

本計算書につきましては、地方公営企業法の一部改正により新たに作成したものでございます。平成23年度標茶町病院事業剰余金計算書であります、資本金の自己資本金は当年度末残高で9億38万7,743円、借入資本金は企業債で当年度末残高で14億67万879円、剰余金の資本剰余金につきましては、受贈財産評価額の前年度末残高は470万円、当年度変動額は154万円で、職員住宅の所管がえによるものであり、当年度末残高は624万円、国道補助金が2億6,279万2,000円で、資本剰余金合計の年度末残高は2億6,903万2,000円、利益剰余金の未処理欠損金は前年度末残高でマイナス2,776万2,578円、当年度変動額は当年度純利益で1,561万5,191円、当年度末残高でマイナスの1,214万7,387円となり、利益剰余金合計も同額でございます。資本合計は当年度末残高で25億5,794万3,235円となっております。

下の平成23年度標茶町病院事業欠損金処理計算書であります、当年度末残高が資本金の自己資本金は9億38万7,743円、借入資本金は14億67万879円、資本剰余金は2億6,903万2,000円、未処理欠損金はマイナス1,214万7,387円で、処分後残高も同額でございます。

次ページへ参ります。

平成23年度標茶町病院事業貸借対照表についてであります。資産の部では、1、固定資産、(1)、有形固定資産のイの土地からホの車両までの有形固定資産合計19億8,328万5,072円。(2)、無形固定資産の合計は38万8,032円で、前年度と変更はありません。(3)、投資は、一般会計等への長期貸付金で5億円で、平成23年度に1億円の償還金がありましたので、投資合計は4億円でございます。固定資産の合計は23億8,367万3,104円となっております。

2の流動資産は、(1)、現金・預金で1億8,160万3,798円、(2)、未収金で7,049万7,952円、(3)、貯蔵品で896万7,952円であり、未収金、貯蔵品の内訳につきましては18ページの参考資料に記載のとおりでございます。したがって、流動資産合計は2億6,106万9,702円となり、資産合計は26億4,474万2,806円となっております。

次ページへ参ります。

負債の部、3の流動負債は、(1)、未払金で8,034万7,732円、(2)、預り金で645万1,839円、流動負債合計8,679万9,571円、負債合計も同額でございます。なお、未払金、預り金の内訳につきましては19ページに記載のとおりでございます。

資本の部であります。4、資本金は先ほどの説明のとおり、資本金合計で23億105万8,622円。

5、剰余金は先ほどの説明のとおり、剰余金合計で2億5,688万4,613円、資本合計は25億5,794万3,235円となり、負債資本合計は26億4,474万2,806円となっております。

次に、1ページをお開きください。

平成23年度標茶町病院事業決算報告書でございます。(1)、収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額合計は11億7,335万1,000円で、決算額は11億6,181万8,922円、予算額に比べ決算額の増減は1,153万2,078円の減となり、決算額のうち消費税及び地方消費税として収入された額は300万4,044円でございます。内訳であります。第1項医業収益は、予算額合計6億2,415万8,000円、決算額は6億6,584万1,310円となり、予算額との対比では4,168万3,310円の増でございます。第2項医業外収益は、予算額合計が5億4,919万3,000円、決算額は4億9,597万7,612円となり、予算額との対比では5,321万5,388円の減となりました。

支出につきましては、第1款病院事業費用の予算額合計は11億7,335万1,000円、決算額は11億4,393万3,406円、不用額は2,941万7,594円で、執行率は97.5%となっております。また、決算額のうち消費税及び地方消費税として支出された額は1,318万6,415円となっております。内訳であります。第1項医業費用は、予算額合計11億1,925万6,000円、決算額10億9,014万4,856円で、不用額は2,911万1,144円となり、執行率は97.4%となっております。第2項の医業外費用は、予算額合計5,379万円、決算額は5,378万8,550円、不用額は1,450円で、執行率はおおむね100%となっております。第3項予備費は、予算額合計30万5,000円で決算額はゼロ円であります。

次に、2ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項固定資産売却代金で、予算額合計は2万円で、決算額はゼロ円、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減でございます。第2項投資は、予算額合計は1億円で、決算額も同額であります。

支出の第1款資本的支出につきましては、第1項は建設改良費で、予算額合計4,767万7,000円、決算額4,767万6,825円、不用額175円で、執行率はおおむね100%となっております。第2項は企業債償還金で、予算額合計8,483万4,000円、決算額8,483万3,055円、不用額945円で、執行率はおおむね100%となっております。第3項はその他固定負債償還金で、予算額合計320万2,000円、決算額も同額で、執行率は100%となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,571万1,880円は、過年度分損益勘定留保資金3,571万1,880円で補填をし、決算を終えたところでございます。

なお、本件につきましては、さきに関催されました病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告いたします。

以上で認定第6号の平成23年度標茶町病院事業会計決算についての説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 認定第7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

7ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業報告書、1、概要、（1）、総括事項。本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,185戸、給水人口4,552人と計画人口5,020人に対して普及率90.7%であり、前年度と比較し16人の減少となっております。

年間配水量は63万6,374立方メートルで、前年度より28.9%の増加となりました。また、有収水量においては43万4,630立方メートル、有収率で68.3%と前年度を19.4ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり199円87銭となり、供給単価155円29銭に対し、その差は44円58銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,749万5,257円（消費税込7,087万20円）を主として収入合計9,078万9,211円（消費税込1億74万2,306円）であり、支出については、人件費2,330万3,609円をはじめ、企業債利息1,072万5,990円を含め支出合計8,686万8,213円（消費税込8,757万2,140円）となり、392万998円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債償還金2,183万3,588円、配水管布設替工事の建設改良費1億1,714万1,250円（うち消費税557万8,155円）で、支出合計1億3,897万4,838円に対し、収入は企業債480万円であり、1億3,417万4,838円の不足が生じたので、この不足金は、過年度分損益勘定内部留保資金99万2,082円、繰越工事資金1億210万円、減債積立金処分額2,183万3,588円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万6,250円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万2,918円で補填し、決算を終えたところであります。

したがいまして、本年度末においては当年度利益剰余金392万998円を減債積立金として処分することとなった次第であります

本年度は新水源から飲用水の供給が開始されたほか、風雲橋撤去に伴う釧路川横断配水管布設替工事が完了するなど、当面の大規模工事が終了しましたが、前年度末から過大な配水量を検出し有収率の低下が見られ、喫緊の課題として原因の究明はじめ対策に努めるところ

であります。

また、経営につきましては、一層の経営努力を払い、飲用水等の安定供給とあわせ健全な水道事業を推進するため、地域住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑な運営を図っていく所存であります。

次のページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、次の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁許認可事項につきましては、該当事項はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名、ロ、給与改定は平成23年12月1日です。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

2、工事、(1)、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり4件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替工事は2件で221基の交換を行い、工事費は1,016万9,250円。上水道配水管布設替工事は94.9メートルを行い、工事費は487万2,000円。上水道釧路川横断配水管布設工事は平成22年度からの繰越工事で339.6メートル行い、平成23年度分の工事は1億210万円です。

3、業務、(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,552人、ロ、年度末給水戸数2,185戸、ハ、年間配水量63万6,374立方メートル、ニ、月平均給水量5万3,031立方メートルです。

次のページでございます。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入でございます。(1)、営業収益は6,875万7,457円で、前年度比34万152円の増となっております。うちア、給水収益は6,749万5,257円で、前年度比21万5,552円の増。イ、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じ。ウ、一般会計負担金は90万円で、前年度と同額。エ、その他営業収益は36万2,200円で、前年度比12万4,600円の増です。(2)、営業外収益は2,203万1,754円で、前年度比21万7,746円の増となっております。うちア、受取利息及び配当金は3,000円で、前年度比4,978円の減。イ、他会計負担金は2,149万1,000円で、前年度比24万2,000円の増。ウ、雑収益は53万7,754円で、前年度比1万9,276円の減。合計では9,078万9,211円で、前年度比55万7,898円の増となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。(1)、営業費用は7,601万583円で、前年度比1万1,571円の増となっております。うちア、配水及び給水費は4,062万7,950円で、前年度比720万2,990円の増となりましたが、主な内容といたしましては、水源が変更されたことによる水質検査手数料で約29万円、動力費、電気料で230万円、また修繕費で300万円、委託費で80万円の増となりました。イ、受託工事費はゼロ円で、前年度と同じ。ウ、減価償却費は3,364万1,915円で、前年度比1,219万2,714円の増。エ、資産減耗費は174万718円で、前年度比1,938万4,133円の減で、ともに水源変更によるものです。(2)、営業外費用は1,085万7,630円で、前年度比65万8,819円の増。うちア、支払利息及び企業債取扱諸費は1,072万5,990円で、前年度比66万

3,509円の増。イ、雑支出は13万1,640円で、前年度比4,690円の減。合計では8,686万8,213円で、前年度比67万390円の増となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。資本的収入は480万円で、前年度比2億3,980万円の減となっております。うちア、企業債は480万円で、前年度比10万円の減。イ、一般会計借入金はゼロ円で、前年度比6,070万円の減。ウ、一般会計出資金はゼロ円で、前年度比1億7,900万円の減となりましたが、水源変更及び釧路川横断管布設替工事によるものです。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。(1)、資本的支出は1億3,339万6,683円で、前年度比2,420万8,481円の減となっております。うちア、企業債償還金は2,183万3,588円で、前年度比1,385万1,023円の増で、水源変更に伴う一般会計借入金の償還が始まったことによるものです。イ、建設改良費は1億1,156万3,095円で、前年度比3,805万9,504円の減となっております。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項。(1)、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。(2)、企業債及び一時借入金の概況、イ、企業債残高につきましては、15ページをお開きください。下段、企業債明細書中、中ほど、未償還残高の欄に記載のとおり、合計で2億3,178万5,344円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次の11ページから14ページまでの平成23年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産、土地から建設仮勘定までの当年度年度当初の現在高は8億9,936万4,192円で、当年度増加額は構築物、釧路川横断管で1億7,529万8,360円、機械及び装置は検満メーターで968万5,000円、合計で1億8,498万3,360円の増となっております。当年度減少額は、構築物、配水管で111万3,437円、機械及び装置、検満メーターと遠方監視装置で2,341万円、建設仮勘定、釧路川横断管で909万1,278円、合計で3,361万4,715円の減少となりました。年度末現在高は合計で10億5,073万2,837円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,342万1,729円、機械及び装置で1,968万4,907円、合計で3,310万6,636円。当年度減少額は、構築物で90万6,647円、機械及び装置で2,171万7,000円、合計で2,262万3,647円、累計合計は2億9,206万5,712円、年度末償却未済額の合計は7億5,866万7,125円となっております。無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計合計は903万2,765円、年度末償却未済額は535万3,362円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。平成23年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げましたところの積み上げでございますので、合計額の報告とさせていただきます。

1、営業収益、（１）、給水収益から（４）、その他営業収益までの合計で6,875万7,457円。

2、営業費用、（１）、配水及び給水費から（４）、資産減耗費までの合計で7,601万583円、よって営業利益は725万3,126円の赤字となりました。

3、営業外収益、（１）、受取利息及び配当金から（３）、雑収益までの合計で2,203万1,754円。

4、営業外費用、（１）、支払利息及び企業債取扱諸費と（２）、雑支出で1,085万7,630円、よって営業外利益は1,117万4,124円の黒字となり、経常利益、当年度純利益は392万998円となりました。前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度未処分利益剰余金は392万998円となります。

次のページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。剰余金計算書と下段にあります剰余金処分計算書につきましては、平成24年1月に地方公営企業法施行規則の一部が改正になり、様式が変更となりましたので、改正後の様式により作成をしております。

初めに、資本金です。自己資本金は処分後残高3億8,965万7,415円に減債積立金からの組み入れ2,183万3,588円が増額され、当年度末残高が4億1,149万1,003円になります。借入資本金の企業債は、処分後残高2億3,598万8,932円に企業債の発行で480万円の増、企業債の償還で900万3,588円の減となり、当年度変動額が420万3,588円の減額となり、当年度末残高が2億3,178万5,344円になります。一般会計借入金は、処分後残高2億5,660万円に企業債の償還で1,283万円の減額となり、当年度末残高が2億4,377万円となります。

次に、剰余金です。資本剰余金の受贈財産評価額は、処分後残高238万2,040円に配水管布設がえによる除却損への補填が15万9,072円の減額となり、当年度末残高が222万2,968円になります。その他資本剰余金は変動なしで3,649万7,141円。資本剰余金合計は、処分後残高3,887万9,181円に除却損への補填が15万9,072円の減額で、3,872万109円となります。

次に、利益剰余金です。減債積立金は、処分後残高5,298万3,660円に自己資本金への組み入れ2,183万3,588円が減額となり、当年度末残高が3,115万72円になります。利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は、処分後残高繰越利益剰余金はありませんので、当年度末残高は当年度純利益の392万998円。利益剰余金合計は、処分後残高6,498万3,660円に減債積立金2,183万3,588円の減、当年度純利益392万998円の増で、当年度変動額が1,791万2,590円の減額となり、当年度末残高は4,707万1,070円となります。したがって、資本合計は前年度処分後残高9億8,610万9,188円に当年度変動額1,327万1,662円の減額となり、当年度末残高は9億7,283万7,526円となります。

次に、平成23年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と同額の資本金は4億1,149万1,003円、企業債は2億3,178万5,344円、一般会計借入金2億4,377万円、資本剰余金は3,872万109円となっています。

未処分利益剰余金、当年度末残高392万998円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積み立て392万998円を減額し、処分後残高繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次のページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は7億5,866万7,125円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は535万3,362円。固定資産合計は7億6,402万487円です。

2、流動資産、(1)、現金預金2億2,614万4,413円、(2)、未収金1,366万2,415円、流動資産合計は2億3,980万6,828円。したがって、資産合計は10億382万7,315円でございます。

次のページをお開きください。

負債の部。

3、固定負債、(1)、引当金、イ、修繕引当金で3,019万7,341円で、固定負債合計は3,019万7,341円。

4、流動負債、(1)、一時借入金、(2)、未払金はございません。(3)、前受金76万4,000円、(4)、預り金2万8,448円で、流動負債合計は79万2,448円、負債合計は3,098万9,789円。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

5、資本金、資本金合計は8億8,704万6,347円。

6、剰余金、剰余金合計は8,579万1,179円。したがって、資本合計は9億7,283万7,526円、負債資本合計は10億382万7,315円となります。

1ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。第1款水道事業収益、予算額は当初予算額1億361万7,000円から補正予算額47万1,000円を減額し、1億314万6,000円に対し、決算額は1億74万2,306円で、予算額に比べ決算額の増減は240万3,694円の減でございます。

内訳ですが、第1項営業収益、予算額7,432万5,000円に対し、決算額7,213万2,220円で、予算額に比べ決算額の増減は219万2,780円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は337万4,763円です。

第2項営業外収益、予算額は当初予算額2,929万2,000円に補正予算額47万1,000円を減額し、2,882万1,000円に対し、決算額は2,861万86円、予算額に比べ決算額の増減は21万914円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は2万6,811円です。

次に、支出です。第1款水道事業費用、予算額は当初予算額9,414万1,000円に補正予算額24万5,000円を減額し、9,389万6,000円に対し、決算額は8,757万2,140円、不用額は632万3,860

円で、執行率は93.3%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は当初予算額8,310万3,000円に補正予算額24万5,000円を減額し、8,285万8,000円に対し、決算額7,671万4,510円で、不用額は614万3,490円、執行率は92.6%となっております。うち仮払消費税及び地方消費税は70万3,927円です。

第2項営業外費用、予算額1,098万8,000円に対し、決算額1,085万7,630円で、不用額は13万370円、執行率は98.8%となっております。

第3項予備費、予算額5万円に対し、決算額ゼロ円、不用額は5万円で、執行率はゼロ%です。

次のページでございます。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入、資本的収入は第1項企業債だけで、予算額は当初予算額600万円に補正予算額120万円を減額し、480万円に対し、決算額は480万円で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出です。第1款資本的支出、予算額は当初予算額4,163万4,000円に補正予算額475万8,000円を減額し3,687万6,000円と、地方公営企業法第26条の規定による繰越額が1億210万円で、合計額1億3,897万6,000円に対し、決算額は1億3,897万4,838円、不用額は1,162円で、執行率はおおむね100%となっております。

内訳ですが、第1項企業債償還金、予算額2,183万4,000円に対し、決算額2,183万3,588円で、不用額は412円、執行率はおおむね100%となっております。

第2項建設改良費、予算額は当初予算額1,980万円に補正予算額475万8,000円を減額し、1,504万2,000円と地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額が1億210万円で、合計額1億1,714万2,000円に対し、決算額は1億1,714万1,250円、不用額は750円で、執行率はおおむね100%。うち仮払消費税及び地方消費税は557万8,155円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,417万4,838円は、過年度分損益勘定留保資金99万2,082円、繰越工事資金1億210万円、減債積立金処分額2,183万3,588円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万6,250円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万2,918円で補填をし、決算を終えたところでございます。

以上で認定第7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員、田中君。

○監査委員（田中俊彦君）（登壇） それでは、私のほうから決算審査の意見についてご報告を申し上げます。

平成23年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見であります。

審査の概要でありますけれども、審査の対象につきましては、（1）平成23年度標茶町一般会計歳入歳出決算であります。（2）の平成23年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定、下水道事業、介護保険事業の保険事業勘定、介護保険事業の介護サービス事業勘定、後期高齢者医療の5特別会計の歳入歳出の決算であります。（3）附属書類でありますけれども、平成23年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調

書、財産に関する調書であります。

審査の期間でありますけれども、平成24年8月1日から8月6日までの4日間、土日を挟みまして実施いたしました。

審査の手続でありますけれども、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところであります。

第2の審査の結果でありますけれども、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要でありますけれども、1ページから計数的なものは省略させていただきまして、14ページの結びの欄で、要約してご報告申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

一般会計に特別会計を合わせた総決算額では、歳入144億321万9,134円、歳出143億857万6,828円で、歳入歳出差し引き額は9,464万2,306円の黒字でありました。翌年度へ繰り越すべき財源は654万950円、実質収支の額は8,810万1,356円の黒字、単年度収支については478万2,276円の赤字となっております。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比99.3%、9億4,984万6,660円となり、地方交付税は前年対比99.1%の49億473万2,000円となっております。さらに不足する財源は、基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が31.5%、依存財源が68.5%となっております。

一方、歳出の執行率は98.8%でありました。

次に、主要な財務比率で見ますと、経常収支比率は83.7%で、前年度より2.3ポイント上昇しております。依然として財政硬直化の傾向にあることを示しております。財政力指数は、前年度よりわずかに下降し、0.195となっております。公債費比率は12.8%で、前年度より1.1ポイントの改善、警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率は13.3%で、前年度より0.8ポイント改善されております。

基金積立金につきましては、歳出の各般にわたる行政コストの削減努力の結果により、財政調整基金、減債基金など14の基金全体で3,973万616円増加し、今年度末残高は29億6,276万1,780円となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下でありましたが、国政が不安定の中、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、長引く景気低迷による税

収入減少や公共事業の減少、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に対応しなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ております。収納対策については、各担当課でそれぞれ努力されているものの、現年度分だけ見ても町税の中の町民税においては、個人、法人で622万9,128円、固定資産税は1,189万5,052円となっております。税外収入金では、現年度分の収納率が上がっているものもありますが、農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉費負担金については収入未済額も多額となっていることから、滞納繰越金の徴収にも力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。また、全庁的な収納対策会議で町税、税外収入未済金の徴収に横の連携を図り、力を入れていることに対しては評価をしております。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次に、15ページの特別会計でありますけれども、(1)の国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページの結びのところで要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算状況を見ますと、歳入11億4,627万9,081円、歳出11億3,480万3,010円で、歳入歳出差し引き額は1,147万6,071円の黒字でありました。歳入では、平成23年度の収納率は76.7%で、収入未済額は9,279万5,675円となっております。歳出では、保険給付費に7億1,416万9,980円で、前年度より2,520万4,054円減少しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、景気の低迷が長引く中で、厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも、より一層の収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全運営の確保に努めることを期待するところであります。

次、2番目の下水道事業特別会計であります。

これも17ページの結びの欄で要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況について見ますと、歳入8億4,147万9,016円、歳出8億3,950万9,966円で、歳入歳出差し引き額は196万9,050円の黒字でありました。

本事業の基本財源である下水道使用料については、下水道普及率の上昇とともに、調定額、収入額は増加しております。また、収入未済額も多額となっております。会計全体では今年度486万4,450円の不納欠損処理を行っておりますが、今後も収納対策に努力されるとともに、法に従い処理を進めることも必要ではあります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、今後もその整備手法の検討や施設整備の更新など、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望むところであります。

次、4番目の介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定と16ページの5番目の介護サービス事業勘定をあわせまして結びの欄で要約して申し上げます。

保険事業勘定につきましては、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入8億3,210万1,564円、歳出8億1,377万7,195円で、歳入歳出差し引き額は1,832万4,369円の黒字でありました。歳入では基本財源の保険料収入が1億2,168万8,872円で、収入未済額は608万1,428円であります。収入未済額は毎年累増しており、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では保険給付費が7億4,268万1,027円で前年度より558万6,206円増加しており、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

それから、介護サービス事業勘定につきましては、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入4億9,564万8,634円、歳出4億8,873万9,025円で、歳入歳出差し引き額は690万9,609円の黒字であります。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

(6)の後期高齢者医療特別会計であります。

これも19ページの結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入8,362万8,066円、歳出8,287万6,138円で、歳入歳出差し引き額は75万1,928円の黒字でありました。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

財産に関する調書につきましては、省略をさせていただきます。

次、20ページの平成23年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

対象につきましては、平成23年度標茶町基金運用状況。

審査の期間につきましては、8月1日から6日までであります。

3番目の審査の手続であります。平成23年度の標茶町基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性並びに基金条例に基づき、運用状況が妥当であるかについて、関係書類等の照合その他通常実施すべき審査手続を実施したところであります。

審査の結果でありますけれども、審査に付されました平成23年度の基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められたところであります。

表については省略をさせていただきます。

次、21ページの平成23年度標茶町財政健全化審査意見であります。

審査の対象につきましては、平成23年度標茶町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく町長から提出されました健全化判断比率、資金不足比率及びこれらの算定基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施いたしました。

審査の期間につきましては、8月の1日から6日までであります。

3番目の審査の手続でありますけれども、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところであります。

4番目の審査の結果及び意見であります。審査に付された下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。

表につきましては、先ほど報告ありましたので、省略をさせていただきます。

次に、標茶町公営企業会計決算審査意見書であります。

めくっていただきまして、1ページの標茶町病院事業会計であります。

1ページでありますけれども、平成23年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

審査の対象につきましては、平成23年度標茶町病院事業会計決算であります。

審査の期間でありますけれども、平成24年6月26日に実施をしております。

審査の書類であります。(1)の決算報告書、(2)の財務諸表、(3)の附属書類であります。

審査の方法でありますけれども、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施したところであります。

第2の審査の結果でありますけれども、審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成24年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

また、財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められたところであります。

審査結果の概要は以下のとおりでありますけれども、計数については省略をさせていただきます。8ページの結びのところで要約して申し上げます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万4,593人、外来延べ患者数3万8,514人で、前年度と比較すると入院は650人の減少、外来では330人と大きく減少をしたところであります。

経営成績は、総収益11億5,881万4,878円、総費用11億4,319万9,687円で、差し引き純利益1,561万5,191円が計上されたところであります。

医業収益では6億6,304万7,327円、医業費用は10億7,705万1,251円で、差し引き4億1,400万3,924円費用が上回っておりますけれども、一般会計からの補助金と負担金4億8,334万4,000円を主なものとする医業外収益によって、差し引き純利益1,561万5,191円が計上されたところであります。当年度純利益は前年度繰越欠損金に充てられましたが、当年度未処理欠損金が1,214万7,387円あります。引き続き医業収支の改善が必要となっております。

今回、医業収益が前年度比6,434万8,075円の増となっておりますが、主なものは入院収益で4,603万2,921円の増となりましたが、医業外収益では前年度比2,837万8,096円の減となっておりますが、一般会計からの繰り入れにより補填され、収支のバランスが保たれているところであります。このことから、従前にも増しまして、医師、看護師、病院職員一丸となって、医業収益の確保、さらには病院運営の安定に努力されることを期待するところであります。

資本的収支については、支出の器械・備品購入、企業債償還等の1億3,571万3,000円は、投資の一般会計貸付金償還金1億円を財源に充当し、不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填されているところであります。

標茶町立病院改革プランが平成23年度からスタートし、病床率70%の確保を指針としてお

りますが、1日平均の入院患者数が39.9人であり、改革プラン初年度からも厳しい状況にあります。

自治体病院を取り巻く医療環境は、厳しい状況にあります。自治体病院は地域住民の命、健康、暮らしを守る地域の財産であることから、病院関係者を初め、行政や住民が一体となって病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

次に、2ページめくっていただきまして、標茶町の上水道事業会計であります。

1ページの平成23年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

審査の対象でありますけれども、平成23年度標茶町上水道事業会計決算。

審査の期日につきましては、平成24年6月27日に実施してございます。

審査の書類につきましては、決算報告書、財務諸表、附属書類であります。

4番目の審査の方法でありますけれども、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているか否か、執行予算の適否等についても内容説明を求め、審査を実施したところであります。

審査の結果でありますけれども、審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成24年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

また、財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要につきましての計数的なことは省略をさせていただきます、8ページの結びの欄で要約をしてお説明申し上げます。

平成23年度上水道事業の経営成績は、総収益9,078万9,211円、総費用は8,686万8,213円の決算額で、差し引き392万998円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財政状況は資産総額10億382万7,315円で、前年度と比較して1,327万9,407円の減少となっております。なお、内訳は、固定資産が1億4,035万377円の増加、流動資産が1億5,362万9,784円減少したことによるものであります。

財政状況等の変動は、水源変更事業、釧路川横断配水管布設替工事の完了に伴う資産取得が大きな要因であります。

また、当年度の建設改良事業等の資本的支出の総額は1億3,897万4,838円執行されております。

また、企業債の当年度末未償還残高は2億3,178万5,344円で、計画的に起債償還も行われております。

水道使用料の未収金については、現年度分、滞納繰越分それぞれについて収納対策の効果がみられ、平成23年度は711万870円で前年度より42万7,770円減少しておりますが、今後も収納対策に努力をしていただきたい。

配水量、有収水量について前年から見ますと、配水量が過大となっており、有収率も68.3%と低下しているため、その原因を究明されたい。

上水道事業は、人口の減少や水資源の問題、住民の節水意識の高揚などから給水収益は

年々減少するものと予想される中、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図ることを望むところであります。

以上、監査からの審査意見を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第5号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第6号及び認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） ちょっと予備費について質問させていただきます。

これは予備費に来るまで何点か予備費充用があるわけですが、この予備費充用、それぞれの対応した款に従って、当初予算で本当に予算の見込みができなかったのかどうか。そして、この予備費がいわゆるこうやって充用しなければ、議会なり次のあれに間に合わなかったのかどうか。それをあわせて単純にこの充用をされているということであってはまた困るので、その辺の説明を、予備費充用をした担当課についてはその内容等について説明をしていただきたい。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、まず全体論のことで若干お答えをさせていただきたいと思いますが、予備費の充用につきましては、記載のとおり506万3,994円という形になっております。今、委員ご指摘のとおり、議会と議会の間における突発的、緊急的な部分に対応するため、予備費から充用をさせていただいている項目がご

ざいまして、中身的には総務費の財産管理費の委託料に382万4,050円、これは温泉井戸の修理の関係、それから財産管理費の賠償金に6万4,761円、それから車両管理費の賠償金に16万7,469円、諸費の償還金、これは町税の5年超の還付金でございますが、23万4,314円、税務総務費の還付金で54万1,400円、教育費の保健体育総務費、これはスポーツ振興助成金の補助金でございますが、23万2,000円、件数にしまして、21件の充用として506万3,994円充用させていただきましたが、前段説明させていただきましたとおり、突発的、緊急的なものとして認めて充用したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、ぽんぽんと言われて、果たして予備費充用が正しい充用の仕方なのかどうか、ちょっと判断しかねるのですが、例えば今、一番初めにお答えになったいわゆる温泉の修理代、それが果たして予備費で対応しなかったら間に合わないような状態にあったのかどうか、そういうようなこともちょっとゆっくり、やっぱりこれ予備費の充用というのは今回結構多い、ふえてきている。そして、やっちはいけないということではないのだけれども、今回ここにはないようだからいいのだけれども、例えば食料費だとか、交際費だとか、仮に負担金補助金に関していくもので、補助金がどこかの会費の負担になっているとか、そういう場合もあるのだ。だから、この予備費充用については、よく議会のほうが理解できるように説明してもらわないと、やはり何だか使ったのだからもういいのではないかなんていうようなことではなくて、議会のほうにこの予備費充用についての考え方をちゃんと説明してもらおうと。そうしないと、やはりこれ当初予算で本当に考えられなかったものなのかどうかということもあるわけですから、その辺を、予備費の充用を1件1件丁寧にお答えになっていただきたいなど、このように思います。もう一度お願いします。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 管理課所管、何件かございます。

まず1つが1号温泉の井戸の水中ポンプ、12月にその揚湯管、お湯を上げる管が破損したということでの委託業務で、624万7,500円費用がかかりました。温泉がとまって供給しておりますデイサービス、それから軽費老人ホームの部分では、普通の水道を温めながら風呂なりできることもございましたが、お年寄り等の利用等も含めましたら、温泉の利用、3月、4月までの新年度まで待つということなく取りかかろうということでのことで、その際に所要の財産管理費の委託料が624万7,500円残っておりませんでしたものですから、充用したというような形でございます。

細かいのも全部やりますか。いいですか。これが大きなものでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 税務課の部分で予備費を充用させていただいた部分についてご説明させていただきたいと思います。

この2款1項14目の23節償還金利息割引料につきましては、税の過誤納還付金の支出をするための予算でありまして、平成23年度につきましては、当初予算で310万円、9月と12月にそれぞれ50万円ずつ100万円の補正をさせていただきました。合計410万円の予算でございましたけれども、本来ですと、この予算を補正すべきところでございますが、過誤納という案件から速やかに納税者に対して過誤納金をお返しするということもあり、予備費の充用とさ

せていただきました。この予備費充用23万4,314円ですけれども、町民税が1件、固定資産税8件の過誤納金をお返ししております。

それと、2款1項1目の23節ですけれども、これも償還金利子割引料でございますけれども、この予算につきましては、法令に定める還付の遡及期間5年を超えるものについて町民税に係る還付金の支払い要綱に基づく返還金を支出するための予算でございます。平成23年度につきましては、当初予算で100万円の予算でございました。本来ですと、これも予算を補正すべきところでございますが、過誤納という案件から速やかに納税者に対し還付金をお返しするということもあり、予備費の充用とさせていただきます。

この予備費充用による返還金の内容でございますが、固定資産税が9件、国民健康保険税が4件、固定資産税の加算金が5件という内容になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 予備費充用23万2,000円についてですが、保健体育総務費のスポーツ振興助成金であります。これについては当初予算280万円でスタートしておりますが、8月4日から9月11日までの4件の助成申請に対し予算不足により予備費を充用したものです。当初想定をしていなかった標茶中学校野球部の全国大会出場ということで、約125万円が8月の初めに支出をすることになりまして、前年度実績で予算を組んでいたところを突発的支出となりましたので、9月定例会までの間不足分の申請に対して予備費を充用したものであります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかに。

館田君。

○委員（館田賢治君） 今、教育委員会の予備費のやつですが、それは1回目を8月に払って、議会が9月ですから、9月7日かな、そのぐらいだから間に合わないということで差額が出たということ。その一番初めの出たやつの、補助金出したやつの差額というのはどういう差額なのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ご説明いたします。

4月1日以降8月の7日までに280万円の予算に対しまして、124万円の支出を既にしております。同じく8月の初めに標茶中学校の野球部が125万円の支出をしまして、それで約250万円の支出状況となっております。その後、予算にまだ余裕がありましたので、2件の申請に対して助成をして、その後の9月定例会までの4件の申請に対して予備費を充用したということでありまして。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） それでは、飛びますけれども、5ページの13款の中でめくっていただいて6ページの牧野の施設料というのがあります。それと同じ款ですので、7ページの手数料の中に農業手数料763万円がございますけれども、これには多分育成牧場の人工料等も入

っていると思うのですが、その額を教えてください、手数料の。

それとあと前段言いました牧野施設料、これについてはどんな中身でどうなっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 育成牧場の使用料の内訳ということでございます。

平成23年度ですけれども、延べ頭数で89万3,342頭を預託しております。夏期放牧につきましては1億5,729万2,108円、そして冬期舎飼いの預託料につきましては1億8,668万1,352円、牧野使用料といたしましては3億4,397万3,460円、これが牧野の使用料でございます。そして、事業的収入といたしまして、人工授精対象牛を捕獲する際の手数料、1頭につき預託期間中1回に限り料金をいただいておりますので、それが661万8,150円、それから事業収入といたしまして、綿羊の売払収入が78万5,130円、それと平成18年から行っております哺育事業、こちらのほうの受託収入というのが5,451万7,650円でございます。そういったものを全て合わせまして、牧場全体としては4億2,099万2,478円の収入がございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） これ一括で全部言わなければだめなのだな。これまた大変だな、これな。そうしたら言うか。

まず、この町税からなのですが、いわゆる監査委員のほうからもいろいろ報告があつて、監査委員のそういう報告の中を信頼しながら、決して数字の間違いだとかということだとかそういうことは監査委員が確かめているからいいのですが、ちょっと疑問の点だとか聞いておきたいということをお話しておきたいと思います。

まず、町税の部分ですが、いわゆる前年度滞納分の調定をされた前年度、収入未済と滞納分が今年度23年度の調定される滞納繰越分ということになるかと思うのですが、今年度調定された分と少し数字の違いが出てきております。それで、それは恐らくまだ会計の中におさまっている金でないですから、増減が訂正されていいわけですが、それ大体何件でどういう内容で始末したのかどうか、これがまず1点であります。

それから、ここに出ております欠損金なわけですが、これ大変欠損をこうやって予算上に上げてくるまでの間、大変なご苦労していると思うのですが、ここに判断したというまでの欠損金の経過をお知らせしてほしいわけなのです。

それから、滞納されている分の中で、いわゆる今年度収入になった、前年度から収入未済のやつが今年度滞納になるわけですから、大体滞納分が5年間たまっているのかなというふうに私のほうでは想像するのですが、前年度分で結構です。前年度分の滞納された分の収入未済、前年度分の収入未済がことし滞納になりますよね。滞納になった分のこの町税のこの回収、収入、この辺が幾らくらいになっているのか。そういうふうに欠損金の大きいところについては聞いておきたいなと、こう思うのですよ。

それから、固定資産税も、これもちょっと……

（「1回切って」の声あり）

（「1個1個」の声あり）

○委員（館田賢治君） 1個1個でいいのか。そうしたら、まず町税のほうから。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） まず、1点目の部分ですけれども、滞納繰越調定額の平成22年度末と平成23年度調定額の差についてということであったと思うのですけれども、それについてお答えをいたしたいと思います。

まず、個人町民税でございますが、平成22年度末調定額は3,164万4,678円、平成23年度調定額が3,162万9,256円、この差1万5,422円でございますけれども、減額させているわけですが、これにつきましては2名分、2件の税額変更により減額となったものでございます。減額の理由でございますけれども、所得の更正申告による減額ということで調定を落とさせていただいております。

次、固定資産税でございますけれども、固定資産税につきましては、平成22年度末調定額が4,630万7,980円、平成23年度の調定額が4,590万9,980円、この差が39万8,000円減額しております。これにつきましては、8名分、23件の税額の変更により減額となったものでございます。原因につきましては、家屋の滅失が2名5件、生活保護が2名3件、土地評価の減によるものが3名12件、所有権移転によるものが1名3件という内容でございます。

次が不納欠損についてで、不納欠損に至るまでの部分についてということであったかと思うのですけれども、不納欠損に至るまでには、いきなりということではなくて、収納対策の部分からお話をしていかなければならないかと思うのですけれども、収納対策につきましては、個別細やかに対応しておりまして、今年度の来庁における納税相談は329件、電話が344件、臨戸が238件、計911件実施しております。夜間窓口も開設しており、毎月末1日ですけれども、それと12月と3月は2日間開設し、延べ14日間開設しております。そのほか年間の取り組みといたしましては、事務報告書のほうの中にも記載しておりますけれども、納税依頼書の発付が207件、催告状の発付が1,248件、差し押さえ予告が48件、差し押さえが155件、内訳でございますが、給与の差し押さえが8件、預貯金差し押さえが89件、生命保険8件、国税還付金の差し押さえが32件、不動産11件、動産5件などであります。それと、公売が5件、交付要求をしたものが6件ございます。公売につきましては、平成21年度からインターネットを利用した公売を実施しており、今年度は不動産1件、動産4件の公売を実施しております。また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎを行い、平成23年度は15件引き継ぎまして、377万8,000円の収納がでございます。それと、道職員との短期併任制度の活用、これにつきましては、23年度は30日間道から職員に来ていただいて町職員との併任ということで行っております。それと、嘱託徴収員による徴収、これは940件で1,299万4,000円の収納がございました。今年度からの特徴的な取り組みとして、多重債務者相談会も実施しておりまして、9名の希望者に相談を行い、戻ってきた過払い金により町税、国保税を含みますけれども、131万1,000円、税外徴収金20万3,000円の収納があったところでございます。

こういったことをやりながら、不納欠損ということにならざるを得ないものがございまして、この不納欠損というものは全て地方税法の規定に基づいて手続をしております。この不納欠損をする前に、まず滞納処分の執行停止という手続が必要となるわけでございますけれども、地方税法第15条の7第1項に3つの項目がございまして、第1号で「滞納処分をすることができる財産がないとき。」、第2号で「滞納処分をすることによってその生活を著しく急迫させるおそれがあるとき。」、第3号で「その所在及び滞納処分をすることができる

財産がともに不明であるとき。」とありまして、このいずれかに該当する場合に滞納処分の執行停止をすることができます。この滞納処分の執行停止をかけた後、同条の第4項に「その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。」とありまして、通常はこの3年間の履行監視を続けながら、そのまま3年間経過したときは、期間満了ということで不納欠損という手続をとります。また、通常この3年間は資力の回復状況等の様子を見るわけですが、停止した時点で、将来においても資力の回復が全くなく、その期待ができない状態、例えば滞納者ご本人がお亡くなりになられて相続人が誰もいないとき、法人が解散し将来事業再開の見込みが全くないときなどは、そのまま放置しておいても不合理ですので、同条第5項に「その地方公共団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。」という即時消滅の規定による不納欠損の手続がございします。また、同法18条第1項には時効優先という形で「5年間行使しないことによって、時効により消滅する。」とあり、時効を迎えてしまったものについて不納欠損の手続をするということになっております。件数とかも言ったほうがよろしいでしょうか。いいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 税務課長にこうやって本当にご丁寧に答えていただいたら、一生懸命やっていて、本当にこっちのほうでチェックつけるのも何かもういいのかなというような感じになって、いずれにしてもこの税金だけは不公平なことなくやっぱり集めてももらいたいし、納めるほうも納めてもらいたいわけでありますから。

それで、ここに出ている数字は小さいのですが、土地保有税の関係なのです。それから、法人税もいわゆる金額的には小さいですけども、欠損出ているのです。この法人税の欠損というのは会社がどうにかなったのかなと、こう思うのですが、その事情がわかれば教えていただきたいなど。それから、土地の保有税、あわせてお聞きをしておきたいと思う。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 法人税と特別土地保有税の不納欠損の中身でしたでしょうか。法人税につきましては16万5,000円でございますけれども、即時消滅が3件で16万5,000円でございます。特別土地保有税につきましては、停止、満了、3年経過したということで42件、これは8名の方でございますけれども、62万2,660円不納欠損させていただいたということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、12款の農業の分担金についてちょっとお聞きをしておきたいと思います。調定2億7,832万3,000円何がしということで、平成22年度から繰り越されているのは1億7,667万6,000円繰り越されてきているのですが、それでいわゆるこの調定された2億7,800万円、これ恐らく私自身も計算をしてみてちょっと気になっているところですから、1億7,667万6,000円が滞納分、そして現年分は1億100万円ぐらいが現年度分ぐらいになるのかな。そういうことでまず1点、間違いはないだろうか、それちょっとまず確認しておいて、また。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

分担金の内訳なのですけれども、現年分が7,538万5,735円、それから国営分担金の滞納繰越分につきましては、ご指摘のとおり1億7,667万6,708円、そして道営事業の分担金もここに含まれてございまして、現年分として2,626万716円で合計調定額2億7,832万3,159円というふうになってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、道営事業を足せば先ほど私の言った数字になるという理解を、びったり合わなくても大体その数字だということに理解をします。

それで、このやつについてこれみんな苦労しているのだけれども、その後これ農協さんや何かも入れて当然協議していると思うのだけれども、その後どんな程度の話になっているか、もし簡単でわかるのであれば、この国営の分担金の取り扱い、これ前に何ぼか進んでいるような話があるのかどうか、それちょっと聞かせてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

分担金の滞納の解消に向けた農協との協議ということのご質問だというふうに思いますけれども、これまでもお答えしている内容と重複すると思いますけれども、平成19年度に1度、初めて国営分担金にかかわる部分で土地、財産の差し押さえを執行してございます。離農時に土地処分前に土地の差し押さえを実行しまして、農協さんとともに税あるいは債権の回収に向けてお互いに知恵を出し合いながら進めてきたところでありまして、その時点では100万円前後ぐらいの収入があったような記憶でございまして、それ以降差し押さえをこちらのほうで行使しないまでも、離農で財産を処分する前にお互いにそれぞれの債権確認し合いながら、それぞれその財産処分に当たって発生したお金について歳入のほうに入れてもらうというような約束をしております、ついせんだっても近々行われる土地処分に関して、その内容について税務課長とともに出向きまして確認をしてくれているというところでありまして。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 停滞しているわけでない、こうやって農協と、農協のほうもこれ大変なわけですね。だから、そういう形の中でどんなような形が、代金を返してもらうにしても、どうやって農協さんとの間でやっていくかということはこれは大事なことから、とにかくこの金額がふえるようなことなくどんどん小さくしていくためにはどうしたらいいかということは、これ町長先頭にして頭痛いのだろうけれども、引き続きやっていただきたいなど、このように思います。

次に、児童福祉費の負担金なのです。5ページになりますけれども、この児童福祉費の負担金がいわゆる繰り越されてきている滞納分が1,700万円、1,800万円近くなってきております。これらはどんなことを考えているのか、滞納だから滞納しか考えていないと言われれば、それまでのことだけれども、この滞納分についてはそう大した心配したことでもないのかどうか、それらもひっくるめてお答えをしていただきたいと思う。

それにあわせて、この老人福祉費も、これ70万円ぐらいあるのかな。これもあわせてお聞きをしておきたいと思っております。12款のところはその2件。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） まず、児童福祉費負担金についてお答えをしたいと思います。

これについては保育負担金ということでそれぞれ該当者に徴収しているものなのですが、現在、滞納額の総額、23年度で言いますと、滞納分として繰り越されたのが1,797万8,310円になっています。それで、23年度中に滞納分で415万550円の収入がございました。それと、23年度中の現年分で新たに未納が発生したのが148万6,000円ということで、総額としましては23年度決算で未収額が1,531万3,760円というふうにはなったのですが、22年度末の滞納額からすると、約200万円ほど滞納が減ったということで、それぞれ担当含めて努力した結果かなと思います。この部分については、特に昨年度から子ども手当の関係で支給のときに親の承諾をもらいながらその分に充当させてもらうという形でいろいろ協議をさせていただきまして、昨年で言いますと、子ども手当から充当していただいた額が約88万1,980円ございます。それで、今年度に24年度の今までの分の実績でも約167万7,000円ほど子ども手当、それからその後の児童手当等含めて親と折衝しながら対応させていただいております。

ただ、委員が今心配のとおり、この滞納額の一番古い年度については平成3年からの分がございまして、町内での所在は確認できるものはあるのですが、なかなか施設から保育園等から外れてしまった分についてはなかなか折衝する機会もしづらくなってきているということで、今後もやはり滞納整理については積極的に対応していきますが、かなり難しい部分も出てきているのかなというふうには担当のほうでは理解をしております。

続きまして、老人福祉負担金についてですが、これは老人保護費負担金という形でそれぞれ徴収しているものなのですが、23年度の決算では、現年分につきましては未納は発生しておりませんが、過年度の分につきましては22年から繰り越された滞納額が75万2,624円ございましたが、これのうち収入未済として残ったものが68万2,624円ということで若干は入ってきておりますが、措置費等の個人負担分ということでなかなか入ってこない。今現在1名が分納により納入していただいておりますので、若干少しずつ入ってきていると。滞納分の件数というのは全部で7件ございまして、平成7年から8年、11年、12年の4年度にまたがる分で7件ございまして、現在、鋭意滞納の解消に当たっているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 本当に保育料の関係で、たまたまいろんな話を聞くとときあるものですから、やはり滞納の関係についてはなかなか難しい、これはどこのどの事業でも滞納というのは難しい、回収するといったら難しいところあるのだろうけれども、本当にできるだけそういう子ども手当だとかそういうのでやってもらわないと、平等さに欠けるといふ、また不平不満が出てくるということにもなりかねないので、今、課長が言ったように、そうやって頑張っていただきたいなど、このように思います。

次に、13款なのですが、児童福祉使用料の関係で、これもまた調定額に対してこれ収入未済、それからまた繰り越しの滞納の分、この辺はどんなものなのか、これもちょっとお話を聞かせてください。

それから、13款、同じ6ページ、農業水道料の関係で、これも不納欠損が出ております。それで、未済とそれからこの繰越滞納、1,400万円ぐらい出ているわけですが、これはどのような考え方になるのか、これもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

それから、住宅使用料についても繰越滞納2,600万円から出ているわけでありまして、こ

の辺もどのような考え方に立っておられるのか、担当課としてのお話を聞かせてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

児童福祉使用料につきましては、保育園関係の一時保育、早朝、延長、それから僻地の分の使用料ということで、それぞれ使用料を徴収している分でございますが、これにつきましても、平成23年度につきましては、22年度からの滞納分が66万600円ございまして、それが若干改善しまして未収として残ったのが58万2,600円ということでございます。ただ、現年分の賦課の分が619万2,680円あったのですが、最終的には未収として5万1,800円残ってしまったという結果になっております。これにつきましても、先ほどの子ども手当等々と同じように、引き続き収納についてそれぞれ個別にお話をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 農業水道使用についてご説明いたします。

まず初めに、不納欠損につきましては、債権者としては4人、調定件数としては93件分でございます。消滅時効によるもので、死亡によるものが2件、それと倒産や廃業によるものが2件、合わせて合計が16万3,170円ということになっております。

それと、収入未済額につきましては、まず23年度当年度分につきましては、農業用で103件、189万9,910円、それと一般用で105件の47万9,590円、合わせて237万9,500円の滞納が発生しております。過年度分につきましては、農業用が690件で1,254万8,520円、それと一般用で459件で324万4,970円、合計で1,579万3,490円ということで、23年度については滞納分と現年度分につきましても、収納率でいきますと若干落ちてきているという状況であります。この辺につきましては、税務課のほうと協力していただきまして、滞納の解消に努めているというところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 住宅使用料2,613万7,621円収入未済額の中身でございますが、現年度分が144万1,655円、過年度分が2,469万5,966円となっております。昨年22年度よりは、若干ですが、17万1,000円ほど減ってはきております。監査の報告でもございましたけれども、新たな滞納者を出さないということに意を配してございましたけれども、残念ながら現年度分でございますと、19件のうち、また新たに滞納された方が3件というようなことでございます。

あと、これまでの滞繰の部分でございますと、実質50件が2,470万円ほどの中身になってございます。古くからの年度から、昭和の代の分もございまして、50件のうち実は17件が退去しております。それから、自己破産ですとかいろんな状況がございまして、私どもとしましては公平性を崩すわけに参りませんので、引き続き納めていただくよう履行の確約やら、あと昨年もお話ししましたが、口座振替に移行してもらおうということで、今のところ4割を超える、去年の数字ですけれども、42%ほど口座の振替もさせていただくようなことで収納率アップにつなげてまいりたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この公住の家賃収入のほうについては、本当にこれ目立ちますから、とにかく頑張っていたいただきたいと思います。

私の質問最後になりますけれども、20款の雑収入なのですよ。雑収入のいわゆる不納欠損と収入未済が雑収入の中で発生をしておるのですが、これは一体どういう内容のものなのか、説明をしていただきたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 答えいたします。

雑入のまず不納欠損のほうなのですが、これにつきましては、川東地区の区画整理事業で、その後、平成21年に区画整理事業特別会計を閉じまして一般会計のほうに移行した部分でございます。そのうちで2件、平成7年に発生した換地清算滞納分でございます。相手方としては、一つの会社と1人の個人でございます。会社のほうが5万3,000円、それから個人が94万4,100円、合計99万7,100円ございまして、平成21年度に滞納分を一般会計に移行するに当たりまして、2件の納入についてその支払いの能力等含めまして、調査を実施いたしております。結果、2件とも債務をこの後負担することは困難と。会社についてはもう事実上倒産している状況で関係者が残っておられないというようなこともありまして、個人につきましては、存命でございますが、働いている状況にも全くできないというような状況でございます。執行停止を平成21年度にやむなくかけて、その後の3年が経過した時効で不納欠損とさせていただいたところでございます。

それから、収入未済の25万9,000円の中で3万7,160円が未済となっている分が私どもの所管でございまして、これにつきましては、河川占用の滞納分でございます。過去にゴルフ場をつくられたときの建設に当たっての河川敷地の構造物の占用等に関する滞納分として残っているものがこの中に入っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただいま建設課長が説明した収入未済額の中に、高額医療費の返納金で22万412円も含まれております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） それでは、何点か聞かせていただきたいと思いますが、6ページの衛生手数料ということの中で、保健衛生手数料とごみ処理手数料ということなのですが、私もちょっと勉強不足で申しわけないのですが、とりあえずこの内容をちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 保健衛生手数料につきましては、墓地管理関係の手数料でございまして、収入未済の分につきましては7万3,800円になっておりますが、滞納分で4万5,000円、23年発生した未済額で2万3,800円という形になっております。なお、滞納分の件数につきましては、25件ということになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） この言っている意味が、保健衛生とごみ処理の手数料というのがどうということなのかちょっとまず聞かせていただきたいのですが、中身を。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 保健衛生手数料につきましては、霊園の使用料という形でそれ

ぞれ契約している方からいただいている分です。

それとあと、ごみ処理手数料につきましては、それぞれごみの納入に応じて発生する手数料をこの中に計上しているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりましたけれども、この保健衛生手数料については、調定額が263万1,890円、収入済額が255万8,090円ということなのですが、これ収入未済額が7万3,800円、ただ22年度には6万3,000円だったので、そんなに開きがないのですけれども、この辺についてどういうことなのか、ちょっといまいわからない部分と、それからこのごみの手数料についても、これは22年度から600円逆にふえているのです。ほとんど同じような金額になっているのですけれども、この辺についてちょっとどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） まず、保健衛生手数料のほうですが、これについては霊園等の管理手数料なのですが、今委員ご指摘のとおり、22年度末の決算での未収額は6万3,000円でした。6万3,000円につきましては、6万3,000円のうち23年度中に1万8,000円の滞納分につきましては、収入がありまして、実質滞納分については4万5,000円という形まで減っております。ただ、23年度の現年分が新たに2万8,800円の未収が生じたということで、7万3,800円という形になったということでございます。

ごみ処理手数料につきましては、これも今委員ご指摘のあったように、22年度末の滞納額、未収額は1万4,134円でした。これにつきましては、滞納額についての収入は23年度中は回収することができませんでした。さらに、23年度に新たに600円の分が未収という形で発生して、今言ったような1万4,730円の収入未済額になったという内容でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） この部分についてはわかりました。

それでは次に、10ページの財産貸付収入のところ、土地貸付収入ということで収入未済額が17万500円と。これ22年度とまるっきり同じ金額なのです。これについてどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 平成16年分の土地貸し付けの繰越額でございまして、今、組織が解散してしまいました……の分の貸し付け部分でございまして、土地の貸し付けしておりますが、地面は貸し付けしておりますが、その上に……だと思っておりますが、……がございまして、貸していたわけなのですが、その代表者、組合を調べてみましても、代表理事の方1人しかおらないというか、その方がお亡くなりになりました。そこで繰り越しが続いているというような形でございまして、農林課との連携もとりながら進めておりますが、内容についてはそのようになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうすると、これずっとこのまま続いていって、最後は消滅するという形になるということなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 毎年納付納入書の発行をして続けていくわけですがけれども、今のところはそういうことをございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今のところ今のところと言って、これそのまま載っかっていつまでもいくのだったら、さっさと処分してしまえばいいのではないかと正直言って思うのですがけれども、そうしたら続いてやるというのは、これ下の建物貸付収入とはまるっきり別ですね。この建物の貸付収入の未済額というのが下に載っていますけれども、その土地の上にこれが載っかっているとということはありませんね。これは別ですね、とりあえずね。この17万500円は、そうするといつ消滅するということになるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤さんにお話ししますけれども、3回目だからこれで終了なのだけれども、いいですか。もっと聞くことあったらまとめて言ってください。

○委員（後藤 勲君） いや、ちゃんと言ってくれれば大丈夫だから。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 17万500円の関係ですね。扱的には、今、毎年というお話、今後もというお話しました。私債権というか、債権について税と違いまして不納欠損あるいは差し押さえというふうにはいかないものですから、今のところそのような形をとっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 債権の管理といいますか、分類上の処理になるかと思しますので、ちょっと私のほうからご説明させていただきたいと思うのですがけれども、地方公共団体が抱えるといいますか、持っている債権につきましては、公の債権と書きますけれども、公債権と私債権というものがございます。公債権につきましては、公法上の理由に基づき発生する債権でございまして、行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要としないもの、一定期間が経過すると自動的に債権が消滅するといいますか、自力執行権といいますか、税でいきますと滞納処分、こちらの都合でどうにでもなると。言い方は悪いのですがけれども、こちらの権限で滞納処分ができる債権と行政の側、役場の側でどうしようもできない債権というのがございます。これは民事執行手続を要するものでございまして、この債権につきましては、自力執行権というものがございませぬので、裁判所のほうに債権名義をまず確定していただいて、支払い督促とか訴訟手続を経てその債務名義を取得した上で、裁判所のほうに強制執行していただくという手続をとらなければならない債権がございます。

ちなみに言いますと、滞納処分ができるものにつきましては、保育料ですとか、道路占用料、下水道の受益者負担金、下水道使用料など河川敷地の使用料だとかがございますけれども、民事執行手続を要するものについては住宅使用料、公園使用料ですとか、生活保護費返還金などが一応ございます。

それで、ちなみに標茶町で扱っているもので法律で規定があつてこちらのほうで滞納処分ができるものにつきましては、農業費分担金、下水道使用料、下水道受益者分担金、集落排水受益者分担金がございます。あと、その他国税または地方税の滞納処分によりできるものとしては、町においては児童福祉費負担金、同使用料、道路占用料、下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者保険料、換地清算徴収金、河川占用料などがございます。このほかに民事執行手続、先ほど裁判所のほうに申し立てをしなければならぬ債権としましては、

住宅使用料、特定住宅使用料、公園使用料、集落排水使用料、社会教育使用料、これは公民館、体育施設でございますけれども、あと幼稚園使用料、保育料、ごみ処理手数料、墓園管理手数料、通所生活介護利用料、短期入所介護利用料、施設介護利用料、老人保護費負担金手数料などがございます。そのほかに土地貸付収入、建物貸付収入、農業用水道使用料などがございます。それぞれの債権に応じて、こちらのほうで強制的にできるものと裁判所に申し立てなければならぬものに分かれておりますので、このような形で残っているということになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） もう一回だけ、そうしたらとりあえずやらせていただきますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 別な款ならいいのだけれども。

○委員（後藤 勲君） いや、いいですよ。今の話はとりあえず次の年もこのような形で残らないように努力してもらえればいいのですけれども、とりあえず次は、建物貸付収入なのですけれども、ここに8,350円載っているのですけれども、これ22年度には6万2,370円だったものが激減しているわけですよ。この問題については、どうしてこのように激減したのか。たかが8,300、ここまで下がったのであれば、8,300円がなぜゼロにならないのかなというようにちょっと疑問があるのですけれども、この辺についてどうなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時53分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行します。

委員長の私のちょっと思い違いで、3回という制限にこだわっていましたが、委員会は一問一答で回数は制限ございませんので、続けていきたいと思っております。

それでは、後藤さんの質問にお答えをお願いします。答弁がかみ合わないところもちょっと私のほうで思っているところがありますので、的確に答えていただきたいのと、なるべく少し短時間で終わるようにお願いします。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

8,350円、今、収入未済額になっている部分のお話でございますが、旧役場独身寮、常盤町にございますが、そちらに去年倒産いたしました・・・・の関係で貸し付けをしております、ご存じのとおり倒産いたしましたので、その分の8月の1日から7日までの分の1月の7日分の貸付収入が、弁護士を通じて請求しておりますが、未済になったということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 金額的には少ないからあれですけれども、とりあえず弁護士を通じてということだけでも、結果的には、これは入る可能性がもうないということで考えるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 手続上まだ、去年発生したことでございますので、まだ納付していただくように努力したいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） いずれにしろ努力してもらえないのですけども、次に11ページの土地売却収入ということで、ここにも17万5,766円ということ載っているのですけども、これも先ほどと同じように22年度と金額がまるっきり同じなのです。これはまるっきり固定化されているような感じするのですけども、この辺についてちょっと説明願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これにつきましても、川東の土地区画整理事業に平成10年に契約いたしました、つけ保留地、いわゆる換地されました土地に隣接して小さい土地がどうしても出てきてしまうというのが区画整理事業なのですが、24.59平米、8坪弱の土地がございまして、区画整理事業の場合には分割納入は認めておりますので、分割納入でこの件につきましては11回のうち7回支払いされておりました、その後払うことができなくなったといいますか、停止してしまいました。払われなくなってしまいました。その後ずっと残ってしまいまして、先ほどの換地清算金と異なりますのは、これについては土地の売り払いでございますので、途中まで支払われていてということで残りの部分を完納していただきたいということで交渉を続けておりました、一時期少しずつでもということで、さらに少しずつでも入れていただくように話がまとまりかけたのですが、それもまたちょっと悪いほうに状態が変化いたしまして、現在に至っている状況があります。完納していただかないと相手さんにとっても、いわゆる所有権の移転されませんので、町のままとということで将来にわたって町も滞納が続きますし、未済が続きますし、相手さんにとっても不利益が生じる可能性が高いということで、今後もなかなかすぐということは相手さんの事情もあることなので、少しずつでもということで努力していきますが、昨年からは変化できなく、少しも納入に至らなかったということで、金額変わっておりませんが、今後についても完納いただけるように、時間をかけてでもこの部分は残していかざるを得ないのかなと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに努力してこれを払ってもらうようにやってもらうしかないのですけども、ただ、今の答弁、課長の話悪いわけではないのですけども、努力していましたが、こうやりましたというのは、我々には何にも見えてこないわけですからね。逆に言うと、意地悪に考えると、来年もう一回あなた方がどのような形で何日行ってどういう話をしたのかということまで詳細にわからない限り納得なかなかできないわけですよ、こういうものというのは。だから、いずれにしろ、そこまで強く言いませんけれども、できるだけ努力をしていただきたいということで終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

区画整理事業でのいわゆる残った部分でございますので、相手さんの地元の人が、いわゆ

る残っている人ですので、今、後藤委員おっしゃったように接触しながらということももちろん努力してまいりたいと思います。ただ、ご理解いただきたいのは、どうしてもお金のやりとりの交渉でございますので、状況によっては余りにもプレッシャーをかけ過ぎる逆効果になることもあるものですから、そこのところは非常に繊細な部分正直言っているものですから、残りあと完納いただけないと所有権移転できないということもご説明しながら、少しプレッシャーもかけ過ぎると逆効果になるという、これまでの経験上もあるものですから、そのあたりはご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第1号を終わります。
休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時06分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

お諮りいたしますが、今、説明員のほうから答弁のお話の中に固有名詞が2件出てまいりましたが、個人情報上の関係上、この2件については削除をして訂正をすることを皆さんにお諮りしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） では、そのように決めます。

改めて、なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 国保のこれも、またちょっと減額が。担当課は住民課ですか。これも減額が出てきていると思うのですよ、いわゆる滞納調定の中で。それと欠損金約700万円出ておりますし、来年度に約6,700万円が滞納繰り越しになって出ていくわけですけれども、国保のこの関係について減額調定されているのは何件分でどんな内容なのか、これも知らせてほしいなと思います。

また、欠損金も、詳しくは要らないけれども、大体理解できるような形で説明をしていた

できればありがたいなど、このように思います。

あわせて、後期高齢者についても調定が減額されているのではないかと思いますので、後期高齢者の支援分。それから、介護納付金の関係も、これも多少減額が発生していると思うのですが、これ3つあわせて欠損金とそれから滞納のあれがどんなような展開されていくのか、お聞きしておきたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 国民健康保険税の平成22年度調定額と23年度調定額との差についてでございますけれども、平成22年度末調定額につきましては9,898万6,745円、平成23年度調定額が9,665万1,845円、差が233万4,900円、減額しております。これにつきましては、13名分21件の税額の変更により減額になったものでございます。

原因につきましては、資格の喪失、これは職権でこちらが資格を落としたものでございますが、2名6件、もう一件資格の喪失、これは社保の加入により喪失したものでございますが、2名2件、所得の更正によるものが6名8件、固定資産の資産割の更正によって減額になったものが1名3件、加入者の異動、春先に喪失をして会社季節雇用で再度加入したという方の異動で1名1件、加入者の異動で世帯員の転出によるものが1名1件ということでございます。

それと、国保の不納欠損についてでございますけれども、23年度は合計が823万9,000円、前年比577万3,000円の減でございますけれども、件数につきましては116件で実人員は34名でございます。内容でございますが、停止の満了が45件15名で282万2,480円、時効優先によるものが71件で19人、541万6,301円、合計で116件34名、823万8,781円ということになっております。

この国保の関係なのでございますけれども、一応ここに表記されているものは国民健康保険税の一般被保険者分、退職被保険者分、それぞれにおいて医療給付分と後期高齢者支援金分、介護給付金分ということに分かれておりますけれども、国保税の取り扱いにつきましては、医療、後期、介護の3本立てでございます。納税義務者へは1本の納税通知書で納税を依頼しております。したがって、歳入管理滞納処分につきましても、1本で行っております。決算段階でこの予算に基づいてそれぞれのものについて、振り分けといいますか、案分して処理してございますので、決算のときにこの形になって数字が出てくるものですから、それぞれで数字は動いているものですが、私が説明した調定額が異動している部分と滞納の件数というのは1件で管理しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） それと、退職者のほうの関係でちょっと介護納付金の現年度分の調定のほうの関係でお聞きしております。ここは今度、滞納分の調定が逆になっているのですよ。これはちょっと多くなっているのです。減額でなくて今度多くなっているのですが、これはどのような事情なのか、これをあわせてお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 今ご説明申し上げましたけれども、一般被保険者、退職被保険者、それぞれにおいて医療給付分と介護納付分、後期支援金分という形になってはございま

すけれども、国民健康保険税の課税の取り扱いが医療、後期、介護、3本立てでございますけれども、一応1本の納付書で納税通知書を発付し、納税義務者に納めていただいているということでございます。このことから、歳入管理と滞納処分についてもこれ1本で行っております。決算段階でこの予算に基づいてそれぞれの後期、介護、医療と、一般と退職に分けてそれぞれ案分されて処理されるものですから、その案分の内容によってこの数字が動いて、全部減額で落としているのですけれども、その案分の内容によってプラスの部分が出てきたりということになっているということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） この分担金のところのいわゆる集落排水、我々の下水道をやったときの分担金だと思うのですけれども、これ16万円何がし発生しておりますね、未収、収入未済ですか。これはどうなのでしょう。来年度になると回収見込みということになるのでしょうか。それお聞きをしておきたいなと思えますね。

それから、下水道の分担金のほうの収入未済の54万円と出ている分については、これはいかがなものでしょうか。これはどのような展開になりそうですか。その2点ちょっと聞いておくかな。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

下水道の受益者分担金、それから集落排水事業の分担金でございますけれども、集落排水事業につきましては、まだ16万5,000円の未済がございます。ただ、毎年努力してきているということで、昨年度につきましては、平成12年分2件につきましては4万円納入いただいて、14年分の分担金の滞納はなくなったということです。

それと、同じように毎年申し上げているのですけれども、まだ収納の可能性のあるものについては努力するというのでやっております。昨年度につきましては、そのほかに平成6年度分と19年度分の下水道の負担金のほうについても、それぞれの年度の滞納がゼロになったという、額にしては約4万7,000円程度なのですけれども、毎年それぞれ努力しております。少しずつでもこの滞納額を、未収額を少なくしていくということでやっているということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、農業の排水使用料の関係で、これ不納欠損が出ているのは、これはどういう内容なのでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 集落排水のほうの使用料1万1,760円の不納欠損しておりますが、1社で調定件数で8件ございます。事由につきましては、倒産・廃業によるもので消滅時効によるということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 88ページの保険料の収入未済の人数を教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

23年度収入未済のうち現年分の内訳で言いますと、111万3,328円につきましては31件分、それから滞納分の496万8,100円分につきましては151件分、合わせて182件という形になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(黒沼俊幸君) お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日10月25日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 4時25分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 黒 沼 俊 幸

平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成24年10月25日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について
- 認定第 2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
- 認定第 3号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第 4号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
- 認定第 5号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第 6号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について
- 認定第 7号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について

○出席委員（12名）

委員長	黒沼俊幸君	副委員長	後藤勲君
委員	松下哲也君	委員	長尾式宮君
〃	菊地誠道君	〃	本多耕平君
〃	林博君	〃	舘田賢治君
〃	田中敏文君	〃	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	川村多美男君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君

平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
農委事務局長	牛崎康人君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉原平君
教委管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
監査委員	田中俊彦君
監査委員	鈴木裕美君
監査事務局長	玉手美男君 (議会事務局長兼務)
会計管理者	今敏明君
兼出納室長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(委員長 黒沼俊幸君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(黒沼俊幸君) 昨日に引き続き平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長(黒沼俊幸君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。昨日に引き続き内容質疑を行います。

私のほうからちょっとお話をします。きのうのやりとりで、議長とおっしゃったり委員長とおっしゃらないで発言する方が若干ありましたので、本日は委員長とはっきり挙手して大きな声で言って、許可を得てからご発言をお願いしたいと思います。

初めに、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第6号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) まず、この決算書、事務報告書も見なければちょっとわからないのだけれども、これ申しわけないです。決算書で、いわゆる未払いが数字上で出てきているのでは、これ随分、8,000万円という数字が出てきております。私もこれちょっと照らし合わせればよかったですでしょうけれども、前年度との比較もしていなかったものですから、単純にこの数字で今ここで聞くわけですけれども、何がこんなふうに約4,000万円ぐらい、これ昨年度から見たらふえていませんか、未払い金か。

それと、職員の数も、ここが附属資料のほうに出ているのかな。職員の関係なのですけれども、これ病院事業の中でふえております。事情があつて、何もふやさなくてもいいものがふえているとは私は思いませんけれども、全体の中で、病院経営の中で職員が増になってきているという。そして、売り上げのほうもさほど伸びていかないのではないのかなと、そん

なような中なものですから、その辺ひっくるめて、その2点をお聞きしておきたいなど。

あと、計数の整理については、なかなか本当にしっかりと整理されているなど、こう思います。

その2点だけちょっとお答え願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の未払い金の8,000万円の関係でございますが、対前年度と比較しまして約4,000万円ほどふえてございます。これにつきましては、さきの議会におきまして一般会計にお戻しをさせていただきました繰出金の負担金補助金、これを5,300万円ほど返還してございますので、対前年比、22年度で申しますと返還額1,400万円ですので3,900万円ほど増になっているということで、これが大きな増の要因ということになってございます。

それと、職員数につきましては、非常勤、臨時職員も入れての職員数でございますが、対前年度4人の増ということになってございます。病院の院長が担当します産婦人科においての分娩に係る助産師につきましては、かねてより1人体制ということで大変窮屈な、いつ患者さんが受診されるかわからないという状況の中で、1人体制ということで待機も担っておりましたが、やっとここに来まして4人体制といいますか、ローテーションを組み合わせながら待機体制も万全に組めるようになりまして、その採用も含めての増ということでぜひご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 職員の増については、今、婦人科のほうの関係については、これ4人ともみんな婦人科なのですか。それとも全体的なのか、どんな配置になっているのですか、これ4人の増は。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今、私が答弁させていただきました助産師に限って申しますと、1人体制から3名増の4人体制になったということで、この助産師につきましては、産婦人科の中の産科を担当しているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 質問が俺悪いのかな、ちょっと理解できない。4人ふえていると言うものですから、4人がみんな産婦人科のほうなのですか。それとも4人がどんな配置でされているのかなと聞いたのですけれども、4人がその産婦人科というなら、それはそれでいいのですよ。だけれども、どういう配置、どんな理由でそういう配置があるなら、そこも教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 大変失礼いたしました。

4人増と申しますのは、もう一度内訳を申しますと、看護部の正看護師が2名の増ということで、それと准看が1名減ということで、1名については補充の1名、正看1名を採用したということでございますが、もう一人につきましては、ご承知のとおり入院基本料10対1の安定的な体制を維持するための採用でございます。

それと、先ほど申しました助産師につきましては、3名の増、産科を担当してございます。

それと、看護補助員につきましては、1名の減、それと事務局の1名増につきましては、事務補助員の1名増ということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 後で、総括では特別なことはないのですが、人件費のこともあるものですから、全体でお話することに後でなると思います。それはそれでわかりました。

それから、いわゆる未払い金のふえたやつは、例のやつがここにのつたと、こういうことでの理解でいいのですね。はい。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 収益的収入及び支出と、それから資本的収入及び支出と財務諸表に全部かかわった質疑なのですけれども、一括してちょっといいでしょうかね。

○委員長（黒沼俊幸君） はい。

○委員（深見 迪君） 消費税のことなのですが、この収益的収入及び支出と資本的収入及び支出と財務諸表の中の消費税、これ3つ分足しますと、私の計算では約1,700万円近くなるのでないかなと思うのですが、そういう数字で間違いありませんでしょうか。

（「何ページなの」の声あり）

○委員（深見 迪君） 済みません。財務諸表は3ページ。あとは、1ページと2ページ。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

消費税の関係でございますが、今委員ご指摘のございました3点、収益的支出、それと資本的支出並びに医業外費用の中の消費税ということで、この3点の合計でございますが、委員ご指摘のとおり約1,700万円でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 貸借対照表もいいのか、これ。貸借対照表はまた別にあるのか。

○委員長（黒沼俊幸君） いや、いいです。

○委員（舘田賢治君） 財務諸表の今の中でいいのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 今、いいです。

○委員（舘田賢治君） それで、今の中でいいそうですから、ちょっと5億円の1億円を使って4億円の関係なのですけれども、これは今現在どんなような取り扱っているのか、ちょっと教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 病院の4億円の関係につきましては、一般会計で4億円をお借りしている状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（館田賢治君） いやいや、お借りしているならお借りしているで、もっと丁寧によ。お借りしていて、行政のこの一般の事業の中に使っているということ。それとも、お借りしているやつはどういうような使われ方をしているの。それで、利息はどういうふうにごどこから出しているの、利息や何かの関係。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 4億円の使途という部分でございますが、上水道事業会計のほうにお貸しをしている状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、病院のほうでは、そうしたらこの4億円に対しての利息というのは何ぼの計算でいただいているのですか。ここ630万3,000円と出ていますよね、受取利息ね。これが全部がそうだというわけではないと思うのです。だから、幾らいただいているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

今、企画財政課長お答えいたしましたとおり、上水道会計でその資金について活用されているということでございますが、病院会計に収益としてお支払いいただいております貸付金利息につきましては、その貸付金の部分で申しますと630万円でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 630万円ということになると、ほとんど受取利息630万3,000円くらいだったか、これ、あるの。そうしたら、ほとんどこの4億円のやつなのだけれども、これ利率何ぼで貸しているの。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 上水道事業の会計のほうでお借りしてしまして私のほうで返済していますので、私のほうからお答えしますけれども、利率につきましては1.5%で借り入れをしております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 1.5%で四五、二十ということになると600万円か。630万円もらっているのでしょうか。だから、そうしたら多くもらっているのかな。それちょっと計算してみて。1.5%、それで水道のほうは、そうしたらこの利息分は水道会計の中で支払って全体を賄っているよと、こういうことの理解でいいのだね。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今、委員おっしゃるとおり、水道会計のほうの4条のほうの償還金の中に元金が入って、3条のほうの利息のほうにこの分の利息も入っているということによろしいです。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 多分、これ借り入れの、私もちょっとそこまでの詳しい資料を持っていないのですけれども、借入時期と支払い時期によって、必ず365日で1.5%ということですので、日数の関係もございまして、その辺でちょっとずれてきているのではないかと

なという感じはいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、水道課長答弁いたしましたが、その時期によっての変動もございますが、トータルしまして630万円の率につきましては、1.575%ということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

続いて、認定第7号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） ちょっと未収金、営業収益のところ水道使用料が未収になっておりますが、これ現年と滞納と分けたらどういふふうになりますか。この年発生した分だけではないよね、この未収は。滞納分も継続していると思うので、両方、現年度発生した分と今年度の分というふうに分けると、幾ら幾らになりますかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

現年度分といたしましては97万7,680円、それから過年度分で613万3,190円となります。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、これ滞納分なのですが、年度ごとの段階で言うと、これどんなようなこのたまり方になって、これ滞納分がなっていて、これどうなのですか、今後の見込みの、このうち。水道課で見ている関係は。この未収金の回収については、どんなような見方をしていますかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 未収金の回収につきましては、先日も話しましたとおり、税務課の協力も得ながら努力しているところでございます。単年度ごとの未収金の額で言いますと、過去5年間でいきますと、平成19年度には約220万円ございました。それが20年度に160万円、21年度に120万円、22年度には85万円、ことし23年度は若干ふえてきておりますけれども、単年度分のできるだけ未収金の発生を少なくしようということで過去努力してきておりましたが、残念ながら昨年度につきましては、ちょっとふえてしまったということでございます。ただ、もう一つ、企業会計の場合、予算の締め切りが3月31日で閉めてしまいます。一般会計なんかですと、出納の閉鎖期間が2カ月あるのですけれども、上水の場合は3月末でびたっと閉めますので、若干忘れていて後からお支払いされている方も、どうしても3月31日現在では払っていただけていないということで未収金計上になってしまうということで、多分この辺の影響も若干はあるのでないかというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 未収金のほうはわかりました。

それと、附属書類の関係で参考にとちょっと1点聞かせてください。これ不明水の関係、出ていますよね。これもかなり努力をしているのです。それも我々の水道もとまった時期がありますからわかるのですが、この不明水のやつが、これ見込みが大体どうなのかな、どういう原因なのかということとですね、今回の給水単価なり供給単価、投資もやってきた、あと参考までに聞かせてもらいたいと言っているもう1点は、資本費単価なのです。資本費単価が幾らに算定されているのか。それとあわせてお聞きをしておきたいと思うのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

この配水量の増加につきましては、昨年、東日本大震災の後にふえてきていることがわかりまして、通常、漏水があった場合、住民の方から水があふれてきているので漏水しているのではないかとということで調査して、漏水していれば修理するということでやってきたわけですけれども、配水量がふえたのに全然そういう兆候が見られなかったと、町の中で。ということで、配水管がスガワラ川を横断して市街地に入っていますので、ひょっとしたらそこで漏水が起こっていて、町の中では兆候が見られなかったということで、昨年の5月に、夜間に一度調査を行いました。そうすると、その部分では漏水がなかったと。町の中は約46キロほどの配水管がありまして、それで配水管の網、配水管網というものをつくっております。それぞれを制水弁という止水、とめるバルブがついていて、とめたり出したりできるようになっているわけですけれども、そういう兆候が見られないということで、やみくもに調査しても費用がかかるだけです。昨年度についてはある程度区域を区切った調査をしようということで、そのための前段として、それぞれとめる制水弁をまず確認してみました。そうすると、設置以来、1度も操作したことのない制水弁等もありまして、ちゃんと閉まらないとかということがありましたものですから、ことしはその制水弁の調査と修理を行いました。ことしの8月にそういう区域をちゃんと分けてできることになりましたので、夜間に調査を行ったということでございます。それで、一応、区域的には旭の一部と富士の一部での漏水が多いのではないかとということがとりあえずわかりました。今後、今度それをさらに絞っていかないといけないものですから、よりピンポイントでその漏水箇所を見つけて修理するというような方向で、今、検討しているということでございます。

それと、資本費につきましては、平成22年度まではそういう施設がなかったものですから、約73円の資本費でしたけれども、23年度には水源変更による施設ができましたので、102円となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 不明水は極力総動員をかけて、やっぱり解明を早くしていただきたいなど、このようにお願いしておきたいと思えます。

今の資本費単価で102円ということで、それまでは73円台だった。これだけ資本も投下して、水道料も抑えながら努力をして、水道料の上げる計画もなく今日まで来ているし、これからもそんな計画でいるという考え方については、本当に議会挙げて支持をするわけでありませうけれども、参考までに今ここに出ている199円、約200円近く給水単価が上がってきておりますし、供給単価も150円台、もう一つ仮に例えば給水の原価ということになると、一般会計か

らの人件費を除いた分で何か計算されたやつはありますか。もし人件費を除いて計算したら、例えば給水単価というか原価が幾らぐらいになりますか。150円ぐらいになるのですか。その台ぐらいまでは下がるのですか。その辺、計算されていないならいいですよ。大体自分でも計算してみたのですよ、人件費を除いて。その辺いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 水道会計はあるのですけれども、そこまでちょっとやっておりますので。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） それと、今この段階で質問には聞きませんが、総括の段階で病院もひっくるめて、水道のほうもひっくるめて自治法の改正があるのです。そして、経理の内容が変わってくるのですわ。そういうのは押さえていると思うのですけれども、そのときにこの変わってくる背景のこととか、あわせていろいろ、どちらかでもいいです、調べてください。それはちょっと総括のときに聞きますから、これを申し伝えて終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 答弁要りませんか。

○委員（舘田賢治君） はい。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

以上をもって認定第1号から認定第7号までの内容質疑は終了いたしました。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） まず、1 ページ目の産業の振興の4行目からなのですが、「家畜ふん尿の適正処理と資源としての有効利用を関係機関と連携しながら促すとともに」とる書いてありますが、この推進状況と申しますか、促した結果どういうふうに向上了のかというようにとか、何か成果が具体的なものがあれば、あるいは数字的な成果があれば聞きたいというふうに思うのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この点につきましては、これまでも委員からたびたびご指摘をいただいていた事項だというふうに思っております。それで、今までの答弁とさして変わらないかと思うのですけれど

も、町、農協、普及センター含めて家畜ふん尿の処理については、情報を共有しながら取り組んでいるところがございます。前向きかどうかというところはあるのですが、特に秋、それから春先、取り扱いに注意をしなければならない時期に散布について注意を喚起したりとか、そういったことをやっております。また、注意すべき事案が発生したときに、こういったことがありましたよということで全戸に対しての啓発活動を行ってきているところでもあります。そういった活動が主なものですから、委員ご質問の計数的なものについて、あるいは成果についても、何%とか、そういったものについては押さえてございません。ただ、去年はスラリーが河川に流入する事故が2件ほどありまして、残念な結果にはなっているのですが、それ以外については続発することがなかったということが成果というふうにして考えているところでもあります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、ここの点で今一番これが課題だなというふうに感じているところはどこでしょうか。やっぱり最後に言ったスラリーの始末というか、扱いですでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この法律が平成16年に完全施行されまして8年ほど経過しているのですが、法律ができて施設整備を求められた段階で、全国画一的な基準で施設の容量等が定められております。この点については、酪農専業地帯から、スラリーだけではなくて堆肥を畑に還元できる期間、そして、ためなければならない、まけない時期が北海道、道東については長いと。当時の設計では6カ月しか見られていなくて、それがゆえに補助事業等で整備した施設が容量不足になるのではないかという懸念を示してきたところでもあります。ただ、それについては受け入れられず今に至っているのですけれども、そういったところでその部分、現実に施設の容量がもしかすると不足をしているのではないかということが1つ考えられます。また、家族経営が主体の中で、やはりなかなか何回も切り返しを丹念にできないというような現実があるのではないかということで、その辺については関係機関で発酵を促すための措置ということで学習会を過去にも実施しておりますし、それから資源として活用しましょうというフレーズで、できるだけ発酵を促して畑に還元するような方法で、流域水質へのダメージを少なくするという方策をとっているところでもあります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、原課としてはどうか、町としては、あのときの法律でうわっとやったやつは現場からこの厳寒地には適さない。もっとこの厳寒地でも家畜ふん尿の処理が適正にできる、あるいは堆肥化きちっとできるような、そういう補助とかあるいは政策が求められているというふうに思っているというふうにとってよろしいのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 担当課としては、微生物を使って発酵させるということで、コンクリート張りの中でなかなか難しいというのが農業者からは聞こえてきております。そういった環境の中ですけれども、定められた法律は遵守しなければならないという現実

問題がありますので、今ある環境の中で家畜ふん尿をどうやって資源化して、そして循環させていくかということを追求していかなければならないということを第一に考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いじめ対策事業について、4万2,000円の内容についてちょっと伺いたいなど。

（「何ページですか」の声あり）

○委員（深見 迪君） 失礼いたしました。

ページで言えば6ページなのだけれども、金額が出ているのは後ろのほうなのです。26ページ。

○委員長（黒沼俊幸君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

いじめ対策事業につきましては、1学校1運動という各学校でいじめに関する取り組みについて、児童会や生徒会活動等でいろいろな取り組みを実施しております。それをリーフレットにして児童生徒、それから一部地域のほうに配布して、子供たちの自主的な取り組みによっていじめをなくそうという運動の一つとしております。ちなみに800部、印刷所で印刷して配布しているという状況です。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この一部地域というのは、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

実際に配布する場面というのは、少年の主張大会の場で参加していただいた方に配布しているという実態です。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 27ページなのですが、ここに矢白別の演習場の砲弾実射訓練のことが出ています。まさに炸裂音を軽減緩和、児童の肉体的あるいは精神的負担を取り除くためにということで、いわゆる防音事業、工事をやったわけですが、日常的にこの面では防音の効果が見られているのかどうかということが1つですね、たって間もないのですけれども。それが1つと、それから地域住民の中にあの音はがんがん、この間も地震かと思うぐらい、役場でもここに来て広報の仕事をしているときに、何かぶつかっただけでないと、車が。それで、見回って歩いたというようなことがありましたけれども、こういうことに対する、総務課ですか、アクションはやってきましたか。2つ。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

矢白別の演習にかかわっての防音についての住民苦情、それぞれうちのほうが窓口になっておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

先日、委員がおっしゃった大きな爆発音といいますか、地震みたいな音についても、苦情

が実際ございました。それで、即どういった、演習は実際にはその日は行っていなかったというような情報は得ていましたけれども、そういった騒音、矢臼別の演習に係っての部分は即矢臼別のほうに連絡をして状況確認をしながら、矢臼別演習場の職員といますか、担当の方がこちらに来まして説明をしていただくという形をとりながら、実際の計測等はしないですけれども、説明を住民にさせていただくような形をとってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 幼稚園の事業につきましては、平成23年度、24年度の継続事業でありまして、現在、工事進行中であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 失礼しました。

標茶小学校につきましては、23年度完成しておりまして、防音の効果については、あらわれているというふうに捉えております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定第7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○委員長（黒沼俊幸君） これより総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

初めに、道教委のほうなのですが、9月10日に教職員給与費の適正執行に関する調査についての中間報告が出ました。それ若干読んでみたのですが、その結果に対する中間報告を読んだ教育長の所見をまず伺いたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

本町におきましては、直接的には服務調査の対象になる方はおりません。ただ、他町村、他管内から異動してきた教職員の方にはそういう対象者が数人おりました。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは私が改めて言うまでもなく、教職員は町民の負託を受けて子供の成長・発達する権利を保障する責務を担っていることから、そういう不祥事といいますか、道民や町民の信頼関係を失うような不適切な勤務実態があれば、これは当然正さなければならないというふうに誰もが思っているわけですが、さっき、教育長、他管内から異動してきた人に何人かいたということで、本町ではその点で信頼に足る学校体制が保たれているというふうに考えていいわけですね、それは。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 過去の議会にもそういったご質問があつて、私答えたこともあるのですが、本町におきましては、学校長がしっかりした学校経営を行いながら教職員の皆さんとともにやっていますので、そういった不適切な勤務態度等はないものというふうに判断していますし、また今後もそういった状況で学校経営がやられていくのではないかとこのように判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私、中間報告が出たので改めて聞いているのですが、数人、他管内からのという、これから精査して、場合によっては処分もあり得ることなのですか。それはどうなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 昨年から会計検査院の指摘事項でありまして、道教委が全道一斉に調査を実施しているものであります。過去5年間、具体的には平成18年から22年度までの勤務地における勤務状況の実態について調査されております。現在、24年度標茶町に勤務されている先生方で、前任地における勤務状況につきまして、今回、調査の対象となっているものであります。現在、道教委において調査中でありますので、詳細については現在のところ公表できる状況にはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 何月ごろだと思っておりますか、処分が、それが出るのは。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 具体的に情報は現在のところ来ておりませんが、多分12月の道議会の時点だというふうに判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これはそういう意味では、標茶の教育というのは本当にそういう点では信頼に足る教育が行われていると私も確信しているのですが、逆に言えば、前も会計検査院がかかわっているので拒否できる調査ではないというふうに答えられましたけれども、その点では本来行うべきは、町の教育委員会や校長の権限に属することであって、その権限を制約した形でこの調査というのはやっぱりおかしいのではないかなど。一方で、無報酬で膨大な超過勤務については口をつぐみながら、うちみたいにそういうふうにしちっと勤務が行われているところにまでそういうことを行うというのは、おかしいのではないかなというふうに私は思っていますし、あの調査の内容を見ますと、やっぱり教職員個々の基本的人権も侵害するおそれも私は感じているのですけれども、教育長はうちの学校は大丈夫だというふうに言っているし、私もそれは確信しているわけですが、ああいう検査を疑いのあるところにだけやるのではなくて、こういう健全な町の教育に対しても行うというのはいかななものかというのを重ねてちょっと聞いてみたいのですけれども、本音で答えてもらえますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） さきの議会でもお話し申し上げているのですけれども、これ先ほど管理課長からもお話し申し上げましたけれども、会計検査院の調査に基づくものということで、文科省が道教委に対して調査をなささいという指導があつてやっていますので、本当にかなり手間暇かかって事務局も大変な部分もありますし、局も大変な部分があるのですよね。だから、そういった意味からすると、なきにこしたことはないのですけれども、そういった事情もあるので、調査については協力せざるを得ないということで私どもは協力してきているということ、その辺のなかなか難しい判断もぜひ委員ご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この面で最後に1つだけ聞いておきたいのですが、教育の根幹にかかわる問題なので、また今度いつか改めて議論したいなと思っているのですが、最後に1点だけ、この調査というのは、教職員の本務である授業中に先生を呼び出して行ったというような、道内ではそういう事例があつたというふうに聞いているのですが、標茶町の場合は、本来やるにしても子供を帰した後に行うとかということが僕は適当でないかと思うのですが、そういう事例は標茶町にはなかったのですか。いつ調査をやりましたか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 呼び出してというのではなくて、学校現場に直接行って、そしてお話を伺っているというふうに局のほうから聞いております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、私が言っているのは、調査をしている時間帯がその教員の授業中ではなかったのかということを知っているのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 事前に釧路教育局と教育委員会と学校現場と打ち合わせしながら、先生方の授業に支障を来さない時間帯に調査を行っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 確かめますけれども、調査を行った時間帯というのは、その教職員の授業中ではなかったというふうに考えていいのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 繰り返しになりますが、打ち合わせした中で先生の授業に支障の来さない時間に調査が行われております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、聞いた言葉で答えてほしいのですけれども、支障の来さないというのは、例えば道内ではそういうふうに授業中に呼び出して調査をやると。その間、教頭が入るとかフリーの先生が入ったから支障がありませんよというような言い方をしているのですよ。うちの場合は、授業中にその先生が調査の対象となって調査が行われたという実態はなかったのかというのを聞いているのです。支障とかではなくて。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 支障ではなくて、授業のない時間に行われているというふうに聞いています。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、2つ目の質問です。

これは私は大変大きな問題だなというふうに思っているのですが、文部科学省は9月5日に「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」というのを発表しました。概算要求もごっそり出たのですね。その目玉として、いじめ問題に対する総合的な取り組みの推進に、72億円を超える要求を計上していますね。それで、この中に、教職員定数改善の中でいじめ問題アドバイザー、これは4億円とか、いじめ問題への対応として加配を400人ほど考えているとかというようなことが文部科学省から発表されました。この点について、教育長の見解を伺いたいなというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 25年度予算案で文科省、そういう要求をされておりますので、私どもとしましては、今の、先ほど室長からお答えしておりますけれども、しっかりと一学校一運動をずっと継続してやってきておりますので、深刻ないじめとか、そういったものは発生していませんし、常にしっかりと学校現場におきましては、もし小さいいじめがあれば早いうちに解消するという、そういった取り組みをしておりますので、緊急にアドバイザーとか、そういったものの配置は必要ないかなと思っています。ただ、いろんな意味で具体的に内容の把握できる段階になれば、それは活用の仕方も検討していかなければならないかなと、そんなふうな判断をしております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） マスコミの報道では、「いじめ対策新組織、学校・教育委員会任せから転換」という見出しで1回出ましたよね、新聞報道が。それで、教育委員会を飛び越えてやるのかというような感じのやつだったのですが、それでこの個別のいじめ問題は原則として今まで学校や教育委員会に対応を任せてきたと、記者会見で文部科学大臣が。そうやってきたのだけれども、積極的に関与する姿勢に転換するという、どきっとするようなことを

言ったのですよ。方針でもそういう言い方をしているのですね。記者会見でも記者のほうから、学校現場の自立的な教育の営みをバックアップしていく考え方の一方でそういうことを言うのは、国家主導で関与の度合いを強めていくということにならないかと、二律背反的ではないかという質問が出ているぐらいなのです。それで、この積極的に文部科学省がもうダイレクトに関与するという点について、教育長、どういうふうに考えられますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 新聞報道につきましては、かなり一方的な表現の仕方もあるのではないかと、思うふうには思いますけれども、基本的には恐らく言っていることは、例えば犯罪状態のいじめとかになった場合はそういう方法になるかと思えますけれども、子供たちが発達段階でそういった事案が発生すれば、これは教育的配慮で改善を図っていくことが最良の策でありますので、そういった方法を最優先しながら対応していくというのが本来かなというふうに私どもは判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ここでは3つの方針が柱になって、いじめに限らないのですね。いじめ問題も入れていますけれども、学校安全も柱の一つとして、これは徹底していきたいと。それから、3つ目に、特に体育活動中の安全、これは武道のことを言っているのかなと思うのですが、十分に確保していきたいというふうに言っているのですが、この3つの柱を言っているわけですが、この点については、最近、富士公園付近に不審者があらわれたということでペーパーがちょっと回されたということもあったのですが、その文書を私も見ましたけれども、この点について、人を派遣するかパトロールするなどの特別な手だてを教育委員会としてはとったのかどうか。その日は、その次の日かな、その日かな、保護者の方が心配で、通学路に出てきて我が子の帰りを待つとかというようなことも見受けられたのです。それで、その点でいじめの問題とあわせて学校安全という問題で文部科学省が方針を出しているわけですが、これから先、その点について、そういう問題についてどう考えているのか。さっきは4万2,000円という予算しか計上、23年度はね。ということだったのですが、もっと文部科学省はコミュニティ・スクールの導入拡大も行っていきたいとこの中で言っているのですが、僕はもう機械的にそういうことをやるのは余りどうかなという。検討する余地があると思えますけれども、しかし父母や教職員や地域の大人たちが有機的に結びつく、そういう実働的な組織力も今度の不審者の問題なんかで言えば必要でないかなと、具体的に。紙を回してお知らせするだけでなく。というふうに考えているのですが、その点ではいかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

学校安全につきましては、これは従前から、私どもは子供たちを育てるのは例えば学校だとか保護者だけではなくて、地域挙げて育てていかなければならない、守っていかなければならないということの考え方で、いろんな地域の活動をしていただいております、そういった意味で先般も不審者が出たということで警察のほうから連絡がありまして、それぞれの学校のほうに周知をするとともに地域の安全パトロール隊といいますか、そういった方々も出していただいて、地域の中でそれぞれ不審者等の行動を監視するという、そんな行動で、

これ標茶は従前からそういった形で、それぞれの地域でわんわんパトロール隊とか地域安全パトロール隊とか、いろいろなものをそうやって支援していただいて、子供の安全・安心を保障するような取り組みをしてきておりますから、私どもといたしましては、これ当然、犯罪につながるものであれば警察のしっかりした対応をしていかなければならないし、日常的なことについてはそういったもので対応していくべきだというふうに思っていますし、これからもそういう協力をしっかりやっていきたいし、お願いもしていきたいなど、こんなふうに考えているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ進めていただきたいなど。現状では、時々私も通学路に立つのですけれども、弱いと思うのですよ。そして、ああいうふうに不審者が出たときの体制ももう少し実働的な、学校と地域が有機的に結びついて、そして実働できるような、子供の安全を守ることができるような体制が必要かなというふうに感じていたものですから、ぜひそれを推進していただきたいというふうに思います。

最後の質問ですが、先ほどちょっと内容についてお伺いしたのですが、消費税が2014年、3%上がって8%になると国会で決議されました。それがまた次には10%になる。消費税は倍になるわけですが、この8%、10%になった場合の病院の消費税がどのように動いていくのかという試算があれば、教えていただきたいのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 消費税の関係でございますが、8%、10%と現在の5%との対比でございますが、先ほど委員からご指摘のございました3点で申しますと、まず1点目の収益的支出、これ5%の制度内容をそのまま踏襲した形で、内容についても同一のものでパーセントを単純に置きかえて計算しましたら、収益的支出においては8%においては5%対比で約780万円の増、資本的支出につきましては約130万円の増、それと医業外費用のほうにおける消費税の額につきましては5%対比で8%が約90万円の増ということで、合計約1,000万円の増ということになります。

それと、10%のほうでございますが、収益的支出の5%対比であります約1,320万円の増、それと資本的支出では約220万円の増、医業外費用の消費税につきましては5%対比で約150万円の増で、3点の計で5%対比で約1,690万円の増ということになるかと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 診療報酬はこれ消費税がかからないことになっていますから、消費税が高くなっても、病院の経営をしても、その分入るといようなことは全くなくて、ただただ経営にかかわる経費に消費税がかぶさってくるというふうに思うのです。

それで、これは2年に1度ずつ訪れてくるレセコンがありますよね。これは何か無料というかな、費用が今度かからないかのような話をちらっと聞いたのですが、今までどおりだと、このレセコンの更新費用だって物すごくかかるわけですよね。これにも全部消費税がかかる。消費税分は病院が全部丸々負担するということになるのだというふうに思うのですね。

それで、私、この点では、いかんともしがたいことなのですが、せんだって全国の医師会や幾つかの病院の団体の協議会が公開セミナーを行っていて、この医療と消費税に関する公開セミナーの中で、とんでもない話だと。これがもし通ってしまえば、全体として医療は、

つまり国民の命と健康を守るということは国の根幹なのに、消費税の引き上げはこれを根底から破壊する暴挙だと。僕は医師会というのはどちらかといったら保守的な人の集まりかなと思ったのですが、これはそういうようなことを言っているのですね。国民一人一人がこのことを自覚し行動することの重要性が確認されましたということで、この公開セミナーでは締めているのですね。

それで、町長にも伺いたいのですが、きっとこういう管内でも物すごい、町長初めとして町の関係者の皆さんがこの標茶の地域医療を守るために懸命なご努力を行っているという報告は事務長さんから聞きましたし、町長の今回の臨時会の冒頭の行政報告の中でも小児科の拡大診療の話も伺いました。相当な努力をしているのだけれども、今までの消費税の丸々金額として倍が病院経営にかかってくるというような状況なわけですよ。

それで、町長のほうで、そういうことが管内の病院を抱える人たちの中で話題になっていないのか、あるいは一地方団体ではありますけれども、こっちのほうから本当に病院経営にかかわってはそれやられると困るのだというような意見具申みたいなものはやってもいいのでないかなというふうに思っているのですけれども、その点のお考えをちょっと伺いたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

消費税の問題につきましては、上げるに至った経緯等々を含めて、私どもはこの使われ方ということに対して、やはりもう少し国民のためになるという前提でほとんどの方が理解をされてきて、国民の多くの方がやむなしという判断で国政の場で決定されたというぐあいに考えておりますけれども、これを実施するまでには必ず選挙を通るということが、これは確認されているわけでありまして、そのときまでに国民がどういう判断をされるか、この消費税のアップのされた分をどのように使われるか等々が明示されると思いますので、それから後の国民の判断がどのようなことになるかということも非常に大事なことだと思っております。ただ、消費税をほかの国と比べてどうこうという単純な話ではなくて、この使われ方がどうなのかということが非常に大事なわけでありまして、そのこととやはり今、日本のいわゆる財政状況、これほどの1,000兆円というような借金を抱えたまま進んでいると。新年度予算を見ても、どうも借金に頼らざるを得ないような、概算要求の段階でありますし、そういったことも含めて国民がやはりどういった判断をされるのか、そのことが非常に大事だと思っております。

ただ、そのことと地域の町立病院をどう守っていくかということは、確かに経営上の問題は私どもも十分考えなければいけない話なのですけれども、それより何より私どもにとって一番重要なのは、やはり医師をどうやって確保していくかということでありまして、これは単に経営上だけの問題ではない問題が含まれているわけでありまして、そういった意味で私ども地方の病院が抱える問題等を道、国を通して機会あるごとに訴えていって、そういったことに対する理解を深めていくと。日本全国どこで住んでも、やはり安心して暮らせるような状況をつくると。そのことがやはり私どもにとって一番重要なことだと思っておりますので、そういった観点から道、国に対して私どもの実情というのをこれからも訴えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） （発言席） 私のほうから、まずは基金の運用についてお伺いしたいと思います。

基金の運用につきましては、この運用状況の資料にもありますように、現在、14基金があって、その中で大体適当な、妥当であると監査委員の報告にもございますけれども、その中で1つだけお聞きしたいと思っておりますけれども、この13番目の地域文化振興基金、23年度は44万3,640円、少し使われ方が少ないような気がしますけれども、この使われ方の内容についてまずはお聞きをしたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時23分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度の標茶町文化講演会の講師招聘に伴う費用として111万640円を地域文化振興基金より繰り入れて支出しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 主なものを1つしか言ってくれていないのですが、今、地域文化講演会で幾らと言いましたか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 財産に関する調書の7ページ、決算年度中の増減高が44万3,640円という記載となっておりますが、この分につきましては、今、社会教育課長がご説明申し上げましたとおり、文化講演会に充てるために取り崩したお金が111万640円でございます。それに元金66万7,000円を積み立てましたので、差し引きまして44万3,640円が決算年度中の減という数字で記載させていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） わかりました。基金には今言った講演会のことに1件だけというお話だと思いますけれども、そもそもこの地域文化振興基金、これが平成16年ですか、私の記憶は余り当てにならないのですが、16年にこれ図書館の整備基金と当時の標茶町ふるさと創生基金、これ竹下内閣時代の1億円のことなのですが、これを合わせて名前を変えてこの地域文化振興基金となったわけですが、当時、記憶では図書館の整備とそれからふるさと創生基金の目的とあわせてこれを運用していくというような話であったと思います。私考えるには、23年度もそうですけれども、この基金についてうまく利用されていないのではないかと。せっかくこれだけの1億円ちょっとの金があって、ましてやこれは一緒になる前のふるさと創生基金の例えば人材育成であるとか、若い人の交流事業であるとか、そういったことにも

う少し活用されていたような気がいたしますけれども、その辺については町として、行政としてどういった対象者に知らしめているのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

企画財政課のほうで充当できる事業といたしましては地域文化振興事業、今、委員ご指摘の人材育成という部分でございます。この部分につきましては、23年度はこの決算資料のほうに記載させていただいていますが、残念ながら申請はございませんで、充当する事業はございませんでした。

次年度に向けまして、人材育成という部分もでございますので、広報等を通じて地域文化振興事業の意義も含めて広報してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） ぜひお願いしたいと思いますけれども、これ資料によりますと、ことしの4月号に、今、課長が言われたような地域文化振興基金、こういうのがありますから、ぜひ利用してくださいと載っているのですね、今言われたことが。こうやって広報に載せたから、申し出がないからということではなくて、私、地元でも、ご婦人方、青年方、いろいろと何人か集まって、例えば地場産品を利用した食事会に、どこかへ出向いて行ってどういったものが使われているのかと、それか農機具の展示会に帯広まで青年たちがバスを貸し切って行ったとか、いろんな事業をやっていると思いますよ、どこの地区でも。だから、そういう人たちとか、あるいはまた今標茶ブランド、やっとな「星空の黒牛」がかなり名前が売れてきておりますけれども、そのほかチーズの研究会であるとか、いろんなブランドづくりが進んでいるわけですが、それらを進めるに当たっても、まずは人材育成なのです。ですから、ただこの広報に載せて申し出がないからどうのこうのではなくて、積極的にもう少し行政として、担当としてもうちょっと若い人に働きかけて、こういうのがあるからこういうことでやってみたらどうかとか、例えばそういういろんなイベントとか、そういったものがあれば出向いて行ってそういう若い人たちと話し合うとか、そういった積極的なことをやらないと、恐らくただいま課長が言われたように、ここに載せましたから、そしてここには、ちゃんと読めばわかるのですよ、人材育成のためと、私が言うまでもなくね。けれども、これで応募がなかったからでは、今までどおりなのです。だから、その辺ちょっともう少し発想を変えて、せっかくこれだけの立派な基金があるわけですから、標茶町のために、若い人たちのために、積極的に運用する方法というのはやっぱり考えるべきでないのかなと。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、委員ご指摘のように、文化振興基金につきましては、人材育成、そして文化振興ということに活用されるということの基金目的になってございます。

それで、周知につきましては、今、課長もお話ししました広報もありますが、これの活用につきましては、審議につきましては振興委員会の中で議論されることとなります。振興委員会の中には各団体からも参画されておりますので、そちらからの周知も強化していきたいというふうに思いますし、それぞれの業務の中で若者、そして女性の方の団体ともお話しす

る機会があります。その中では、さまざまなやはり前進をしなければならない、学習が必要だという相談もあると思いますので、その中でも積極的な活用を促してまいりたいと思いますし、私どもも活用をしていただくような努力をこれからも続けてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） ぜひ積極的に活用していただきたいと思っております。ことし1年ちょっと経過を見て、判断したいと思います。

それと、次に移ります。

上水道、これについては、先ほど質疑の中で館田委員に私の聞く予定をしていたことがほとんど聞かれてしまったので、余り聞くことがなくなったわけですが、この有収率について極端に、附属書類の7ページにも載っていますけれども、去年から見ると19.4ポイント、20%近く下がっているわけですが、これ先ほどの質疑応答の中でも出ていましたが、結構大きな数字なのですね。これは不明水と先ほど言っていましたけれども、この有収率68.3%で割りますと、配水量、給水量でもいいですけども、1戸当たりになると何戸分ぐらい、もし数字的に押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 漏水量が約20万トンになりますので、1戸当たり換算すると大体92トンという数字になってきます。年間で漏水量が20万1,744トンになりまして、給水戸数が285戸ありますので、1戸当たり年間90トン上乗せされているといえますか、そういう数字になってきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） これだけ大きいということなのですね。いろいろと調査して原因の箇所を突きとめたというのは先ほどの質疑の中でも出ていましたし、今後のやるべきことも出ていましたので、ぜひ早急に対策を練っていただきたいと思います。

ただ、話の中では、先ほどもちらっと出ていましたかな、少しぐらいの水漏れであれば莫大な工事費をかけてやるよりはそのままにしたほうが良いというような、確かにそういう話もあります。ですが、やっぱり標茶町は水に関しては、水質においても、それから量においても全国的に恵まれているので、割と余りそういうところには関心がないですけども、しかしながら水といえども限りある大切な資源ですから、そういったことも十分に理解して、まあ理解はしているのしょうけれども、早急にやっぱり解決すべき問題だなと、そのように思うので、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

私の先ほどの答え方がちょっとまずかったようでして、当然、原課としまして漏水量は少なくしていきたいということで、今、調査を進めております。ただ、今回、まず全域を11に分けて調査して、ある程度漏水量の多い区域ということで富士町と旭町の一部が区域の中では多いということが判明いたしました。その中にある配水管は6キロほどあります。そうすると、地上に出てきていないものですから、今度そのうちどこで漏水が多く起きているのかを調査してからでないと、やみくもに6キロを掘って確認するというわけにはいきませんの

で、そういう意味で今後、より漏水量の多い箇所を特定するための調査を続けて、そして効率的な漏水修理を行っていきたいということで先ほどはお答えしたつもりなのですが、ちょっとその辺で。別に、ですから少しぐらいの漏水であれば放っておくほうがいいのかという考えは決して持っておりませんということで、それだけのご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） ちょっと話変わりますけれども、私もことしの何月でしたか、ちょっと農地でユンボで落葉を切り倒して抜根しているときに、水道の管をひっかけまして、そのときは大変業者あるいは水道課の職員にもかなり迷惑をかけたということがありましたけれども、そのときには大事には至らなかったのですが、今、例えばとめる弁がありますよね、結構な箇所に。だから、そういったことをポイントポイントで、その間が場所によっては何百メートルになるのかわかりませんが、結構区切るようにして排泥弁といいますか、そういったものがあるようですから、割とその箇所を特定というのは、私、素人ですが、そんなには難しくないような感じがしますが、その辺についてはどうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、この市街地の中、約46キロほどありまして、弁が440個ほどございます。単純に割ると、100メートルずつとめて調査することは可能です。ただ、この区間で漏水が結構多く起こっているということがわかって、そのうちのどの部分かがわからないと、100メートルを全部掘り起こして、というのは地上に出てきていないものですから、それである程度修理するときは掘る範囲を3メートルとか5メートルに絞った上でやりたいと。その位置を確認するための調査を今後どうしていくかということで、今、検討しているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） わかりました。ぜひ対策を早急にやっていただきたいと思います。

それともう1点、これも話が出ていましたけれども、給水原価と供給単価ですか、その差が44円58銭と書いておりますけれども、このことについて基本的にどういう考えを、今までとそれからこれからと分けて、どういう考えでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

供給単価とそれから給水原価ということでありますけれども、供給単価というのは、有収水量を収入で割ったものでございます。それから、給水原価というのは、有収水量を支出で割ったものでございます。

当然、供給単価を上げるためには、ですから収入がふえないといけないわけですから、これについてはちょっといかんともしがたい、料金を例えば値上げするとかということではないと、なかなか収入はふえてこない。ですから、供給単価については、原課としてはこのまんなまのできるだけ料金を上げないで、支出を抑えた中で経営をしていきたいと考えておりますので、供給単価についてはどう考えているかということ、ちょっと現状のままでいかがを得ないのでないかと。

ただ、給水原価につきましては、そういう支出にかかわるものでございますので、当然、経費の削減をしながらやっていくということで、22年度には人件費についても事務量の見直しということでやって下げております。ただ、支出の中には減価償却費が入ってまいりますので、水源変更したことによる固定資産の減価償却費がふえてきていると。年間で大体1,200万円ちょっとの減価償却費がふえてきておりますので、それも単純にふえてしまうと給水原価に影響するということで、人件費の見直しとか、あるいは効率的な経営ということで他の支出についても見直しを行って、何とかやってきているということで、今後ともできるだけ支出については、今までの無駄だったというわけではないのですけれども、よりその辺の見直しをして、できるだけ給水原価が上がって供給単価との差が開かないように努力していきたいということで思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 努力されて、今までもそうですけれども、今後もそういった形で、ただいまの話ですと努力して維持していくということなのですが、我々農家の場合は、我々は農業雑排水というくくりですけれども、私も決してこの水道料が高いとは言いません。ただ、我々農業は使う量が莫大なものですから、経営が大きくなると当然量もふえるわけですから、いたし方ないとは思いますが、これ以上水道料が上がると、話が出ていますけれども、やっぱりボーリングしたほうが安いと。当然安いわけなのですね。3年で元が取れるとか、5年で元が取れるとか、そういう話があるわけですから、できるだけいろいろ努力によって、今までも、それからこれからも、この価格をぜひ維持していただけるように努力していただきたいと思っております。

終わります。答弁要りません。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私から、2点について質問、お聞きをしたいと思います。

まず、第1点は、塘路にありますサルボ、サルルン展望台についてお伺いしたいと思っております。

まず最初に、この展望台はどの部局が維持管理をしているのか、まず先にお聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

サルボ展望台の所管ということでまいりますと、企画財政課が担当しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、企画財政ということですので、何点かお伺いをしたいと、このように思います。

実は、この展望台について、先般、塘路の住民のほうから、私も塘路に行く用事がございまして、塘路に行って住民の方と何人かお話をいたしました。そのときにサルボ展望台についての維持管理、非常に、極端に言えば十分なされていないのではないかと、実はお聞きをいたしました。私もそのことをお聞きいたしまして、2日ばかり実は現地を調査してまいりました。第1日目は、ちょうど雨が降ってきましたけれども、塘路まで行ったので、実はあそこの展望台まで行ってまいりました。そのときにはかなりの雨が降ってでも、観光客といたしますか、地域の方々含めて愛知の方ですとか、あるいはまた中国語だと思っておりますけれども、歩いて来ておられる方がいましたし、車4台のほかに10数名の方が雨の中でも展望台に行っておられました。そこで、私もこれについて少し調べようと思ひまして上がっていきますと、平成9年に林業体力アップ事業で展望台が新設されているということも実は看板に書いておられました。と同時に、土地については、和歌山の方のご厚意によってこの展望台がつけられ、維持されているということも看板に書いておりました。

そんなことも含めて実は私は何点かお聞きをしたいことは、雨降りですから当然ご案内のようにあそこ展望台まで100メートルちょっとあると思うのですがけれども、あの階段のところ、実は木製の階段が、数えましたら192段ございました。それで、聞くところによりますと、昨年、一昨年あたりに一部階段が壊れてあそこを閉鎖したということもあったというふうにお聞きいたしました。にもかかわらず、192段のうち約30段くらいがかなり破損をしていますし、危険な状態あるいはまた板がなくてボルトが出ていたり、あるいはまたその階段を、いつかだと思っておりますけれども、いわゆる砂袋でもって穴埋めしている程度でもって、実に雨が降っていましたから滑る状態で、同時に危険な状態でもございました。観光客の方も気軽な、身軽な軽装で来ていましたから、足元が本当に危ないですねとっておられました。ぜひこのことについても、どのようなことを考えられているのか、お聞きしたい。

次、第2点は、あの展望台の床部分がコンクリートになっておりますね。そして、除く部分が木製になっておりましたけれども、そのコンクリートの部分が非常に清掃管理がなされていない。雑草が生えていますし、実に見苦しい状態にあったということがまず第2点。

続いて第3点ですけれども、サルルン展望台のほうに行くには、小さな砂がまかれて維持管理がなされているなと思ひましたけれども、サルボ展望台のほうに行くに至っては、遊歩道が、登山といいますかね、人が多いと思っておりますけれども、歩道の土が掘れて木の根が露出して、実に自然を愛するの方々にとっては非常に残酷な状態になっている点がまず見受けられました。

次に、サルルン展望台のほうに行く樹木の看板、例えばミズナラですとかシラカバですとかという、いわゆる樹木の看板がかかって案内をしているのですが、実に管理行きといたしますかね、木の根の10センチぐらいのところの木の名前を書いてあるのですが、倒れているのもありますし、腐っているのもありますし、木の名前がもうわけもわからなくなっていますし、例えばあれをもう少し何とか考えとか。

最後に私が言いたいことは、サルボ展望台のほうから、1湖と4つの沼が掲示されてござ

います。塘路湖、そして沼のほうではマクントー、エオルトー、ポントー、サルルントーというふうに4つございました。それで、展望台のほうから見ますと、サルルントーというのは真下にあるのが全く見えません。サルボ展望台のほうからは、全く見えません。ポントーのほうは半分くらい見えました。何よりも左正面に見えるべく釧路市内の方向と阿歴内川が全く見えていません。見えていないということは、樹木が成長して大きくなって、雑木2本くらいですけれども、それが大きくなって景観が見えなくなっているというふうに私は理解をしてみいました。

そこで、私がお願いというよりも、管理上、毎年のように、多分所管するところではサルボ展望台には年に何回かは現地を掌握していると思うのですが、これからの時期、冬の列車が走る写真のいわゆるシャッターポイントになっていることですか、あるいはまた町民の気軽なハイキングコースというようなこと、あるいはまたご案内のようにあそこに通る人たちがちょっとした休憩としてあそこに上がって一息ついていくというようなことを考えれば、前段申し上げましたように、いわゆる人生の息抜きの場、毎日の息抜きの場、あるいはまた気軽なハイキングコース、あるいはまた地域の子供たちが勉強する場にもいい環境にある中、なおかつ標茶としては数少ない観光スポットだと私は理解しております。そんな中で、実に残念な管理がなされているなどというような気がいたしました。環境省の問題、さらには私有地を厚意でもって利用しているということもありましようけれども、しかし諸般の目的を考えれば、やっぱりきちっとした利用者に対しても維持管理をすることが、町にとっては、あるいはまた町民にとっても地域にとっても益と考えるが、何点か私、その問題点を指摘いたしましたけれども、改善といいますかね、この1年間何も昨年からされていないようです。その点についてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

まず、サルボ展望台の所管という形で先ほど企画財政課ということでお答えをさせていただきましたが、そこへ上るまでの階段がございしますが、その階段は北海道の財産でございまして、北海道が建設をして北海道が維持管理をするという形になってございます。

ただ、先ほど委員ご指摘のように、雨が降ったときに板が抜けているとか、滑りやすいとかというようなときには、町の部分でできる範囲内、例えば土のう、砂のうで危険を予防するというような形を行ってきております。

また、維持管理というか、清掃管理につきましては、塘路の振興会に委託をしております。委員ご指摘のございました部分については、また現地確認をしながら、来年のオンシーズンまでには、できる部分につきましては解消していきたいと考えております。

また、展望台から見える眺望を阻害している樹木があるのではないかというご指摘でございますが、枝払い等は年に数回行っておりますが、もともと切る伐採という形になりますと、環境省とも協議をしていかなければならないという部分がございますので、現地確認をしながら、また環境省とも相談をして、展望台が展望台として見える眺望を確保してみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） さっき言いました木の根が出ている歩道についてのその対策はとら

れませんか。特に、さっき私言いましたけれども、サルルン展望台に行くほうは余り傾斜の部分がなく、小さな碎石を入れて滑らないようになっていました。ただ、サルボ展望台へ行くほうには多少の傾斜がありますし、その歩道部分が、行きますとだんだん広がっているのですね。ということは、今、大雪山でもそうですけれども、登山道が傷んでいるということでこの間もテレビで問題になっていろいろ対策をしていましたけれども、しかり、塘路のそのサルボ展望台へ行くのも私も、ああ同じような状態だなと思ったことは、雑木の根がもう露出してきているのですね。したがって、歩行者は、その縁を歩くことによって、だんだん広がっていつているのですね。ということは、あそこのそれをどう防ぐということは考えていただかないと、やっぱり歩道についてもだんだんと自然の破壊という、恵まれた自然を愛する者が塘路やサルボ展望台へ行くときに、あんなことでいいのかなと私は思ったのですよ。したがって、それらについては対処するお気持ちはございませんか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 樹木の根が露出をしてきているというご指摘でございますが、ちょっと現地を確認して見てございませんので、何ともすぐ具体的なことで申し上げられません。例えばその樹木を切ったときにその樹木に対する影響度という部分もございませぬので、樹木の根が上がってきたのか、地面が下がってきたのかという部分も含めて現地を確認させていただきながら、また環境省さんとも協議を進めてまいりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひ現地を確認してください。

今、課長の話によりますと、年2回ぐらい行っているといえ、担当の者は見ているのですぐわかると思います。これは根が浮いてくるわけではなくて、だんだんとその周りの土が雨ですとか雪解けの水とかいろんなものによって浸食される、それは人が歩くわけですから侵食されている状態ですから、これはぜひ前向きにこの維持管理については、せっかく私有地を借りていますし、あそこにはすばらしい樹木がございました。その根が露出して枯れてくるなんていうことのないように、ぜひ対処していただきたいと思います。

もう1点、樹木の看板ですけれども、例えば木に打ちつけるなんていうようなことは、これはするべきでないですし、私どもも第1次産業に携わっていますから、木にくぎを打つなんていうことはできる限りしないのです。ということを考えれば、京都大学の演習林あたりでは、あるいはまた時々行くそういう案内板を見ると、木にひもか鎖でもってかけているのですね。例えば樹木の、さっき言いましたように、ミズナラですとかシラカバですとかという、そういう案内板はかけているのですね。地面ぎりぎりに、例えばこれが樹木だとすると、この下の10センチぐらいのところ、二、三十センチありますかね、そんな小さい看板をちょっとかえたぐらいではよく見えないので、それも年数がたっているので、これもぜひ子供たちがあそこに上がって、この木は何なのだというようなこともぜひわかるような対策を、これは簡単にとれると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いました一番大事なことは、サルボ展望台から全景が見えないと。これは、課長言いましたように、皆伐しなくても、部分的に上の、上層部の枝を伐採すれば、私は何年かはそういう方式でもってあそこの景観を余り損なわずに、展望台から案内板のように1つの湖と4つの沼が見え、釧路市内のほうから阿歴内川のほうまで見えるという全貌を描けるマ

ップになっていますので、ぜひ文字どおり看板のような展望台に仕上げていただきたいと思います。再度のご回答をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、るるご指摘あった部分でございます。国立公園につきましては、守るという部分とそれから利用するという部分の両面がございます。それらを含めまして、環境省のほうにもそれらの協議をしながら、利用の利便性といえますか、そちらのほうも自然を守りながら図ってまいりたいと思いますし、展示方法につきましても、いろんな情報をいただきながら対応してまいりたいというふうに思います。

先ほど階段の件もありましたが、過去に閉鎖があったときも、道へ早急に申し入れをしまして緊急対応していただいた部分もございますので、それらを含めて各関係機関とも協議しながら、そして私どもでできる部分については私どもで行っていくというようなことで進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 課長、そしてまた副町長のほうから、真剣なご答弁をいただきました。ぜひ展望台というものの改めて位置づけをお考えになっていただいて、今おっしゃられたようなことを忠実に現地の住民の方々とも話し合いながら、できる限り利用者が納得いくような展望台につくり上げていただきたいと思います、このように思ってこの点については質問を終わります。

続いて第2点目ですけれども、育成牧場の件についてお伺いをしたいと思います。

昨日、何点かのご質問いたしました。その中から育成牧場、私、この育成牧場のあり方については、昨年の議会ででも町長にいろいろご質問をし、町長の基本的な考え方をお伺いいたしました。そのことはさておいて、事業ですから、この中身について、事業のあり方について、本当ですと運営といえますか、経理まで十分な理解をいたしたいわけですけれども、なかなかこの書面からは全て拾い上げることができないことが私は非常に残念なわけですけれども、そんな意味で事業のあり方という点で何点かお聞きをしたいと思います。

公共事業の中でやっているわけですから、営利を目的としないということは私十分理解をいたしておりますし、しかしながらその中で、幾ら事業といっても、一般会計からどれぐらいの持ち出しがあるのかな、そんなことも含めて何点かお聞きをいたしたいと、このように思います。

資料の中では、全体的な飼養頭数については、放牧期間あるいはまた冬期を含めて80万頭強というように膨大な頭数になっていきますし、哺育につきましても、前場長を含めいろんな経済団体等の理解もあって、年々事業収入が伸びていることは文字どおり拝見できるわけです。

そこで、実はこの頭数について、今の施設あるいはまた土地所有面積からいって、育成牧場のマックス頭数は何頭というふうに踏まえておられますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 標茶町育成牧場のキャパについてのお尋ねでございます。

まず、現在私どもで利用している放牧地は、資料のほうでも報告させていただいております。

すけれども、1,151ヘクタールございます。それぞれの放牧地の状態というのは更新済みか否かなど、それぞれの放牧地、状態が違うわけですが、また、そこに放牧する牛につきましても、月齢がかなり幅がございますので一概には言えないわけですが、私どものほうで考えている1ヘクタール当たりの飼養頭数というのは、1.8頭というふうに基準を設けています。一般的には、要するに6カ月の成牛1頭を1年間飼養するのに1ヘクタールあるいは1ヘクタール分の粗飼料が必要だというのが一般的な考え方、古いかもしれないのですが、そのぐらいのことだと思うのですが、夏期に限定しての放牧、放牧期間について言いますと160日程度でございますし、それから申し上げましたように、牛の大きさにかなり幅がございます。6カ月から20カ月ぐらいまでの間の牛が入りますので、平均すると1.8頭ぐらい飼養できるということで管理を進めておりますし、現実にもそのぐらいの頭数で放牧期間中の草も十分足りていることから、先ほど申し上げた放牧地面積1,151ヘクタールというふうに考えますと、放牧可能頭数は現状では2,100頭です。ただ、兼用地が70数ヘクタールございますので、その兼用地も含めると2,200頭まで放牧が可能というふうに考えております。

夏期放牧については今申し上げたような頭数になるわけですが、冬期舎飼いにつきましては、そういった計数がどうのということではございませんで、施設のキャパそのものがマックス2,300頭というふうになります。それはもう牛舎の大きさを1頭当たりで与える面積というのほぼ決まっていますので、そういったことで冬期間、冬期舎飼いの頭数は2,300頭が限度であるというふうに考えています。

また、その2,300頭を施設のキャパだけではなくて、ふん尿処理の問題というのが結局のところ冬期舎飼い頭数、何頭飼養できるかというのはふん尿処理をその頭数分だけできるかどうかということになりますので、そういった面でも2,300頭というのは非常に現実的なのか、リアルな数字でございます。

ちなみに、平成23年度の冬期舎飼いにつきましては、冬期舎飼いは平均2,200頭台で推移しておりました。

今年度、あすが一斉退牧ということで、今期の冬期舎飼い頭数が確定してくるわけですが、今期につきましては現状で、史上最高になりますけれども、スタート時点で2,300頭を若干超えるという、そういう頭数でスタートしていくことになりますので、そういった意味でいろいろと問題が生じないように心して管理してまいりたいと思っています。

ちなみに、夏期放牧ですが、今、上オソの放牧地というのは全て採草地に変更してきておりますので、新たに開く面積がないかどうかということはありませんけれども、また施設も残しておりますけれども、そちらのほうは作業の拠点が分断することでの費用とか、そういったこともございますので、そちらのほうに関しては今言った頭数には含んでおりません。ということでご理解願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 具体的な頭数の把握をすることができました。資料の中でも借地も16ヘクタール使っていますね。冬期間の飼料の確保だと思うのですが、ただ、今の報告ですと、放牧地に限っては1.8頭だということが目安だと。常識的には私たち酪農家にとっては、今、1年間の放牧も含めて冬期間のいわゆる1頭当たり成牛換算、1頭当たりの所有面積1ヘクタールというのはかなり古い話でございまして、今は0.7とか0.8というのを私た

ちは基準にしなから土地の肥培管理をしているわけです。

そんな中で、もう一度お聞きしたいことは、月齢なりなんなりがもちろん違いますけれども、全体の中で、施設にしても面積にしてもマックス頭数というのはいわゆる成牛換算なのですか、違うのですか。単純に育成牛という、1頭ということでやっているのであって、私たちのように例えば相当数では私のうちは120頭いても、成牛換算であれば80頭とか90頭になるわけですが、そういう計算の仕方ではないのですか。その点だけちょっともう一度お伺いします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

ご存じのとおり、私どもの牧場というのは、現在は生後4日目の牛から、そして大体二十四、五カ月、ちょっとひねたものと30カ月とか、そういう幅で牛を飼っております。メインとなる育成中期あるいは育成後期の牛に関して申しますと、その体重というのは、6カ月齢の牛で、うちの哺育センターのこれは数値ですけれども、うちの哺育センターで哺育育成した牛の場合ですと6カ月齢で200キロをちょっと超えるぐらいのサイズになります。そして、それがそのまま大きくなって行って、12カ月で今400キロになります。18カ月で550キロぐらいになっていくわけです。成牛の場合、委員のおっしゃる成牛がどうであるかということと考えますと、昭和の時代ですと成牛60カ月で650キロとかという時代であったと思うのですが、今現在は60カ月であれば700キロを優に超えると思いますので、中心的に一番数の多いところが400キロ台、400キロ前後の牛ということになりますので、そうすると大ざっぱにほぼ半分ぐらいの面積で飼うことができるというふうになっておりますし、現実にはその月齢で入れても日々大きくなっていきます。1日1キロずつ大きくなるわけで、それに合わせて群を動かしながら、最適な状態で管理できるようにというふうに努めております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私が申し上げたいことといたしますか、今後に向かってのあり方だと思うのですが、数年前から場長を初め皆さん方の育成牧場に対する理解といたしますか、当然、農家の方々の理解もありますし、育成牧場のあり方あるいはまた事業、さらには経営ということに真正面から取り組んでいることは、私、素直に認めますし、その意味では自助努力によつての土地改良、さらには耐久品の利用によつての経費の節減等々でもって肥培管理もなされていることは十分理解いたしますけれども、ただ私の記憶で、ちょっと思慮不足で申しわけなかったのですが、昨年の12月に多分補正でもって2,000万円強の飼料費の補正があったと思うのです。そのことに絡むわけではないのですが、この現在の育成牧場に管理されている牛の3割強の牛が、道外から入ってきておられますね。これは長い間の育成牧場の運営から出てくるものだと思うのですが、急にどうのこうの言うわけではないのですが、県数で言ってもかなり府県の県数の方々がいらっしゃいますし、それなりに日本酪農を支える一部のことを担っていることは言うまでもないと思うのです。

そこで、簡単な数字でいいのですが、前段申し上げましたように、経営の内容がよく私理解できませんので、ただ、きのうのお話では、収入は4億2,000万円ぐらいありましたという実はお話をいただきました。しかるに、それでは経費は100%その収入の中でできているのかできていないのか、もしできていないとすることによつての一般会計からの持ち出し

はどのぐらいになっているのか、大まかでいいです、部門を説明しなくても、総額でおおよそどのぐらいだということをお聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 経営に関してのお尋ねでございますが、先に若干育成牧場のキャパというかマックスの頭数、そのことについて補足をまずさせていただいて、その上で全体的な経費のこととか、ご説明させていただこうと思います。

まず、先ほど放牧地に対してどのぐらいの牛を放牧できるかということで、採草地と兼用地、放牧地で兼用にしている土地まで含めれば2,200頭を外で飼うことができる、まずそれは1つ、うちのほうでずっとやってきて確立している、そういう頭数でございます。

ただ、現在、委員のお話にも出てまいりましたとおり、平成18年より哺育の事業というのをやっておりまして、一応6カ月までを哺育の期間というふうにしておりますので、例えばその牛というのは一切放牧というスタイルはとりませんので、当然、夏期においても舎飼いをされていますし、それから近年の傾向としては、利用者の方からお預かりする牛そのものをもう一度牧場で馴致しなければいけないという、そういう分も非常に多うございます。また、お話の中に出てきたとおり、全体の3割程度が道外の牛でございますので、それが主に春、秋に導入されるわけですけれども、北海道の定めに従って隔離の期間をとったりとか、それからやはり町内の牛と同じように、馴致が不十分であるために舎飼いをしなければいけないということとかございまして、結局のところ2,200頭を外で飼うほかに、場内で夏期間においても500頭以上の牛も常に飼っている状況がございます。つまり、去年の夏期の平均飼養頭数で言いますと1日当たり2,723頭、常時おりました。

そういうことで、後ほど電卓をたたいていただければもちろんわかるのですけれども、まず、飼料費、昨年12月の議会で補正させていただいておりますけれども、それだけの頭数がまずいるということで、その補正の額とか、それから数値については、まず間違いないものと理解していただければと思います。

それから、昨日お尋ねのありました別収入の関係、まず牧野使用料として入ってくるお金はそこに出ているとおりで3億4,393万460円という、それは夏期、冬期合わせて約80万頭に上る分の利用料です。

ここで大事なと思うのは、委員おっしゃるとおり、経営でございます。営利をもちろん追求するスタイルでは、公共という、その一番大事なところを担保できませんから、それにしても経営でございますので、コストの意識というのは非常に強く私ども持って仕事には臨んでおります。夏期について、毎年、育成原価というものを算出しているのですけれども、夏期放牧、哺育の分もございまして、夏期放牧の期間であっても育成原価というのは400円をちょっと切るぐらい、398円、育成原価がかかります。冬期舎飼いにつきましては、それが460円まで上がっていきます。ここで注目していただきたいのは、牧場の利用料ですけれども、先ほどお話に出た町内からお預かりする分と、それから道外からお預かりする分とでは、道内も同じですけれども、町内よりも総じて50円高くなっています。一番、利用者にとってお得になるスタイルとして通年利用というものを設定してございまして、1年間を通して同じ料金ですよというのが400円いただいております。道外の方はそこが450円ということで、その50円の差というのが、今の話でわかっていただけたらと思うのですけれども、要は町内の方、398円

と400円ですから、もうかつかつのところなわけです。その道外の方からいただく50円というのは、丸々そこで収益というか、浮いてくる金額です。最近の傾向としては、夏期放牧だけの、その250円の価格帯で放牧される方というのは激減しておりまして、大体町内の方は皆さん400円、通年での利用というふうになってきますので、そうなる普通に町内の牛だけで今の料金で運営していくと、もしかすると採算割れするかなという、そういう状態であると思います。たまたまうちの場合は、昭和47年の開業とほぼ時を同じくして栃木県から預託を受け始めているという、そういう歴史もあって、震災も含めて、それから口蹄疫の問題も含めて、じりじりと預託牛がふえてきているということはありませんけれども、まずそのところは町内の方の利用枠をきちんと確保しながらやっているということにはなります。さらにその50円の差額というものが、町内から利用される方々にサービスの向上につながっている、そういう状態が実際にはございます。

それで、お尋ねの総体の経費ですけれども、きのうご説明したとおり、牧野使用料とそれから捕獲手数料、あと綿羊の売り払い、それから哺育事業、その他ということで4億2,000万円ほどの収入というのは説明したとおりでございます。それに対してかかる経費ですけれども、間接的な経費を除きまして3億9,551万431円、十分に収入の中で賄われている。私たちがのように外に出て余り働かない、机に座っている職員の分まで含めてもそのぐらいで上がっているという、そういう状態であることをまずご理解いただければと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 細々な説明をしていただきましてありがとうございました。なお、また私も勉強したいと思うわけですが。

ただ、昨年聞き、あるいはご答弁いただきましたけれども、直接的な経費についてはというお話を今なさったと思うのですが、ただ昨年のお話ですと、機械の購入ですとか事業等々によっては、行政からの持ち出しということも考えられるということで、今後、この例えば育成牧場の機具・機材の資産の状況を見ましても、かなり年数がたっていますし、今後の機械の入れかえ等々もありましょう。そんなことも十分加味をしながら、場長初め皆さん方検討なさっていると思います。

そこで、私がぜひ1点だけ場長なり町長のほうにお願いをしたいことは、町外の牛についての委託料が1日50円まで差があると。その収益といいますか、その差益を利用者にできるだけ還元しているという実は今場長からの答弁があつて、私は間違いないと思うのですが、これだけ町外の牛が入り、あるいは今栃木県という県名が出されましたけれども、私は実は農協等にも、あるいはまた前の表場長にもお話ししたのですが、標茶の酪農の一環として、農家の収入源として個体販売ということが大きな位置づけがなされています。そんなことでぜひ私がお願いしたいというよりも、今後の牧場運営のあり方として、これだけ町外あるいはまた府県からの牛がここに預託されて、それがすばらしい牛になって帰っていつているわけです。したがって、その恵みを50円くらいのお金を牧場のあれに利用するのだけではなくて、私は標茶町の酪農のこれからの発展、維持のためにも、自治体としてはできないにしても、農協あたりの協議の上で、府県の経済連と協議をしながら、できる限り例えば成牛、育成牛の購買についてはやっぱり標茶を利用させていただくとか、条件つきとは言いませんけれども、ここを利用させていただくためにも、あるいはまた営業行為と、自治体が営業行為でき

ないのは十分理解いたしますけれども、前段申し上げましたように、農協等との協議もしながら育成牧場の存続、あるいはまた標茶酪農の存続、あるいはまたひいては日本酪農の基礎をつくっていくものにするために、ぜひそのような牧場の利用の仕方ということを再考察していただければなと思うのですが、どうでしょうか、町長。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、今この時点で委員からそういう提案があるということが、私、非常にびっくりしております、これは場長から先ほどお答えをいたしましたように、開設当初から内地府県の皆さん方からご利用いただきまして、非常に評判がいいということでリピーターとしてずっと来られているわけで、団体も非常にふえてきております。私は、場長をやっていたときもそうなのですけれども、農協のほうにぜひこれを利用していただきたいということを何度も申し上げておりますし、利用団体の方からもそういったお話はあったのですけれども、農協さんのほうからそういったお話が全然なくてということで現在まで来ているということをご理解いただきたいと思います。

私は、せっかく標茶の牧場で足腰の強い腹のしっかりできた牛をつくっているということ、これだけ多くの方がリピーターとして理解していただいているので、標茶の牛のよさというものをもっともっと広めていくということに関しては当然そのとおりだと思いますし、そういったことで場長も現場の職員も頑張っていると、そのように理解しておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は、今の町長のお答えの中にもありましたように、私が農協のほうに携わっているころ、いわゆる育成牧場の運営ということでもって農協にもかなりアプローチをされたということは理解しております。ただ、そのことについてはさておいて、私が言いたいことは、それを十分利用するという一つの考え方を、発想をぜひ持っていただきたいなど。実は私これ先日、類瀬場長にも、ぜひ栃木県だけではなくて府県から入ってくるのであれば、足りない牛については標茶の牛を買うように、やっぱりそのくらいの交換条件も出すぐらいの気持ちでやってくれよなんて、そんな話はしているのですが、余談はさておいて、さっきから申し上げますように、私たち酪農家にとっては、个体販売というのは重要なやっぱり収入の一部です。一部というよりも、个体販売があるかないかによっては大きな差が出てくるわけです。有利販売をするにも、ぜひ育成牧場というものの私どもも理解をしながら、今後の経営について改めてお願いをしながら、私の最後に意見としてぜひお酌み取りを願いたいということで、類瀬場長は話したいようですけれども、話すともた長くなるから、私のお願いとすることでこれで終わりたいと思います。

終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） 私のほうからは、現在、小学校の前や何かにいろいろ立って指導しております交通巡視員の話でございますけれども、今のところ女性が1人だけ忙しく、小学校を出たときから、それから開運橋のところで指導して子供らを守っている状況にありますけれども、昔、私が覚えているのはそういう人たちが四、五人いたように思っ

ていますけれども、今は恐らく1人しかいないような感じがしていますけれども、これらについて、町としてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

交通指導巡視員、委員おっしゃるとおり、現在1名の体制で行ってございます。過去には最大4名のときもございました。それぞれ4名体制で、スタートは1名からスタートして、マックスで4名だったのですけれども、年齢が一定程度高齢化になった部分で、それぞれ今現在1名という体制で行ってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） だから、1名というのはわかっているのですけれども、その経緯というのはどうしてそういうふうに1名になってしまったのかと。ただ単に高齢化をしてやめていったということなのか、それとも町の財政が厳しくて少なくしてしまったのか、その辺のところはどうなっているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

実際に4名から1名、途中で募集した経過がございますけれども、当時、最初の交通巡視員が配置されたのが48年ごろだと思います。その当時の部分からいろいろ環境が変わりまして、実際にはハード面、それからソフト面の部分でのいろんなことが考えられると思います。1つには、ハード面については、歩道の幅が広くなり、あるいは交差点の交通の信号機の設置あるいは横断歩道の多くの設置、多く改良されてきている部分がございます。また、加えてソフト面につきましては、これまた交通安全、全町民を挙げての運動でございますので、当時から比べますと今現在も含めて多くの方々が協力をされているところでございます。各団体、交通安全推進協を中心としながら交通安全協会、それから各地域あるいはボランティアを含めてかかわってきている経過がございます。こういった部分も含めて、それぞれ方向としてはどういう形が一番地域にとって、個別ごとに動くのではなくて、町全体としてそれぞれの協力体制を含めて来ているということの経過によっての現在に至っているというふうには私どもは認識しているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 聞くところによると、来春ですか、一人もいなくなるということで、果たしていいのかなのか、確かに今課長が言うように、信号機、それから地域の方々の目というもの、そういうものに頼らざるを得ないというような形はありますけれども、実際私が見ている限りは、非常にあの小学校のところが下校の段階で、人がいることによって子供たちがよく守られているなというふうに思っていました。ところが、だんだん開運のほうに行きますと、やはりそういう指導員がいないと、実際に横断歩道に出たり引っ込んだりしてふざけて、このやろうと思って私も怒るような気はしたのですけれども、まあまあと見ています。やっぱりそういうところも非常にあるわけなのですよ。

それとまた、私とその人といろいろ話をしていたときに、大型が何台も連なって来たときに、前から腰の曲がったおばあさんがちょうど渡りかけていた部分があります。そのときに、私と話をしていたのですけれども、すぐ走っていったのですよ。どうしたのかなと思ったら、

その人の手をつないでちゃんと連れてきているわけですよ。大型ですから、やはり運転台が高いから、どうしても下のほうに見える危険なこともあるわけですが、そういうようなことで本当に我々が気がつかないようなところを1人でもってやっていると。

そして、小学校から今度開運橋、それから開運橋を渡った向こうも、そうやって常に行き来して大変なような状態が起きていると。

ただ、今、現にそういう信号等が発達したからどうのこうのというだけでなく、昔はそれだけ必要だったからこそ4人も配置しながらやっていたという経緯があるわけですから、やはりそういう人は何とかこれからも残して、やってもらえればなという、私はそういう気持ちを持っています。

また、いずれにしろ、ことしの1月10日ですか、交通事故死亡日ゼロの1,500日が、2月21日だったと思いますけれども、結果的にそこで死亡事故が発生したと。こういうことも含めて、そういう人たちがいたからこそ今まで守られてきたという経緯があると思います。

まして、今、子供たちが特に貴重な存在になっています。それだけにそういう子供たちを守るためにも、お金がどうのこうのという問題ではないと思います。ただ、そういうことで一人もいなくなった巡視員の後に、何かそういう子供たちの事故でも起きたときには誰が責任をとるのだと。結果的には町が金を出さなかったから、そういう人たちを雇えなかったからできなかったのだと。そういうような批判が来たときに、どのような形でもってかわしていくのかなと、私はそういうふうに思うのですよ。ですから、やはりそういうものには惜しまず、何とか来年度にそれなりの方法を考えてそういう人たちを募集する、募集しても来ないというような原因というのはほかにあるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

私ども交通巡視員というか、指導巡視員をなくするというのではなくて、どういう形が子供たちあるいは歩行者の交通安全の上で一番いい形なのかなというのが実際には考えているところなのです。

それで、交通指導員とうちの規則上で設置でうたっていますけれども、現在30名の方々を委嘱してございます。実際に期別の、ご承知のように春、夏、秋の交通安全週間、あるいはそれぞれ繁忙期の部分、それから街頭啓発も含めてかなりの日数を街頭啓発等、これも各町内会の協力のもとも含めて行っているところでございます。

ただ、日常的な部分で、委員おっしゃったとおり、巡視員の方の役割というのは非常に今までは大変あるわけでございます。ですから、みんな高齢化によってなかなか時間も制約されながら、朝早くから帰りの、昼はあって中途半端な一定程度の時間なものですから、なかなか勤務と申しますか、業務に対しての変則的な部分なので、なかなかされる方が少なかったということだと私は認識していますけれども、ただ、いろんな部分で、委員がおっしゃる安全対策の上ではどういう形がいいのかと、それぞれ各団体の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えていますので、決してこの巡視員を廃止するというのではなくて、どういう形がいいのかという模索を含めての今後の経過と申しますか、将来的な部分も含めてそれぞれ団体だとか、体制だとか、いろんな部分でちょっと進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 私は巡視員の話をしていましたけれども、交通指導員の話も含めてこの後話をしようと思ったら、今、課長のほうからその話が出ましたので、両方合わせて話をしてしまわなければならなくなったかなという正直な気はするのですけれども、結果的に今の指導員については、今、課長言われたように30名くらいで、ただ高齢化が進んでいるということもありまして、それと当初はボランティアというような形の中で集まってきたものが、やっぱりだんだん年をとることによっておっくうになってきていると。

また、1回出ることによってですか、1,000円というような金額という、それ確かにボランティアだから仕方ないだろうといえはそれまでなのですけれども、やはり今の段階では1,000円、何ぼボランティアといいいながらもせめて3,000円ぐらいならなというような話も聞こえてきますけれども、そういうことも含めていろいろ考えていかなければ恐らく対応できないだろうと思います。

それと、今、課長が言われたように、これからどのような形でもって進んでいったらいいのかということそのものは、当然もう来年度になりますから、今の段階でそういう人たちを募集するなり、手だてをするなりして、そういう強力な体制をつくっていかないことには恐らくだめだと思います。ましてや今、巡視員というのは1人しかいませんから、やっぱり手の届かないところは多分にあるわけですよ。

そして、この間、そのことを聞いたことによって、ここの警察官にもちょっと話をしてみたら、店屋に行って人手が足りなくなるので店の人たちも協力を頼みますという話をしたという話なのですけれども、店の人がそんな子供が通るのに一々、お客さんを相手にしているのにそんな見ていられないよと。警察官にしてみても、ここから小学校のところを見る分については、暇なときに見られるよと。ところが、びっちりそんなことはできるわけでもないし、それは大変なことだということ、できはしないという話もしているわけですよ。

だから、総合的にそういうことを全て考えて、やはり募集するなり、これから若い人はなかなか出てこられないわけなのですけれども、それだってやはり出ることにはどのような方法を考えたら出てくれるのかということをもまず考える。イコールやはり金額がどうのこうのという問題も出てくるだろうと思いますけれども、そういうことも含めて大きく考えていかないと、いつ、今ここでまた事故が起きるかもわからないわけですから、そういうことを考えると、やっぱり一定の対応をきちっとしておかないことにはとても対応できないというふうに考えていますので、その辺を何とか考えていただければと思いますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、交通安全、住民の安全、子供の安全に対する考え方についてお伺いして、私どもとその気持ちについては全く同じだというふうに思っているところであります。

今、総務課長から説明をいたしましたけれども、交通巡視員、それから交通指導員のお話、両方に触れられましたが、先ほど言いましたように、今日的な形の中でどういうふうにその機能を生かしていくかということでもありますので、関係団体としては交通安全推進協議会、交通安全協会、それから交通安全指導員会等々もございます。その中でさまざまなご意見も伺いながら、標茶の中で、これは市街地だけでないと思いますので、全町的にどういう形

が一番交通安全に資することができるのかということをも十分検討しながらいきたいと思いません。

また、その交通安全指導員会、高齢化の話もございましたけれども、やはり組織としてはいかに持続可能な状態を築くかということが重要だと思しますので、これにつきましては短期的、また中期的、長期的な形でそういうことを考えながら、各指導員さんとも協議しながら進めてまいりたいと思しますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） しつこいようですけれども、大きい意味で交通安全どうのこうのと町内会を含めていろいろやっている、それはわかりますよ。だけれども、現にこの小学校の生徒が今そこを出てきて帰るまでという、その間が結果的には対応できていないですよ、正直なところ。結局、子供たちに何ぼこう言った、ああ言った、言ってもやはり出てきてしまうとふざけながら出たり入ったりしながら通っていく子もいるし、やっぱりそういうことをやるためにはああいう人が、巡視員の人がいることによってそれはもう完全にできますから、だから対応というのは、大きい意味で確かに標茶町の交通安全ということから考えていくと。それは必要なことは十分わかります。だけれども、今ここにいるという、ましてや昔4名もいたと。だからといって、子供が少ないから、今、少なくともいいのではないかと。来年になってから考えてもいいみたいな話になってきたのでは、遅いのではないかというような気がするのです、その辺のところ何とかできるように、町長、どうですか、たまに。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今ご心配されている部分については、私も十分承りました。

それで、先ほど申し上げましたように、交通巡視員の形もありますけれども、その機能をなくすということではありませんで、その機能をどうやって維持、持続させていくかということでもありますので、それらについて十分検討させていただきながら対応していきたいということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その辺の話はこれまで言えばあれかもしれないですけれども、とりあえずそういうことなので、ひとつ来年に向けて最大限努力をしていただきたいということで、終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 決算委員会ですから、決算らしく、ふさわしい質問をできるだけしたいと思っております。

きのうから審議に入っているわけですがけれども、田中代表監事を先頭にして議会のほうから鈴木監事が行って監査をしているわけですから、この意見書は本当に信頼し切って、全面的に本当に参考にさせていただいております。それで、私、今これからのいろいろな質問をさせていただくのですが、決して担当課長さんの、そこに行ったから、その担当課長さんが私との人間関係が悪くて、あいつは足を引っ張っているのだとか、そういうことではないですから。たまたま担当課長がそうやっているということで、その辺はひとつ誤解のないように、

誤解の顔をして笑っている人もいるけれども、誤解しないようにひとつお願いしたいなと、こう思うわけです。

それで、今までこうやって農業の質問が本多委員のほうからも出ましたけれども、牧場の関係が出ましたけれども、やっぱりこの農業の話が出ると、田中監事にしても私にしても職員だったものですから、ほかの最後の後藤さんが交通安全のやつをやりましたけれども、そっちのほうに耳が行くよりも、農業の話になってくると、本当にああそうだなというふうに耳が傾くというか、そんな感じで聞いておって、あいにくどういうふうになるかわかりませんが、町長も牧場のほうにいた人ですから、それ相当のことを考えていただけるなどは思っております。

それで、冒頭、代表監事にちょっと参考までにお聞きを1点しておきたいのですが、ここで監査意見書の14ページに書かれている中で、基金の積み立て等につきましては、それなりの行政コストの努力があって4,000万円近いお金が積み重なってきたと、こういう努力の結果をさせていただいて書かさっておりますが、できれば、もしあれば、気がついてこの点はすばらしかったなど、行革というか、行政のそういうメスの入れ方でやっぱりこれはちょっと私は気にはとまったよというものがありましたら、ひとつお聞きしたいということと、それからまた、これは答えなくてもいいのですけれども、今のやつだけでいいです。

今私がこれから言うのはいいのですが、もう一つは財政が硬直しているということも書かれております。このことについても、私なりの23年度の決算を見た上で気がついた点を述べさせてもらうのですが、もし間違いがあったら、私の不徳のいたすところですから勉強不足で申しわけございません、気がついた点、ご指導してください。素直に謝りますし、参考にいたしますので。

そんなことで、質問を冒頭、監事にして申しわけないのですけれども、もし気がついている点がありましたら、お知らせしてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 監査委員、田中君。

○監査委員（田中俊彦君） 今、館田委員の行政コストの削減の件でありますけれども、全体的に見まして、各担当と中を読んでいろいろとお聞きしていますけれども、非常に歳出についても私は努力をしているのでないかというふうに思っておりますし、また人件費等もかなり下がった、国の指導もあろうかと思っておりますけれども、下がっている中でやっているのではないかなというふうに思っております。

収入、歳入についても、町税についてはそれぞれ毎年の税金の、所得税の増減はありますけれども、その中でもかなり下がったときには下がったなりのまた対策というか、そういう催促をしているというようなことでありまして、現状の中ではいい状態でいっているのではないかなというふうな感じを受けています。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 監査委員から本当にそうやって見ていただいているのだな、またうちの各課の課長さん方を先頭にして頑張らせていただいているなというのはわかりました。

さらにまたそれに追い打ちをかけるような話になるかもわかりませんが、まずお許しをいただいて質問させていただきます。

まず、教育委員会のほうになると思うのですが、体育施設全体を聞きたいのですけれども、

時間の関係もありますからプールの関係、これ各地区の活動ぶり、どうなのですかね。まず、それちょっと活動状況をお聞きしたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまの館田委員のご質問にお答えいたします。

町内にプール5館ございます。

まず、標茶プールにつきましては、平成23年度利用人員6,508名、22年度5,961名と、若干23年度が伸びております。

次に、磯分内プール、平成22年と23年を比較いたしますが、22年度が1,436名、23年度が1,404名。

それから、虹別プールですが、22年度が1,757名、23年度が1,433名。

それから、阿歴内交流館のプールですが、22年が1,303名、23年度が1,334名の利用です。

最後に、茶安別交流館のプールですが、22年度が1,013名、そして23年度が859名と、若干利用数が低くなっております。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この利用されている人たちの今の人数、それ相当に努力も重ねながら利用しているのかなというものもわかるのですけれども、私、今回虹別だけはちょっと行けなかったのですけれども、あとぐるっと、プールで回ったのでないのですけれども、行くついでがあって、こんないろんな話を聞いてきました。

それで、1人から聞いたわけでもないのですけれども、この標茶町にプール、これだけ数があるのですけれども、これだけの数をつくってきた経緯はわからないわけではないのですけれども、実際にどうなのだろうか。だんだん学校も統合もされてきているし、子供たちのことも考えても、つくった人が初めから悪いなんていうことではなくて、そういう地域地域の人口だとか、そんなことを加味しながら、またした上で今後のこのプールのあり方、どこをなくせばいいとか、どこをふやせばいいとかということではなくて、今現在あるものについての検討が必要な時期にも来ているのではないのかなというふうに私は考えるのですが、担当は教育委員会ですから、ましてこういう話になりますと、これは課長が答えるよりも、新しく就任して3期目を迎えた教育長がその辺はどんなふうなものかなと。どう考えているのかな。私は、そろそろ、あしたからすれというのではないのだけれども、話としては検討する材料の一つになってきているのではないのかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原平君） お答えしたいと思います。

委員おっしゃられる面についてもわかる面もあります。ただ、建設されてきたという経緯もありますので、これは地域の皆さんがその辺の思いがあって、建設してほしいということでもつくってきたということもあります。ただ、現状を見ますと、委員おっしゃられるように、利用人口が減ってきているということもありますので、そういった意味からすると、維持する側としてはいろんな状況を考えながら、一定程度効率的な利用ができるように、例えば利用時間帯を変えとか、期間を短縮するとか、極力地域の皆さんの利便性をやっぱり維持していかなければならないという思いでやってきています。

ただ、どうしても利用者が、利用される地域の方が、維持管理についても地域の方をお願いしているのですけれども、できないということになれば、一定程度そういった方向性を出さなければならないと思いますけれども、現状は多少その年によってばらつきはあるのですけれども、地域にはそれぞれの学校がありますし、子供たちも体育の授業で利用しているという面もありますので、これが例えば40キロ以上、35キロ、40キロぐらいのところから子供たちを標茶のプールに連れてきて授業を行うといっても、なかなか難しい面もあるのですよね。そういった面から、多面的にいろんなことが出れば、考慮しながら活用していきたいし、究極にはそういった状況になれば、それはそのような状況を判断しながら検討していかなければならないなというふうには思っております。ただ、先ほど申しましたように、細かいことを点検しながら利活用を図っているのだということをぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 教育長の答弁でそれはそれでいいのかなと、こう思いますが、検討をするような段階にも入ってきたということでもありますから、その辺もこのつくった経緯を考えながら、地域の要望があつてつくったのであればつくったなりに、今現状がどういうふうなことになるのかということも掌握していただいて、検討もしていただきたいなということで、担当課長のほうで押さえているのだろうけれども、このプールだけの収入と、プールにかけている経費というのはどのくらいになるか。例えば、業者に発注してこうやってやっているでしょう。かけているでしょう。その経費はどのくらいかかっているのか、全体で。入ってきているのは幾らなのか、プール全体で。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

平成23年度の町営プール5館の総収入は30万3,900円でございます。

それから、維持管理費のプール5館の支出の合計につきましては、総額で1,475万1,314円です。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ夏はこうやってやって、冬に閉鎖して、また夏になると業者の人方が行ってこうやる経費もみんな入っているのですか。全部入って、30万4,000円の収入に対して1,500万円ぐらいの経費をかけているのだとこういう、これはあくまでも一般財源ですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

全て一般財源でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 先ほど言ったように、教育長を先頭にしているいろいろと今後のことも、あしたからこうせとかあせとかということは私は思っているものでもないのですが、そういうことを一つとして検討の材料にさせていただきたいと、こうやって思うわけです。そういう時代に入ったなという教育長の話ですから、その話もどういふふうにとままと出てくるかはまた後々聞いてみますけれども、ひとつそういう方法で進んでいただきたいと、このよ

うに思います。

教育委員会へ行ったからついでにちょっと、今度は給食費は誰なのだ。給食は高橋君か。今まで学校給食の関係で聞いたことは余りなかったのですが、もうこれ大分何年か前に私聞いたのが最後で、あれからもう何期も、何年もたっているのかな、かなりたっていると思うのですが、学校給食の未納分が今までは何か発生していないような状態で聞いてきたのですが、何かことしか去年かわかりませんが、発生したよと。しているよという話も聞いたのですが、その辺の事実は別にして、仮に発生をしたというのが前提であれば、この学校給食費というのは誰の請求になるのですか。私会計なのでしょう、恐らく。それ誰の請求になるのか、ちょっとその辺教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 学校給食費の会計の関係ですが、標茶町の場合は私会計ということで、各学校が責任を持って管理を行っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、各学校の責任ですよ。それまではわかりました。その後はどういうふうになるのかな。学校の責任で、収入未済が発生したよと。その年に解決できれば、それはそれでいい。これが例えば1人でも滞納と残った場合、滞納が残った場合、この始末はどういうような、何かあるのですか。それどういうような流れになっているのでしょうか、学校の私会計の後始末の関係なのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 学校給食共同調理場の設置条例及び管理の条例の中で、中央学校給食共同調理場運営委員会という組織がございます。それは各学校長、それからPTA会長、それから調理場関係、教育長も入っておりますが、三者の協議機関というか、検討機関がございます。その中では未納金の話についてもご説明申し上げておりますし、また対策についても協議しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 協議されて対策されているのだろうけれども、そのお金や何か例えば滞納がとれなくて欠損でいった場合、子供が今6年生ですと。私、収入未済になりましたと。うちの子供が今度中学校に入りましたと。そうしたら、小学校にはいないよと、例えばだよ。そうしたら、会計、ここに滞納分が残っているのだよね。残っていたら、行ってしまったら、俺はもう何も、俺みたいな親だったら無責任だから言うかもわからないけれども、払わないよと。そうしたら、その払わなかったお金はどういうようなてんまつになるのかなと。その運営委員会に対して、運営委員会で私会計だから解決するのか、それとも最終的な責任は校長先生だから、校長先生の手責任のもとで、ああ教育長もいる、その上の人方から、例えば教育長、おまえ1,000円出せや、高橋課長、1,000円出せやと言って集めてこうやってそのやつを埋めるのか、どんなような後始末になるのですか、これ。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 基本的には私会計といいましても教育委員会調理場が関与しておりますので、町の収納対策等の方式を準用しながら、先ほども申し上げましたが、運営委員会の中でも取り扱いに関する規定、また、これ言葉は悪いのですが、不納欠損処分

要綱もごさいます。各学校の中でも粘り強く計画的な納入も検討いただいて、今年度24年度に入っても2件ほど納入もごさいます。

それから、現年分につきましては、極力口座振替で、未納の出ない形で現在取り扱っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長、もう本当に課長の立派な答弁、それでいいのですけれども、私聞いているのは、私会計だと言っているものだから、うちの議会も課長以外のこの会計を知らない人は私会計だと言うから私の質問の言っているようなことの流れになっているのかなと思って聞いていたら、今、課長は、私会計なのだけれどもそうでもないのだと。何か公的などころもあるのだと。だから、欠損が出てきたら、何か今度公的などころのほうに持ってきて欠損で落とすのだよというようには聞こえたのだけれども、だからその辺がどういうことになっているのかな。ただ、それはこうなっているからと僕が怒ったり詰めたりするわけでないのだよ。ただ、あくまでも私会計なら私会計の責任の中でやるのがこれは当然いいことだし、本来はまた公的な会計の中でやっているところもあるよな、給食。公的な会計でやれば、恐らくこの未納がふえるのだろうと思うの。だから、私会計というふうにしてやって、最後のところの詰めはそういう形の中でやっているのかなという理解もちょっと今したのだけれども、だからその辺をちゃんとはっきり教えておいてほしいのさ。これはやっぱり大事なことなのだわ、この議員さん方みんな一人一人がちゃんと子供の父兄の人方もさわるものだから、行ってすぐ、いや、おまえら払わなくてもこうやって最後は役場で持つから払うなよなんて、そういう人は誰もうちの議会にはいないから。だけれども、こういう仕組みをこうなっているのだよということを、それだけちょっともう一度聞かせてください。何か規約か何かもあるということになるのだべね、学校の中にな。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 学校給食費については、基本的には私会計という整理区分になっております。先ほど申し上げましたが、調理場の設置管理条例の定める中での調理場の運営委員会というのが全責任を持っております。学校長、それからPTA会長、それからその中に教育委員会調理場が入ってごさいます。その中で責任を持って適正な処理を行うこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長、ご理解はしているから。滞納がならないように頑張ってもらえれば。そこ、俺わからなかったのさ。私会計だ、私会計だと言っていたから。だから、今度わかりました。

質問を変えます。

美幌の堆肥舎の関係なのですが、前回もお話いたしましたけれども、これどうして私取り上げるかといったら、これから標茶も、さあ太陽光だ、バイオだ、いろんなことをやっていって、いろんな組み合わせを考えたりなんかしていくときに、ここの美幌の堆肥舎の動向によって、やり方によっては、農家の人たちが共同でやるという意味では、これは大体同じだと思ひのです、何をやっても。例えば共同で堆肥の何かをやるにしても、何をやるにしてもね。ただ、ここでその後私が質問したときには、2軒になりましたと。利用料は固定資産

税の利用料でいただいていますと。まあ、いいのでないですか。それが今度はこの2戸で果たして今度、これやっていけるのか、この施設が2戸で。ということで、この間質問しているわけさ。

それで、今はそれからどういうふうに進んだのか。何も進んでいないのか。この間はさっき言ったところまでだったのだけれども、あれからの間、農村と、磯分内地域の人方とも話をしたりいろんなことをして、こういう体制を組めるようになりましたとか、何かがいいほうに転がったのかどうか、その話を聞かせてほしいなど。

そして、できるのであれば中途半端な予算でなくて、来年度に向けてそういう磯分内地域を全体の間の中で協力してもらって、これをまず軌道に乗せられればいいなど、こう思って私はいるのです。だから、やめろということではないですよ。せっかくのものなのだから。あれにさらにまた投資したっていいから、あの地域の農家の人方に利用してもらって、ああよかったと言えるような体制に持っていければいいと思う、そういう気持ちでの質問だから。その辺はどういうふうになっていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

励ましの言葉をいただきながら、大変ありがたいというふうに思います。

端的に前回、議会でのご質問の以降、動いているのかどうかということでお答え申し上げますと、まだ動いてございません。と申しますのは、議会でご質問をいただいたときには既に地域から相談を受けておりまして、今後の方向性について若干話をしたところでありました。その中で、地域の方々、利用組合のほうで一番心配していたのは、恐らく近いうちに壊れるであろう攪拌機等の修繕が誰の手によって行われるのかという、その部分でトラクター利用組合が負担するのであれば、今この施設にトラクター利用組合として大きな投資をするのであれば、耐えられないという、そういうお答えでありました。それに関しましては、当時、原課としての基本的考え方でありまして運営してからこの方、いただいている使用料がありますから、償却分、固定資産税あるいは償却費相当額としていただいている分がありますから、その範疇であれば資本的投資というのはやぶさかではありませんという原課としての考えを伝えてきておりまして、そのやりとりの中では、利用組合の役員の方々、お二方なのですが、安堵をされていたような状況であります。

その以降に議会でご質問いただいたわけなのですけれども、動いていないというのは、実は美幌トラクター利用組合との話を詰める前に、施設そのものの耐久性みたいなものをしっかり検討した上で将来性を見通したほうがいいということで考えておりまして、北海道のほうとも相談しながらやっていかなければいけないということで課題として残ってきておりまして、その辺の作業がまだ終了していないというところであります。美幌トラクター利用組合のほうには、24年度の使用料納期前にはこれらの問題を解決させて、そしてトラクター利用組合として現在の環境施設を継続して使うのか、あるいはそれを断念して自分たちが自分でやっていくのか、そういう方向性を考えたいということでありましたので、そういったスケジュールに従って今進めようとしているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） どっちにしても、道との協議によっては、やめろということはこれ

は恐らく道は言わないと思うのですが、やめるような方向で考えているわけではないのかどうか、まずそれを確認を1つしておきたいと。

それと同時に続行していくという考え方であれば、やはりどういう形が一番正しい形で、どういう絵を描けば、青写真を描けば、こういうことも正しいのだというようなものの計画が僕はつくられるのだろうと思う。それは、やめるのなら別だけれども、続行してやるというのであれば、いつごろ大体そういう目安というか、出していただけるのか。ただ、何ということなく時間をかけて、この2戸が払いやすい条件であればこのままいくよという考え方で、それでうちのほうは黙ってそれを腕組んで見ているのか、まさかそういうことはないと思うのだけれども、その辺もひっくるめてどうなのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

私の答え方が悪かったのか、ちょっと誤解を持たれたようなのですけれども、北海道への相談というのは、施設のこの先の寿命等々含めて事業でつくったものですから、アドバイスをいただきたいというようなことでありまして、現在、原課としては毛頭あの施設を廃止するということは考えておりません。あくまでも、せっかくのものでありますから、きちんと寿命を延ばしながら地域の方に喜んでもらえる施設にしたいというのが、原課としての基本的な考えであります。

その中で、今、委員からどういったスケジュールで進めるのかというお尋ねがあったのですが、これにつきましては、まず1つは、先ほども申し上げましたが、24年度の使用料を納めるまでに地域として結論を出したいということでありましたから、少なくともそれまでには一定程度の答えを出さなければいけないのかなというふうに考えております。その中で、地域がトラクター利用組合は継続して使っていきたいという、そういう意向であれば、従前どおりの委託という形の中で使っていただこうと。ただ、それにしても、建設してから時間もたっておりますし、それから中に入れていたものも非常に腐食性の強いものでありますから、そういった耐用年数等を踏まえながらこの先どういうふうに使っていくかというのは、一つの区切りは先ほど言った使用料の納期限ということで今考えておりますけれども、もう少し時間を要するのかなというふうにも思っているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その時間、今の民主党でないけれども、近いうちにとということのようですから、待ちましょう。近いうちに、そのうちにとということですから、そんな遠くない時期に考え方が出るのでしょうか。

せっかくだからもう一つ課長に答えてもらいたいののですが、これ私ももう出したくないのだけれども、食材。これ、また聞いてきましたわ。こっちから聞きに行ったのではないの。塘路のそれなりの人に言われて、どうなっているか、こうなっているかよりも、塘路とのつき合いがまず今ないのだな。例えば、あそこのカヌーをやっている人方だとかさ。だから、カヌーをやっている人方がそれなりの釧路だとか内地のほうから来てやっていくと食事をとらなければならなくなって、恐らく連れていったら、どこかいいところはないかいと言ったら、あそこにピザ屋もあるし、ラーメン屋さんもあったりして、こう言うのだけれども、近くて

そこに高級レストランがあるわけだから、そう言ったら、ああそうしたらそこへ行くと言って、そうしたら休んでいると言うの。休んでいる。だから、いつがどういうふうになって、やっているにはやっているようなのだけれども、休みの看板をかけて予約の人でも来ていっぱいになっているのではないかと俺は言ったのだけれども、いや、そうかもわからないのだけれどもと言うのさ。

そして、町長、これ町長の責任でも何でもないのでけれども、塘路の人から話しすれば、塘路との付き合いというか、関係がなくてぼんとあそこにいるような状態になっているということと、それから当初の目的が本当にもう大きく変わってきていると。地元の食材は何も使われていないということ、地元の雇用も発生していないということです。だから、町は本当に何を目的としてあれを維持していなければならないのか。600万円も700万円もいろんな維持代をかけて。だったら別なことを考えてもらいたいよと、塘路のために。例えば標茶でしべちゃ牛乳をやっているのでしょうか。そうしたら、しべちゃ牛乳を何かあそこでやるとか、チーズをやるとか、一村一品の何かをやるとか、そういうものに変えていくとか、何かしないと、あれ塘路にこうやってぼつとあったって、前の約束がもう全然そうでないよと。

それともう一つ、こういう言い方なのです。1年に1回は振興会のほうに報告をするということになっているのだな、何か報告なのか打ち合わせなのかわからないけれども、会社側とだよ。あの運営している会社側が1年のそういうことの中で、塘路の振興会に報告をするとか何とかということにもなったのだけれども、もうここ何年もそれは何もないと。

だから、僕、これもまたあしたからやめるとか何とかということも言わないのだけれども、これも本当の意味でどうなのか。このままこうやって維持し続けるのか、この辺もいろいろと考え方を出すべきでないだろうかというふうに思うのです。それは僕らに出すよりも、やっぱり塘路というあの地域の中で理解をしてもらえようような答えを出してもらいたいのさ。みんな高齢者になってきていて、店の1軒もないところで、付き合いのない、その立派な食堂みたいのがあっても、やっぱり褒めた言葉に返ってきていない。そして、塘路からのワカサギだって、何一つ納めているわけでもない。あれ初めザリガニもあったけれども、あれはどんなふうになっているのかな。その辺、それなりに責任を持っている人であれば誰でもいいですから、教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、担当課としてお答えをさせていただきます。

前段で、あそこで活動されている方々、業者の方々とおつき合いがなくて、休みの日かわからないようなお話がありましたけれども、基本的に夏の間は定休日を水曜日でしたか、定休の形をとっておりますので、不定期に休んでいるという実態はないというふうに私は理解しております。これについては今わかりませんので、詳細を後ほど確認させてもらって対処したいというふうに思います。

それから、ピルカ設置当初の約束が守られていないのではないかという声があったということで、中で地元への報告というお話が委員から今触れられましたけれども、確かに振興公社から民間に移行したとき、最初の会社するときには、地域との連携を図っていくために、報告ではないのですが、年に1回、運営に関して意見交換会をしましょうという話がありました。ただ、それについては、前の運営会社のときの話でありまして、現在の有限会社ラグー

ンとの間では地域とそういう話がありませんでした。ただ、地域のほうが地域の一員として温かく迎え入れるためにそれが必要だということであれば、委託元である私どものほうから、委託先、有限会社ラグーンのほうに話をしまして、ぜひ1度と言わずそういう機会を設けていきたいというふうに考えております。

委員のご指摘、地域の中で愛されなければなかなかうまくいかないのではないかとというふうに意味を解釈するところですが、同感でありまして、この施設につきましても、所管課としてはせっかくのものでありますので、委員ご指摘のとおり、しべちゃ牛乳が出てきたりとか、あるいは牛肉の部分も資源として、これは出てきております。一朝一夕にはなかなか販売するものにはつながらないのですが、それらのものができ上がったときに、本当にまさしく機能を発揮する施設としてあるように、今の段階では機能を維持させるべきだというふうに所管課としては考えているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 今、一応、誕生のところが農業関係の部分での誕生でしたので、農林課長が言った部分であります。

もう一つは、地域の魅力といいますか、観光振興上、地域振興上の部分での観点でありますけれども、そういう部分では選択肢の多さというのが非常にやっぱり大きな部分だというふうに思っております。先ほど委員がおっしゃられたとおり、パスタのお店があったり、駅前にお店があったり、そういうものをいろいろ利用者さんが選択をできる、その中でピルカ・トウロのあの食材がまた生きてくるという部分もあるというふうに思っております。できるだけ地元食材を使いながらと、エゾシカの肉を使いながらとか、もろもろやっていますけれども、加えて地元でとれたものを使っていくというのがさらに望ましいというのは私どもも思うところであります。やはり地域の中でその接点を持ちながら、進めていきながら、そして多くの町外からおいでになった方々もいろんな選択ができるというようなスポットであってほしいというふうに思いますので、少なくとも一つの核になり得る部分だなというふうには思っております。

時間の関係で言いますと、恐らく朝一番でカヌーに乗った場合にランチの時間がちょっと合わなかったというようなこともあり得るなというふうには思っておりましたけれども、いずれにしても今ある施設、できるだけ今委員が心配されるようなことがないような形で運営されるように、そして多くの方に魅力を感じていただけるような施設になるように、ぜひ私どもとしてもかかわってまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、恐らく聞いている委員の人方もよくわからないのではないのかなと思うのだ、今の答えでは。これも特別、私、腹を立てたとか、そういうことで言っているわけでもない。本当に優しく言っているつもりでいるのですけれども、責任者を責めたり、そういう意味ではなく聞いている。

それで、今の農林課長も、休みは協議してみるだとか、それから意見交換会は当時やると言ったけれども、その後、人がかわったから、それからしなくなったとか、何が大事で食材のセンターをこのままいかなければならないのかという、その意味がちょっと、理由が余り

ぱっと、ああそうか、そういう理由だからこれ残さなければならないのかというふうに、聞いている私が胸を打たれないのさ。ああそうか、そういうことでこれ残したほうがいいのだなど。そうだなと。そうしたら、こうやってここにいる委員の人方も、ああそうか、俺らも気がつかなかったな、ではこれを本当にそういうことで残すのだったらそれしようがないなと。そういうことならわかったと、こういうふうになるのだけれども、どうもそれがまずびんとこないということ。

そして、1回きり、協議を今度こっちのほうから業者にしてみるだとか、意見交換会が、そういうのが必要だったら、町のほうから業者に言わなかったらやらないとか、大体そういうような業者なら、これうまくいかないものな。そういうようなことを一々こっちで。もう本当に商売としてやっている人だったら、積極的に地域に入って行ってやるもの。だから、そういうことを、今の答弁を聞いているだけでも理解できない。

それから、副町長、副町長のほうも理解できないよ。選択肢が何が多いのかわからないけれども、塘路へ行ったら選択肢がいっぱいあるわ。そうやって食べさせてくれるところもあれば、アイスクリームを売っているところもあれば、いろんなのがいっぱいあるけれども、今の施設が、さっき言ったように、こういうことでこうするからこうしていこうやと。だから、こういうふうにして大事に塘路にも理解してもらって、こういうことだからなのだな、そうかという、こう打たれるところがないのさ、そうだなと。それなら残すべやという。それが、何か知らないけれども、やったものを文句を言われても何とかこれ、もう引っ張って残していかなければならないと。これ、そうですねと我々の話に屈服したら、何だ、おまえ何のために事業をやったんだと昔ならやった、今はもうそんな時代でないからそんなことも言うわけでないのだけれども、今ここで古くなったらお金をかけてあそこを直したり、それから燃料代を払ったり、いろんなことをしてあれを維持していくのに、ぴんときていないよと。ぴんとくる答えを私は求めているのさ。私が言っているって、代弁しているというだけだ。みんなだって求めているということ、それを。だから、その辺をどうなのですかと。役場のほうから、課長、こうやって地域の人とおまえ話し合いしなければだめだよとか、ザリガニも買わなければだめだなんて言われるような業者では、これだめだよ。そう思うのだけれども、もう一度。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

食材供給施設の営業の部分、運営委託をしているわけなのですが、ここずっと非常にその業界は厳しい状況にあるということは、これまでも何度も答弁をさせていただいております。その中でどうやって成績を上げていくかということに関して言うと、会社のほうでもJRのほうに協議をして、列車で来た方を呼び込むことができないかとか、そういう努力はされているというふうに聞いております。地域との関係というのは実際どうなのか、現場のスタッフとそこまでちょっと話をしたことがないので、日常的な接触というのがどういふふうに行われているのかわからないのですけれども、仮に委員ご指摘のとおり今までそれが余りにも希薄過ぎるということであれば、繰り返しになりますが、必要なことでしょうか、それは再度お話をさせてもらいたいというふうに考えております。

それから、委員の胸を打たないということなのですけれども、これもこれまでの繰り返し

になりますが、副町長の答弁にもあったとおり、今、あそこにあの施設がある、湖あるいは環境省の施設や町の施設を目の前にした大変恵まれたロケーションにある中で、あの施設を利用されたお客様からは非常に高い評価をいただいております。昨年でしたか一昨年でしたか、インターネットによる人気投票でも上位のほうにつけておりました、ぜひリピーターとしてまたやってきたいという声をたくさんいただいているということで、まだ広く知られていない価値があるのだろうと。その辺を強化すれば、標茶塘路地域の魅力発展につながるのだろうというふうに思っております、そういった部分、今ご指摘のとおり、一般財源持ち出し733万9,000円になっていますけれども、機能を維持する中で効果を発揮させていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ副町長も町長も答えるのになかなか大変だと思うのだ。だから、無理はしなくてもいいけれども、今、課長のやつを信じる以外ないのかわ、私としてはな。

だけれども、733万円だけが一般会計からの持ち出しではないのさ。あの施設を直したり、いろんなことの投資もしているでしょう、あの施設には。直したり、水道が例えばしばれたら、経費でも出さなければならないし。だから、単なる七百三十何万円では終わってはいないのさ。

そして、塘路の発展のためにあそこの食材が全国的に売れて、高い評価が今あったとしても、あれできてからもう何年たつのか知らないけれども、あと何年待てば課長の言うようなことになるのか。僕はそれにかかけたいと思うのだけれども、それまでかけたらまた同じだろうから、早目のほうがいいのかなどという気持ちもないわけでないのだ。だから、副町長、町長も、後々塘路とももう一回いろんなことも詰めて話ししてみ、このやつがどうしてもやめられないのならやめられなくても、それなりのことをやっぱり塘路の人方に理解をしてもらおうようなことがなかったら、行くたびに同じことを私言われても、今度12月にこういうふうにしてまた、いや、もういいかげんに食材の賢ちゃんなんて言われたくないから、いいかげんところで幕も引きたいのだけれども、その辺、答えは理解できるように出されるのならいいけれども、後々協議して、もう一回私もどこかで、3月に立つか12月に立つかわからないけれども、もう一回聞くから、そのときちゃんと塘路との話し合いもしてみ、ちゃんと理解のとれるような話をやってくださいよ。いいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいま施設の運営上で733万円の一般財源の投入、これをどうするかという、その重みとといいますか、そういうお話がありました。これにつきましても、また見えない、ここの運営上でないまた効果というのもありましようし、それらについても検証も進めてまいりたいと思いますし、各施設というのは住民の皆さんに必要であると思っただけのもの、これはこの施設に限らずほかのものについても同じでしょうから、住民がノーというお話であれば、私どもが効果を訴えてもなかなかご理解いただけない部分かもしれません。ですから、そういう部分では、ぜひ理解をいただけるような、その力もつけながら、そして地域の中での理解も得られるような努力については引き続き行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと今のことで理解をしたというのではないのですよ、僕は。そういう考え方に期待をして、やっていってみてください。

そして、質問をまた変えますけれども、虹別のキャンプ場、私、この間行ってきたのです、2人で。行って、私は誰だとか、そういう変な、ああ議員だとか、そういうことも全然抜きにして行って、見せてもらってきました。車は駐車場に置いて、ずっと回って。そうしたら、地元の人でないのだけれども夫婦でちょうど湖のところでカメラ、写真撮りをやっていて、そこに虹別の私のよく知っている人が、大変世話になっていた人ですけれども、そこにいて、おお何だ、賢ちゃんなしたのよなんていうような、そこで大分話しして、キャンプ場の話もいろいろ聞いてまいりました。あれだけの立派なキャンプ場ですから、そして奥のダムのところ赤いジャケットで魚釣りをしていた人を見ると、ああこれは本当にいいところだなと思って見てまいりましたけれども、前回もこの質問をしたときに、やっぱり一般財源からの持ち出し、また、あそこにあることによる効果も私も聞きました。

決してあのキャンプ場がだめだとかと、こう言うのではなくて、今、食材で話したように、あそこに来てくれた人方、本当にあのキャンプ場がさらに飛躍するのにどういう意見というか、そういうのをとったらいいのではないかと。虹別の私の知っている人は、本当にこの写真とか、そういうことをやっていくのには非常に風景もよくていい場所だと褒めていました。だけれども、あそこに来た人方が本当にどういう状態で来てあそこでやって、虹別に効果をもたらせてくれているのだから、来た人方がさらにやっぱりうちのほうで何らかのアンケートをとるなり、そしてあのキャンプ場の状況を我々にも安心して、標茶の中にあそこにキャンプ場があるというのを知らない人がたくさんいるのです、本当に。いや、知らなかったという人いる。だから、やっぱりそういうふうにして今やっているのであれば、あそこに来た人方の意見も、またこっちへ来たときに来てもらう。それから何年かに1回は大きなイベントか何か、あそこは場所もあるのだし、3軒、一軒家みたいなのが建っていたのだけれども、1軒は何かちょっとすすだらけで人の気配がないなど。2軒は人、たまに1軒は入っているな、もう一軒はちゃんときれいにしていた、そんなような状況なのですから、その辺を担当課としてはどんなふうを考えていましたか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

虹別オートキャンプ場の機能性という部分も含めてのご質問と思いますが、まず、キャンプ場の利用状況でございますが、虹別のオートキャンプ場、約6,000人のご利用をいただいております。昨年だったと思いますが、6,000人訪れていただいている間接的な効果というのははかり知れないほどございますというふうなご答弁をさせていただきましたが、今回もまた同じ答弁という形になるかと思っております。

また、利用者にどういうことを望んでいるかというような意向調査を試みたらどうだというようなご意見だと思いますが、あそこ虹別のオートキャンプ場は虹別の連合振興会に管理を委託しておりまして、その中で運営委員会を設置して、町と地域会と一緒に共同歩調で運営をしているという状況でございます。常勤の管理人さんも運営委員会のほうで雇っていただいております。利用者の皆さんからは大変高い評価をいただいております。

ますし、キャンプ場ガイド等も見ますと、評価が高いというキャンプ場でございます。

9月議会においても違う議員さんのほうからご質問をいただいたところでございますが、全てのキャンプ場で全てを満足するというような形ではなくて、標茶町では4つのキャンプ場を設置しておりまして、4つのキャンプ場とも機能が違いますし、雰囲気も違うという状況でございます。

虹別のオートキャンプ場につきましては、今現在の雰囲気、機能を守りながら大切にしていきたいという地域会の意向、運営委員会の意向もでございますので、担当課としては、意向調査というよりも、運営委員会の中で利用者の皆さんから意見を聴取した中で今後どうしようかということで共同歩調でやっていきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 僕の言っている意味は、そういう答えは答えで1つあるのだろうけれども、6,000人入ろうが、1万人入ろうが、それはいいのさ。あのキャンプ場を虹別の振興会に委託しようが、直接経営しようが、そんなことは僕はとやかく言わない。あそこはまず虹別の地域から理解されている。だから、つくってずっとやっているのはいいのだけれども、標茶だって知らない人がいるわけだから、やっぱり標茶にいたってああいうオートキャンプ場があるよと。こういうふうにして効果を働かせることによって、だんだん一般財源の、一般財源、一般財源と私こうやって口に出すのだけれども、一般財源だって監査委員の報告のとおりやはり硬直化しているわけだし、そういう何でも持ち出し、何でも持ち出しでは、事業としてやったら、やっぱり努力をして少しでもよくなるようにいかなければだめなのだから、だからそういうためのルールづくりを一年一年考えて、また、あそこの振興会に委託するのなら委託するでもいいけれども、そういうアイデアだとか、そういうのは町のほうでノウハウを教えてあげなければならないかもわからない。だから、そういうことをひっくるめて、そういうことの努力はどうなのだろうかと、こういうことを言っているのだよ。

そういうための一投としていろんなアンケートをとったり、いろんなことをしたらどうなのだと。金を出しているから悪いとは僕は言っているのではないのだよ。その辺はどうなのですかと。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、より魅力あるキャンプ場に向けてということのご意見だと思いますが、委員もご承知とは思いますが、あそこのイベントでキャンプ場夏祭りというものもやってございます。そのときには日帰りという形で地域の皆さん、多方面の皆さんからもお越しいただいているという状況でもございます。

また、先ほど委員おっしゃったように、フィッシングの場としてもあそこは有名な部分もございますので、機能性の部分、魅力のアップという部分も含めて、例えば魚を放流するというようなことも含めて、運営委員会の中でまた一緒に考えてまいりたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） とにかく毎年何の変化もなくとんとんといくのではなくて、その年その年違ういろんなアイデアを出して、やっぱり町からの負担軽減を図っていくという、そういう努力をしないと、これ担当課長が今佐藤課長だから、そういうものに向かえば、やはり課長によって能力が違うなという我々だって評価をするわけで、あなたがいるときの課長も、

隣にいる課長も、数字的に何も変わらないよなんて、そうしたら誰が課長をやったって同じだと、こうなってしまうでしょう。だから、課長がいたときにはそういう自分の持っている事業のそういう面の努力というのはしていくような形をやっぱり僕はしていただきたいなと、こういう思いで質問をしているわけです。

副町長、何か手を挙げたいような。どういう。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

予約部分で言いますと、やはりお客様のご意見というのは非常に有効な部分だというふうにありますので、それと地域のその思いも含めまして、新たにお客様に喜ばれるような施設づくりというのは進めていかなければならないと思います。

それともう一つ、地元の中で知らない人が多いのでないかという部分では、やはり町の皆さんに、ここに限らず、いろんな標茶の宝を知ってもらおうということが必要だと思いますので、平成7年のC I、コミュニティ・アイデンティティのときの行動計画にあるように、町の皆さんに宝探しをしてもらおう、そしてみんなに知ってもらおうという行動も同じだと思いますので、それらも含めて内外を含めて知らしめるという形を進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 時間もないようですから中に余り触れないようにして飛んでちょっとしゃべりますけれども、まず資料でもらった委託契約書、この中にちょっと触れたいのだけれども、これまた改めて触れることにします。そして、今ここで言うておくのは、こういう委託契約、指名競争入札、随契、1社随契、いろんなことがあります。いろんなことがこれ中にあるのですけれども、これ各課、私、来年度に向けてもう1回この委託契約の中が、本当にこの金額のこういうことが正しいのかどうか。正しいというのなら、これでいいのだよ。私も時間をとって今度この中身を一、二例、こういうことだからだめでないのということをはっきりきょうは言いたい部分もあったのだけれども、きょうはそれに触れないで、これは来年度皆さんが予算を立てる、この段階でまたこの委託契約の関係については私も触れさせてもらおうと思っています。ということで、これまず1つ、皆さんに検討していただきたいのが1つであります。委託契約はそういうことでして、中身には触れません。

それで、財政のほうにちょっと入らせていただきます。いいですか。これも佐藤課長が憎くて聞くわけでないからね。

地方債と債務負担行為のいわゆる現在残高、去年の年度末の残高と、この決算のときの末の残高、変わっているよね。この残高、何ぼになっていますか、債務負担行為と地方債。わかりますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

まず、地方債の残高でございますが、平成22年度末の現在高が108億2,200万円程度、平成23年度末の現在高が106億200万円程度となっております。

債務負担行為の残高につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後刻お答えさせていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田委員。

○委員（舘田賢治君） とりに行ってくるのか。誰かとりに行ってきたらいい。

そうしたら、行っている間に、時間がもったいないから聞くわ。備荒資金の関係、普通納付と特別納付とあるのだけれども、私自身調べてみた範疇の中で、この普通納付というのは5,000万円が一つの切り口で、あと普通納付は特にまた積まなくても、この5,000万円を積んでおくということだけでいいので、これ普通納付と特別納付の約束事というのはどういうふうになっているのですか、備荒資金の。例えば、普通納付は5,000万円積むと、毎年積むとしたら何ぼぐらいずつ積んで、積めるだけ積んで、2億円なら2億円になったら普通納付としては終わるよとか、それから特別納付は何ぼまでなのだけれども、あと預けられるのだったら何ぼ預けてもいいよと、どのような内容になっているのか、ちょっとこれお聞きしたいなと。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

備荒資金組合の納付金でございますが、普通納付の部分では、委員ご指摘のとおり、最低でも市町村は5,000万円を積み立てなければならないというルールがございます。あともう一つのルールとしては、1億5,000万円を超えて普通納付はできないというルールがございます。23年度末の普通納付の残高につきましては、9,547万9,000円でございます。1億5,000万円までの限度額があるのだから、普通納付でふやせばいいのではないかというようなもしご意見があろうかと思いますが、普通納付の取り崩しのルールとしましては、災害に限定をされているという状況でございますので、本町としては普通納付ではなく、俗に言う超過納付分に多く積み立てをしているという状況でございます。

○委員（舘田賢治君） 超過納付の条件はないのかい。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 超過納付のルールという部分でございますが、平成23年度末で残高は26億1,200万円程度となっております。最低積み立ての部分ですとか限度額という部分については、超過納付分についてはルールはございません。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それで、備荒資金の関係では、普通納付と合わせて27億1,300万円ぐらいになっているわけですね。それで、この基金のほうでは、監査報告書にも出ているように、29億6,000何がしと。去年に比べて、去年3,900万円ふやして、これらを合わせると全体で2億6,000万円ぐらい備荒資金と基金や何かでふえているということになりますよね。これは貯金の関係、貯金というか、預貯金の関係でこういう数字だということは、これで間違いないですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 基金と同様と考えていただいて結構だと思います。同じということ。

○委員（舘田賢治君） それで、債務負担はわかったのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほどの債務負担行為の額というか、部分につきましては、

平成23年度の末の状況で2億9,264万8,000円でございます。

○委員（舘田賢治君） 初めは何ぼだった。22年度の。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 22年度の末につきましては、7億5,799万9,000円でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 7億5,000万円が2億9,000万円になってきたということですね。貯金のほうと財産のほう、ちょっとこっちに置いておきます。

それで、軽費老人ホーム、それからこれ山澤園長のところになると思うのですが、介護保険のサービスの関係で軽費老人ホーム、前年度から比べたら一般会計からの持ち出しがまたふえている。軽費老人ホームの一般会計からの持ち出しが、前年度に比べたらふえていますよね。たしかふえているはずなのだ。

それと、これは僕の単純な計算です。介護サービスの中で施設、通所、短期、交流、または指定事業所の関係、今回は、一つ一つやりたいのだけれども、時間の関係上まとめて話をしますから。このサービスの分だけで4,500万円からの一般会計からの持ち出しがあったのですよ。赤字なのです。どれも、通所も短期も指定事業所も施設介護も。何年か前は短期や何かもちょっと黒字を出していたのですが、今は施設投資を入れないのですよ。ただ、この介護保険、この実績の使ったお金のやつを精査してみたら、そうになっている。これまずわかりやすいところでこういう例を何ぼか出したいのだけれども、軽費老人ホームも前年度よりも一般会計からふえている。そこのところは間違いのないかな、ちょっと確認だけしておきます。金額の万単位の話は別にして、大体そういうふうになっているということはいいのでしょうかね。間違っていたら間違っているとってください。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

私が担当しておりますところの通所介護、短期入所生活、あと福祉施設、この3つ私のほうの担当になりますけれども、これら3本とも一般会計から繰り入れをさせていただいております。

○委員（舘田賢治君） 軽費老人ホームも間違いのないよな。ふえているよな。全体でな。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 軽費老人ホームの関係の経費につきましては、会計は一般会計となっております。

○委員（舘田賢治君） だけれども、その中でも一般会計からの持ち出しがふえているでしょう。前年度よりもふえているはずだぞ。

いや、違ったら違ったと言ってよ。私の勘違いかも知れないから。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 一般財源については、昨年と比較をするとふえてございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それで、監査委員が財政の硬直化と言って、指摘を受けているわけでありましてけれども、歳入の一般財源、そして経常経費の充当する額、わかるでしょう。こ

れらが今回の決算の中でいくと80%以上超えているわけだから、監査委員の指摘どおりの当たってくるようになるのさ。硬直化しているということになる。

では、これを70%台にするのにどうしたらいいのと。そうでしょう。70%台に追い込むのには、どうやったらこれを追い込めるのか。ということは、経常的な経費を下げるか、歳入の一般財源を上げるかしかないわけですよ。それがない限り、この硬直化からは抜け出すことはできないのですよ。

では、硬直化から出ますということやるといことになる、さっき私が言ってきた各事業が、各課の課長さん方がどういうふうに思ったか知らないけれども、簡単に一般財源からの導入は財政の硬直化を図ることになる。特別会計も全てとは言わない、ルール分もあるから。いいか。私が言う前にもうわかっていることだと思って聞いているのだけれども、その辺どうですか。ちょっとそこまで私の考え方が間違いなのか間違いでないのかをまずお聞きしておきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、経常経費充当一般財源を下げるか、それとも経常経費の一般財源をふやすか、どちらかという状況でございます。22年度と比較をいたしますと……

（「比較はいいのだ」の声あり）

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 監査委員の意見書にも硬直化されているという部分がございますが、昨年度と比較をして硬直化されているという多分言い方だと思いますが、理想的には75が理想と言われているということで記載は書かれていますが、あくまでも理想で、理論上の理想と私どもは捉えてはおりますが……、しゃべっていいですか。

（「しゃべっていいぞ」の声あり）

○企画財政課長（佐藤弘幸君） とりあえず比較をさせていただくと、経常経費充当一般財源につきましては、22と23年度はそう増減がございません。何がふえたかといいますと、収入のほうの一般財源ができたという状況で、経常収支比率が若干上がったというふうな分析をいたしております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、私が聞こうとしているのは、ここまでまず私の言っていることには間違いはないかどうか。間違いはないというのであれば、70%台にするのが目標だとか目標でないかというのはいはこれから聞くから、私の話を聞いてから目標なのか目標でないのかはあなたが判断をすればいいの。

逆に、標準財政規模の形でいったら、財政収入が多ければ多いほど上がっていけば、これは70になるどころか100超えたほうがいい。100超えていったほうがいい。標準財政規模で照らし合わせていったら、100超えたほうがいいのだよ。これは、そこまでいいね。まず、そこまで納得してくださいよ。

その上に立って私が聞くのは、今度は理事者側の判断も必要になってくるのだけれども、こういったものに対して監査委員のほうから指摘を受けたやつが、何かさも遠い目標のごとくのように言うのだけれども、各課の担当課がそれぞれの事業に企業努力を入れたらどうなのだ。これはまず入っていないよ、私が見たら。この決算書を見て中身をこう見たら。本当

にどこで企業努力をされているのか。いわゆる人員もそうだよ。そして、果たして今の来年度に向かうからだけでも、町長でなかったらできない権限だから、これにはさわるのも嫌なのだけでも、人事についても果たして的確なのかと、これを見て。この状態を見てだよ。毎年毎年、来る年来る年、うちの監査委員のほうから財政が硬直しているよと言われる。その努力をどこかで満たさなければならないのだけれども、それが見えない。やはり事業を受けたら、一般財源をどうやって使うかということをもまず考えなければならないのではないのかなということが1つ。その辺はどういうふうな考え方になっているのか。これは町長でもいいし、副町長でもいい。担当課長でもいいよ、答えられる範疇で教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

当初の予算編成会議におきましても、方針として安易に一般財源に頼ることなく、自分というか、企業努力で自主財源もしくは補助金等も、交付金等も確保しながら事業展開を行っていただきたいというような指示を出しております。予算編成のヒアリングのときにでも、本当に補助金がないのかどうかということを確認させていただきながら事業展開をしているわけですが、一步踏み込んで目的の拡大をしていけば補助がつくのではないのかというような部分を意見交換させていただきながら、企業努力もしていきながら、極力、一般財源を少なくするような方向なのですが、事業展開は行っていくと。事業は行うのですが、一般財源は極力充当しなくて済むような形で行っていきたいという部分で企業努力は日々行っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 課長が行っていると言っても、それが出ていないから俺聞いているのさ。どこで出ていると判断するのか、この決算書を見て。だから、この決算書から判断できなかつたら、これ、課長、本当に我々も、政治家の端くれみたいなことだけれども、口だけが弁護士で心は詐欺師だなんて言われるけれども、口だけ弁護士やっけてもだめなの。こうやって数字が出てくる。数字が出てくるのは、これが最終的な結論なのよ。だから、監査委員の言うとおりにしてくるのよ。

それから、さっき言ったように、基金のほうはさっきああいうこと。

それからもう一つ、事務報告書をちょっと見てもらおうかな、企画財政の。企画財政、45ページ。この現在高の地方債、106億円あります。この106億円のうち、臨時財政対策債は31億円あるの。そうしたら、借金、これ70億円になるの。だけれども、上を見てください。過疎対策。減債、上からの一般公共だってこれ2割や3割のあれがあるはずだ。これ全部やっていったら、預金と今のうちのある残高と基金だとかみんな備荒資金合わせたやつとこのほうの借金では、恐らくチャラ以下になっているのかなという、まず感じなの。そうしたときに、私は今ここで何を言いたいかというのは、財政の硬直化はできるだけ各課努力してやってもらおうということが1つです。これは、いや、できませんと答えられたらそれまでのことなのだけれども、僕がやるのでないのだけれども、僕がやったらそういうふうにしてもらおうよ、俺はみんなに努力してもらうのだけれどもどっちにしても努力をしてもらいたいと。

それから、標茶の町は生産第一の町なの。何回も言うけれども、酪農が中心で、その生産が、酪農ががたついたので全部だめになる。だから今こそ、僕これ農協さんとも何も打ち

合わせしていませんから。こういう財源、可能な限りの財源をやはり生産第一のまちづくりとして、町として基幹産業が酪農なら酪農、畜産を中心とする事業の展開が図れなかったら、私は全くこの町、役場だけがいつも定年していく人は定年していく、残る人は残る、定年した人は一年一年年をとる、隣を見たら若いやつはいない。これ枯れ木の三度がさだよ、こんなことをやっていったら。やっぱり小さければ小さくていいですよ、町が。目標をつくって、コンパクトに町が動けるような、農業を中心として、やはりそこに財政投資が、こんなことを言うつもりはなかったけれども、100億円でも200億円でもしなければならなかったらすればいい。それはしっかりした計画のもとで。そのかわり、標茶はこういうふう生まれ変わるよと。僕はそういうような、やはりあしたからそういう予算をつくれとか、今までの経過を一々踏んでいかなければならないから、だけれどもそういう目標に向かって来年度からの予算づくりに皆さんに入ってもらいたいなど、こういうことを思いながら、一遍に何十分もかけてやらなければならないやつを急いでしゃべっているものですからこういうことでまとめさせてもらいますけれども、その辺の考え方がいかなものなのか。やっていますではだめなの、数字が出るのだからな。数字が出たものについては、やったなど。課長、本当にやったなど言いますから、私は。やらないものをやったなんて言ったってだめだ。何ぼ忙しい目に遭ったって、最終的には数字が出てくる。これがまず1点。

最後には、さっき言った企業会計の関係を聞いて私は終わりにしますから。

まず、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

数字にはなかなかいろんな変動やらマジックみたいな形があるでしょうから、少なくともご理解できるような形では進めていきたいというふうに思っています。その中で、今言いましたこれらの健全な財政運営を常に目指していくと。そのためには先ほどあった、課長から説明がありましたが、安易に一般財源に頼ることなく進めていかなければならないというのが1つだと思います。

それから、行財政改革についても、力いっぱい努めているのが今現状でありますし、先ほど人員配置の話もありましたが、今回の事務報告書の中でも、10年前と比較すると50名、職員を減じながら、今何とか努力しながら進めてきているという状況であります。

そこで、先ほど基幹産業の話をされましたが、まさしくそれぞれの自治体の運営を見ましても、基幹産業がしっかりしているかしていないかによって、その町が足腰の強い、そして地に足のついた町になっていくかということが紛れもない事実だというふうに思っています。その中で、今基金を積み上げ、そしてさまざまな工夫をしながら財政運営を行っているところでありますけれども、その基幹産業を取り巻く環境の中で、かなり大きな課題等もあることはそれぞれ周知の事実だというふうに思っています。そのときに事業をやるときに、やる、やらない、もう一つはやりたいけれどもできないというのがあると思います。私どもとしましては、その部分で必要だという部分があったときに、やりたいけれどもできないという状況だけは避けたいというふうに考えていますので、それらを含めた対応を行っているということでぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、その熱意につきましては、町長含めて前向きに考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員（館田賢治君） 町長、何かないかい。町長、何かお言葉がないのかい。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 委員がご心配になっている点については、十分私どもも理解しております。ただ、やはり町民の今まで築いてきたサービスをどうやって維持しながら健全な財政を図っていくかという中で、単年度単年度それなりに私どもとしては可能性のある施策というものを展開させてきていただいております。その結果としてどういうことになっているのか、例えば昨年度との比較ということになれば、確かに数字的にはかなり、昨年度が非常によかったものですから、ですけれども、これはやっぱり中長期的に見た場合に、私ども職員が一丸となって努力した結果というものについては、数字としてあらわれていると私は思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思いますし、本町が基幹産業酪農ということに関しては、私もまるっきり同じ考えであります。これから先にどういった形で将来的に維持できる酪農を築いていくのか、それは過去にも、いわゆる土地改良事業であるとか、家畜ふん尿処理施設整備等であるとか、他の町に比較してかなり一生懸命やってきたというのは事実であります。だから、そこら辺がこれから先の状況を踏まえながらどういった形になっていくのか。

ただ、そのことと、やはり政治状況が非常に変わってきていることもぜひご理解をいただきたいと思えます。今までいろんな計画等をやはり道、国と地道に詰めながら進めていってきて、ある程度の財源を確保しながら提案をできたのですけれども、ご案内のような3年前の政権交代の状況から新たな秩序というのがまだ確立されておりませんで、事業に対して手を挙げるのはいいのですけれども、最終的に、ではそれがどういった財源になるかということが、以前とはかなり違った状況であることも多分委員はご理解をいただいていると思えます。

そういった中で、私どもは国の財政状況等々も踏まえながら、本町として持続可能な健全な財政を維持しながら、町内の経済動向にも十分意を配しながら、できる限りの努力をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長の立場としてはそういうこと、我々議会としては私が今言っているようなことになって、決して財政をがたがたにして事業をやれと言っているわけでない、財政のバランスもとりながら、可能なものことについては議会挙げてお願いをします。それから、議会挙げて池田町長も副町長もほかの課長方もしっかりと我々も支えるから、どんどん前向きでうちのまちづくりについては目標を持ってやってもらいたい、そういうふうになっているわけです。とにかく期待しておりますから、またこれからは財政と言えばこういう話が展開になると思えます。だけれども、そういう上に立って、誰もこの町を悪くするための足を引っ張るような話はしているわけでないから、その辺をご理解してもらって、あすからのまた業務にひとつ頭に入れて励んでいただきたいなど、このように思えます。

最後、先ほど言いました病院、それから今の上水のこれ企業会計でやっているのですが、法律が変わると、これを心配しているのは、今、最後に池田町長ともこうやって話した、こういうことの中にも相当影響が出てくるの。それで、この企業会計の変わるというものについては、一体背景的にどういうようなことから始まって、どういうふうになっているのです

か、これ。最後に聞かせてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

地方公営企業会計基準が変わる背景といたしましては、通常、企業会計が国際基準を踏まえて改定されてきている中で、地方公営企業会計が昭和41年以降改定されていないために開きが出てきて、相互の比較ができなくなっているということで、通常企業会計制度とそれから公営企業会計制度の整合性をとるということが1つにあるようです。

それともう一つは、地方分権改革によって、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が掲げられまして、地方公営企業についてもその地域主権の確立を進めていきやすいようにするという事。それと、より公営企業の経営状況を的確に把握できるようにするということが背景にあるようです。

それで、改正の要旨といたしましては、貸借対照表の借入資本金、これが今度、負債のほうに計上されていくと。それと、私どもの水道にとっては大きいのですけれども、みなし償却制度が廃止されると。それと、退職給付金の引当金の引き当てが義務化されると。それと、キャッシュフロー計算書の作成が義務化されて、資金計画書の作成が廃止されるということがございます。

それで、経営に与える影響ということでございますが、みなし償却制度が廃止されたことによりまして、今まで補助金等で整備した固定資産については減価償却をしていなかったのですけれども、それを毎年度、減価償却をしないといけなくなるということで、本町の上水道事業におきましては、年間75万円減価償却費がふえてくるということで、その減価償却費というのが必要経費の中に入ってきますので、ますます経常利益が少なくなって経営が厳しくなってくるということが考えられます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、これ病院は大きいと思うのだけれども、これになっていったらどんなような過程というか、今よりもこれ相当でかいよ。これ今、流動資産と流動負債の関係なんか吹き飛んでしまうのではないかと。その辺、どんな感じしているか。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） ただいま水道課長から答弁させていただきましたとおり、改正の概要、趣旨については、そのとおりだということで私も認識してございます。

かなり内容も改正になるということで、先般も説明会に出た経過もございます。ちょっと複雑でございまして、病院会計として平成26年度から大きく変わるという印象はその中で認識をいたしました。具体的に実際事務作業をしてみなければ、病院会計については、事務のシステム化をしておりませんので、手作業で積み上げながら、果たして数字上でどういふふうな形で現状の病院会計が変化をしていくのかについて、もう少し時間がかかるだろうなということで思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 水道とこれ病院の関係は、理事者は当然把握しているのでしょうか、かなり私は心配しています。

それで、できるだけ早目に仮説で、仮に今のような状態になっていったら、病院もだよ、

こんなになるかもわからない。その数字が正しいか正しくないかは別にして、こんなふうになるかもわからないというやつを一回計算できないだろうか、この変わる前に。きょうから変わったなんてやるのではなく、その前に大体こんなになるのかなというようなやつができますかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたそのみなし償却資産に関しては、私ども固定資産が結構ありまして、そういうふうですすぐ出てくるのですけれども、それ以外につきましては、先ほど事務長が答弁いたしましたように、現在いろいろところで講習会等が開かれておりまして、それに私どものほうの職員も参加しているのですけれども、なかなかその最終的な姿が見えてきていない状況であるというのが現状でございます。ですから、当然、これにつきましては、26年度移行されるということで25年度には、26年度予算の作成に当たっては、当然新しい会計基準に従った決算を一度やって26年度予算に反映させないといけませんので、現在ではちょっとわからないのですけれども、26年度予算作成までにはその辺がはっきり見えてくるということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで理解をいたします。

今まで長々とお話をさせていただきましたけれども、やはりこれからは職員も努力した職員は報われるような、そういう形でいけるように、私なりで議会のほうもそういうことに十二分に目配りしながら、理事者の人方と、職員の人方と一緒に、まちづくりのことは皆さんと一緒にやりますから、できるだけ皆さんの能力が100%出るように、そしてまた来年に向けては新しいそれぞれの課で予算が出てくるように、例えば国保事業を預かっているところであれば、病院にかからないような運動をどうしたらいいのかとか、いろんな体操とかイベントを考えたり、何かを考える。それぞれがそういう形の中で課で考えていただくというようなこともお話をしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 以上で本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時53分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 黒 沼 俊 幸